

平成21年第2回定例会

東吾妻町議会会議録

平成21年 6月 9日 開会

平成21年 6月19日 閉会

東吾妻町議会

平成21年東吾妻町議会第2回定例会会議録目次

第1号（6月9日）

議事日程.....	1
本日の会議に付した事件.....	1
出席議員.....	1
欠席議員.....	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	2
職務のため出席した者.....	2
議長あいさつ.....	3
町長あいさつ.....	3
開会及び開議の宣告.....	4
議事日程の報告.....	4
会議録署名議員の指名.....	5
会期の決定.....	5
諸般の報告.....	5
諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	6
同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	7
同意第2号～同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	8
報告第1号の上程、説明、質疑.....	10
報告第2号の上程、説明、質疑.....	10
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	11
議案第1号の上程、説明、議案調査.....	27
議案第2号の上程、説明、議案調査.....	29
議案第3号の上程、説明、議案調査.....	30
議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	32
議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	33
議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	35
選挙第1号.....	37
陳情書の処理について.....	38

散会の宣告.....	38
------------	----

第 2 号 (6 月 1 7 日)

議事日程.....	39
本日の会議に付した事件.....	39
出席議員.....	39
欠席議員.....	39
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	40
職務のため出席した者.....	40
開議の宣告.....	41
議事日程の報告.....	41
議案第 1 号の質疑、討論、採決.....	41
議案第 2 号の質疑、討論、採決.....	42
議案第 3 号の質疑、討論、採決.....	51
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	78
発委第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	80
陳情書の委員会審査報告.....	82
閉会中の継続審査(調査)事件について.....	84
町政一般質問.....	90
加 部 浩 君.....	90
青 柳 はるみ 君.....	106
須 崎 幸 一 君.....	109
会議時間の延長.....	114
金 澤 敏 君.....	114
大 関 広 海 君.....	123
日程の追加.....	131
会期延長の件.....	132
散会の宣告.....	132

第 3 号 (6 月 1 9 日)

議事日程.....	133
本日の会議に付した事件.....	133
出席議員.....	133
欠席議員.....	133
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名.....	133
職務のため出席した者.....	134
開議の宣告.....	135
議事日程の報告.....	135
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決.....	135
発委第2号の再議の件について.....	137
町長あいさつ.....	139
議長あいさつ.....	140
閉会の宣告.....	141
署名議員.....	143

平成21年 6 月 9 日 (火曜日)

(第 1 号)

平成21年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第1号)

平成21年6月9日(火)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第5 同意第1号 東吾妻町教育委員会委員の任命について
- 第6 同意第2号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第7 同意第3号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第8 同意第4号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第9 報告第1号 平成20年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第10 報告第2号 平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第11 議案第4号 東吾妻町保育所(園)条例の一部を改正する条例について
- 第12 議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案
- 第13 議案第2号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第14 議案第3号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案
- 第15 議案第5号 東吾妻町土地開発公社定款の変更について
- 第16 議案第6号 字区域の変更について
- 第17 議案第7号 工事委託契約の締結について
- 第18 選挙第1号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙
- 第19 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番 一場明夫君

2番 竹淵博行君

3番	金澤	敏君	4番	青柳	はるみ君
5番	須崎	幸一君	6番	浦野	政衛君
7番	角田	美好君	8番	日野	近吉君
9番	大岡	広海君	10番	中井	一寿君
11番	上田	智君	12番	橋爪	英夫君
14番	佐藤	利一君	15番	加部	浩君
16番	菅谷	光重君	17番	原田	睦男君
18番	高橋	基雄君			

欠席議員（1名）

13番 前村 清君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木	伸一君	副町長	関口	博義君
教育長	小林	靖能君	総務課長	渡辺	三司君
企画課長	蜂須賀	正君	保健福祉課長	高橋	啓一君
町民課長	猪野	悦雄君	税務会計課長 兼会計管理者	武藤	賢一君
産業課長	角田	輝明君	建設課長	市川	忠君
上下水道課長	加辺	光一君	事業課長	富沢	美昭君
教育課長	加部	保一君			

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤	正己	議会事務局長 係	田中	康夫
議会事務局 主	角田	光代			

議長あいさつ

議長（一場明夫君） おはようございます。

開会に当たり、ごあいさつ申し上げます。

本日ここに、平成21年第2回定例会が招集されましたところ、議員各位には極めてご多用中にもかかわらず、ご参集をいただき開会できますことに対し、心からお礼を申し上げます。

本定例会には、平成21年度補正予算案を初め、条例の改正等、合わせて15件が提案される予定になっております。どうか議員各位におかれましては、格別なるご精励を持ってご審議をお願いしたいと思います。会期中、町長初め執行部各位におかれましても、一層のご協力をお願いいたしまして、開会のごあいさつといたします。

なお、前村清議員につきましては、病気入院中につき、家族から欠席の申し出がありました。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されるようお願いいたします。

町長あいさつ

議長（一場明夫君） 開会に当たり、町長のあいさつをお願いいたします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） おはようございます。

平成21年第2回定例会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

水無月を迎え、梅雨入りを思わせるうっとうしい天気が続いております。議員各位におかれましては、公私ともにご多用のところ、ご出席をいただき、ここに開催できますことに対し心より厚く御礼を申し上げます。

ことは長引く不況のあおりを受け、米国自動車産業最大手のゼネラルモーターズが経営破綻するなど、厳しい状況が続いております。

また、心配されました新型インフルエンザも、ここに来て集団的発生の可能性が薄れ、鎮静化に向かっており、安心しておるところでございます。

明るい話題としては、国際宇宙ステーション「きぼう」に長期滞在中の若田光一さんと衛星回線を利用して交信するなど、地上では得難い宇宙でのさまざまな科学実験が可能となり、その成果が期待されております。

国内では2008年の人口動態統計が公表され、特殊出生率、死亡率、結婚率などの県内38市町村の一覧表が報道されました。特に出生率は、東吾妻町では人口1,000人当たり7.3と、県下で18番目、トップ太田市の10.3と比べて小さな数字となっており、心配なことがございます。今後とも、子育て支援対策には一生懸命に配慮をまいります。

さて、本定例会では、人権擁護委員候補者の推薦についてなど、人事案件5件、東吾妻町保育所条例の一部改正について1件、平成21年度東吾妻町一般会計補正予算など、予算関係3件、報告関係2件、その他4件を提案させていただく予定でございます。ご審議いただきまして、すべてを原案どおりご議決を賜りますようお願いをいたしまして、開会のあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

開会及び開議の宣告

議長（一場明夫君） ただいまより平成21年第2回定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時05分）

議事日程の報告

議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

会議録署名議員の指名

議長（一場明夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、7番、角田美好議員、8番、日野近吉議員、10番、中井一寿議員を指名いたします。

会期の決定

議長（一場明夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月17日までの9日間とし、その日程はお手元に配付の日程表のとおりとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認め、会期は9日間とし、その日程は日程表のとおりとすることに決定いたしました。

なお、町政一般質問通告書の提出期限は6月10日正午までといたしますので、よろしくお願いたします。

諸般の報告

議長（一場明夫君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

前期定例会に報告以降、議長としての報告事項は印刷をしてお手元に配付のとおりであります。後でござんいただきまして、議会活動、または議員活動に資していただければと思います。

なお、議会広報対策特別委員会委員長につきましては、5月21日に橋爪英夫議員が互選された旨の報告があったことを申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

諮問第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第4、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町の人権擁護委員6人のうち、霞富士雄さんが9月30日をもって任期満了となることに伴い、前橋地方法務局長から後任候補の推薦依頼がございました。

人権擁護委員は、当該市町村の議会議員の選挙権を有し、広く社会の実情に通じ、社会的信望を有すること等、人権擁護に理解ある方を推薦することとされております。

今回、任期満了となられる現委員の辞任の意志がかたいことから慎重に考慮し、新たに朝比奈浄真さんを後任候補として推薦したいと考えております。朝比奈さんは群馬県職員としてご活躍され、特に在職中、職務として難病と闘う方たちを支援、また人権問題にも深く理解を訴えた方であります。県職員退職後は、お寺の住職をされ、区長会会長等歴任し、地域に根差して活躍している方でもあり、人権擁護委員として職責を全うできる力のある方だと確信をしております。

なお、前任者の任期はまだ残っておりますが、上申手続に長期間を要するため、本議会にご提案を申し上げた次第でございます。

推薦に当たり、議会のご意見を賜りたく諮問を申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦につきましては、原案のとおり

り、これを適任と認めることに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は原案のとおり適任と認められました。

同意第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(一場明夫君) 日程第5、同意第1号 東吾妻町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 同意第1号 東吾妻町教育委員会委員の任命につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

現在、教育委員会委員長職務代理者の本多享さんが、本年6月20日をもって任期満了となります。

つきましては、後任として、大字植栗在住の降旗亮市さんを東吾妻町教育委員会委員に任命したいと存じますので、ご同意をお願いする次第でございます。

降旗さんは、昭和41年3月中之条高校孀恋分校を卒業、同年4月より平成20年3月までの42年間、郡内及び渋川市内の高等学校の事務職員として勤務をされております。退職直前は地元の吾妻高校事務長としてお世話になっております。

こうした経歴から、教育関係の知識は豊富で、人格も高潔であり、適任と考えております。

なお、ご同意をいただきますと、6月21日に任命する予定でございますので、よろしくお願い申し上げます。

議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

お諮りいたします。同意第1号 東吾妻町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長(一場明夫君) 起立全員。

したがって、同意第1号 東吾妻町教育委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

同意第2号～同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長(一場明夫君) 日程第6、同意第2号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第8、同意第4号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任については、一括議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 同意第2号、同意第3号及び同意第4号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、関連がございますので一括して提案理由の説明を申し上げます。

固定資産評価審査委員会委員は、主に固定資産課税台帳に登録された価格等の事項について、納税義務者の不服を審査決定するため、また固定資産税の運営の適正、公平を期する見地から選任するもので、独立の機関として設置することとなっております。地方税法により、定数は3人で、任期は3年と規定されております。

同意第2号でお願いする山崎孝利さんは、旧吾妻町時代の平成15年から委員を務めていただいております。

同意第3号でお願いする佐藤勉さんは、今回初めてお願いする方でございますが、群馬県職員として41年間勤務し、原町日赤病院事務部長や沼田保健福祉事務所企画福祉部長等を歴任されております。

県職員退職後は東村社会福祉協議会事務局長として、また、合併後は町社会福祉協議会東支所長としてご活躍なされております。

同意第4号でお願いする飯塚理さんは、旧吾妻町時代の平成13年から委員をお務めいただいております。現在、弁護士としてご活躍されております。

3人とも学識経験者として適任と考えておりますので、ご同意いただければ、所定の手続きを経て、本年7月1日付で選任する予定でございますので、よろしくお願いを申し上げます。
議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件につきましては、人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決を行いたと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

採決いたします。初めに、同意第2号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、同意第2号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第3号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、同意第3号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

続いて、同意第4号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件につきましては、原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、同意第4号 東吾妻町固定資産評価審査委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

報告第1号の上程、説明、質疑

議長（一場明夫君） 日程第9、報告第1号 平成20年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 報告第1号 平成20年度東吾妻町一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書につきましては、昨年の12月及びことしの3月にそれぞれご議決をいただきました繰越明許費の計算書でございます。

合計20の繰越事業でございますが、このうち17の事業が昨年度、国の一次補正予算及び二次補正予算に伴いましての追加事業でございます。

以上のとおりご報告を申し上げます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

報告第2号の上程、説明、質疑

議長（一場明夫君） 日程第10、報告第2号 平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 報告第2号 平成20年度東吾妻町後期高齢者医療特別会計繰越明許費繰越計算書につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

この繰越明許費繰越計算書は、3月定例会においてご議決いただきました繰越明許費の計算書でございます。繰り越しました事業につきましては、5月末日をもって完了をいたしました。

以上のとおりご報告を申し上げます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

以上で本件の報告を終了いたしました。

議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第11、議案第4号 東吾妻町保育所（園）条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第4号 東吾妻町保育所（園）条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、あづま保育園定数を現行の20名から30名に増員するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明を願います。

保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） それでは、ご説明をさせていただきます。

議案の一番最後のページの新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

旧ではあづま保育園が定員20名になっておりますが、新では30名ということで、10名の

増員ということの定員の増であります。

現在、あづま保育園につきましては26名の方が通園をされております。県のほうから平成21年3月23日付で定員の変更届の受理についてということでの通知をいただきまして、運用開始年月日につきましては、平成21年4月1日ということでございますので、今回の条例の提案でございますので、よろしく願いをいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

9番、大岡議員。

9番（大岡広海君） かねがね条例主義という話をしていると思うんですが、現実には26名の園児が、今、通園しているということなんですが、これはいつから20名を超えているんでしょうか。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 平成21年の4月1日以降だと考えております。

9番（大岡広海君） 世の中、今、不景気になっていきますので、保育所が不足している。この定員増についてはやぶさかではないんですが、もともと20名で設定したという根拠はどこにありますか。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） この定員20名につきましては、合併以前の旧東村時代の定員の設定でございまして、定員設定の経緯については、現在のところ私のほうではちょっと把握してございませんので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 9番、大岡議員。

9番（大岡広海君） 常々考えるのに、収容能力ということもあるんだと思います。園庭の広さ、あるいは手洗い場所の数、トイレの数、それから児童が遊戯する場所、あるいはお昼寝する場所、はたまた保母さんの数等々です。そういうことで、今回、現実26名で、それがクリアできているのか。あるいは30名の定員を超えたところで、そういった基準というのがクリアできるのか。無認可保育所ならいざ知らず、公立の保育所ということなので、ただ単に条例で数だけふやせばいいという問題では済まなくなると思います。

聞くとところによりますと、20名で設定した経緯すら承知していない。そうすると、30名ということがきちっとした根拠に基づいて、設置基準がクリアできるのか。そのところを伺っておきます。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 現在、あづま保育園につきましては、土地の面積が1,478平米、建築面積が407平米で、床面積が357平米でございます。職員につきましては、正職と臨時職を合わせまして、11名の方で現在行っております。それらに基づきまして、県のほうの子育て支援課のほうに変更願いということで提出いたしましたところ、3月23日付で変更を受理したというようなことでの通知をいただきましたので、今回のお願いということでございますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 即決ということなんで、また議案調査の暇がないので、それは今の発言は頭から信じることにしましょう。

だとすれば既に3月27日のときに、県のほうで受理をした段階で、もう既に20名の定員は超えていたという解釈になるんですが、そう考えていてよろしいのでしょうか。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 定員につきましては、新年度からというふうに考えております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 私が伺っているのは、現実的に20名を超えた園児の収容を行ったのはいつからですかと聞いているんです。少なくとも平成21年3月の末には20名を超えていたんでしょうか、超えていなかったんでしょうかという報告を求めているんです。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 私も保健福祉課長になりましたのが4月1日でございます、3月以前につきましては、ちょっとよその課に在籍しておりましたので、その辺の部分は、今の段階では資料を持っていませんので、お答えできかねるということでございます。

議長（一場明夫君） 少しお待ちください。

保健福祉課長、その辺の確認がすぐとれますか。では資料を準備してください。

それでは、戻しまして、町長が答弁できるようでしたら、ではお願いします。

町長。

町長（茂木伸一君） 2月ころだったんでしょうか。いずれにしても3月のうちについては20人は超えておりません。そのような報告になっております。4月1日からの幼稚園であるとか、保育所に行くであるとか、4月1日から変わりましたので、そのときの希望をとった

のが20人を超えてしまう。なので、県のほうと協議をして、定員を上限の30という、要するに保育所の園の面積、それに基づいた形で最大限が30だったですね。そういった形に変えさせていただこうということで県との協議をしたということは間違いありません。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうしますと、これはニュース等々でどうしても収入が落ちた、一家そろって労働に勤しむということで、どこの自治体も保育園が足りないというニュースを間々目にしています。方向性はこれでいいんだと思うんですが、時期的な問題が。かつて条例主義という話で、水道の問題もいろいろと物議を醸しました。この前後関係をもう少し緊張感を持ってやれる時期があったのではないかなと思うところなんですが、いかがでしょう。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 確かにそのような経過になってしまったかもしれません。私はその3月23日に許可が下りたということは、ちょっと知らないでおったというのも事実でございました。ただ、そここのところでの条例化をするのが、きょうが本当に一番早かったのかどうなのかというのは、ちょっとわかっておりませんけれども、子供たちのこと、その現場を優先を、ある程度皆様方が考えていただけたら、ご容認いただけたらありがたいと思っております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 子供の部分について考える。それはやぶさかではないんです。ただ、この定例会までの間に随分臨時会もありました。3月27日の許可があるならば、条例の変更はもっと速やかに可能だったでしょう。ところが、許可があってから条例を改正するのか、条例改正をして許可を取りにいくのかという前後関係のことです。

それと、保育園の申し込みが ここなんです、多数になっている。それはここなんです。多数になった事実はあるんです。それはあくまでも申し込みなんです。それを条例改正をせず実行してしまっただけで今があるということなんです。ここにおごりがあるんです。子供のためだから条例改正は後でいい。これだったら特別委員会で何を論議していたのか。その結果がどうやって評価されたのかということにならない。条例主義なんです。子供の都合を考えるんだとしたら、影響を及ぼさないような形での条例の改正をしておけばいいんです。そこに執行権者のおごりがあった。

何ともなると言った課長がいたそうです。いや、すみません。何とかなるという報告を受けたと言っていました。条例の改正は事後でいいんだと、何とかなるという報告を受けたと。

本当は何ともなると思っていたのではないですかという疑問が私の中にあるんです。まさにここです。ああ、保育園のことですからだれも反対しないでしょう。20名定員のところで26名の申し込みがあった。大丈夫、大丈夫、条例は後で改正すれば。何ともなるよという発想なんです。今回は保育園の問題だからよかったかもしれません。大勢には影響ないです。これがだんだん膨張していくと何が起きるかという心配をするんです。物議を醸したのはそんなに昔の話ではないです。条例主義というのはそういうことを言っています。

それで、伺いますが、20名を超えて26名になるというのは、4月1日になってから急遽申し込みがあって26名になっているのではないと思います。意向調査というのはかなり前からやられるんだと思います。いつの段階で、平成21年度の園児数は26名になるという結果を得たんでしょうか、伺っておきます。

議長（一場明夫君） 大図議員に申し上げます。

関連ある部分があるんだと思いますが、先ほどの町長の答弁ですと、4月以降ということで答弁していますので、そういった形の中の対応のというか、それを受けた形での質疑にさせていただきたいと思います。

町長のほうで、今の部分でそれでも答えられる部分がありましたら答弁をお願いします。

町長。

町長（茂木伸一君） はい。大図議員のおっしゃっているいろいろな段取りという中で、遅かった面があったのかもしれませんが。それはわかってはおりません。本当のところはどうかというのは。ただ、そのように皆様方に思われぬように、これからもやっていこうとは思いますが、やはり現場は毎日変わるというようなところもないわけではないんですね。ですから、私もいつ、あづまの保育園で、もう定員が足らなくなった。さて、どうしよう。では原町に振りかえる、振りかえられない、いろいろな問題を協議をした時期というのもどこかであって、そして結果的には最後になってあづまの保育園については、今現在の定員は20だけれども、30にすることができるという、そういったことで、ではそれだったら県と協議に入ってという、そういった時期はちゃんとあったんだと思います。

その最終的な許可がおりたのが3月の末だったというのも認識をしておりませんでしたけれども、その辺のところについても、今後我々の中で最善の策はなんだったのかということではちゃんと検証した中で、今後の行政執行についてはやっていこうと思いますので、そういった前向きな形で、今回のところをご容赦いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

事前にちょっと申し上げますが、先ほど言いましたように、ここまで現状来ていますので、この条例を改正することがいいかどうかというところに、ある程度シフトしていただいて質問を集中していただくように……。

9番（大図広海君） それだったら問題の本質にならない。議長はそんなことは言わないほうがいい。

議長（一場明夫君） では、お願いします。

9番（大図広海君） では伺っておきます。

県と協議になったのは、始まったのは、スタートしたのはいつですか。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 現在、資料を持ち合わせておりませんので、その辺の日程につきましては、今の段階ではわかりません。

議長（一場明夫君） 少しお待ちください。

それでは、暫時休憩しまして、その資料を今、担当課長に持ってきていただきますので、暫時休憩をお願いいたします。

（午前10時41分）

議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前10時46分）

議長（一場明夫君） 担当課長の答弁をお願いします。

保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 県のほうへの文書の発送につきましては、1月7日付の起案で、1月9日付で群馬県知事のほうへ申請をさせていただきます。

以上でございます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、少なくともそのときには新年度からの実数がほぼつかめている。それで、調査してみたら、どうもこれは定員増の余地がありそうだ。お客もいるし設備も整っている。夫婦共稼ぎが余儀なくされる時代になってきた。保育園ももっと力を入れてやりましょう。方向性は全然間違っていないです。ただそのときに、20名という条例があった。いつこれを30名に直すか。その作業に着手しなかった。執行機関としておいて、条例の改正、それは後でいいよと。あんなものは何ともなるよ。この発想がまだ残っているということなんです。いいですか。

これは子供に対しては酷かもしれません。でも、これはルールなんです。定員20名なら26名の申し込みがあっても、20名以上は受け入れられない。この姿勢が執行機関にないと、何のために議会があるのか。条例の承認というか、制定というのか。これは議会の専決なんです。さっきも休み中に発言しましたが、かつて簡易水道の問題で文書が配られた。その問題についてどうやって懲罰をとというような話まで、今なっていることですよ。あれはただ単に文書が配られて、来年度から水道料金の改定を行いますと言って、現実に水道料金を、要するに高くした水道料金の徴収を受けているわけではないんです。いいですか。ただ単に文書が配られただけなんです。

今回の問題は、20名の定員のところに26名の園児が入園したという、この事実があるんです。子供のことだからというだけではないんです。条例というのはそういう軽いものではないという認識がないということに問題点があるんだと私は言いたいんです。理解できましたか。議長にお答えを願っては無理でしょうか。

そうなってくるとですね。ここなんです。1月の頭に文書が発送されたということは、少なくとも暮れまでの間には、ほぼ申込者が確定できているんでしょう。ほぼ。迷っている人もいるということです。それは、幼稚園にしましょう、保育園にしましょうかということになるんだと思いますけれども。いいですか。そうすると、少なくとも年末あたりには、その方向性がつかめた。それで、協議に入ったということは、協議をすれば、これは定員増の見込みがあるという段階で協議に入っているんだと思います。いろいろ規格がありますので。まるっきり見通しが無いのに協議には入らないと思います。

そうなってくると1月、お正月明けからこちら、何度となく本会議が開かれています。臨時会まで含めて。ある程度のところで4月1日前にこの条例が改正できる余地はあったんです。なぜ今にならなくてはいけなかったか。ここなんです。その動機を伺っておきます。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 先ほど申しましたとおり、平成21年3月23日付の県の変更届けの受理についてというような許可がありましたので、それを受けてから条例改正ということに至りましたので、よろしく願いをいたします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） おかしいんですね。

県の変更届の受理、23日付、それが27日の到達というような話でしたね。でも、協議に入った段階で、これはいけると踏んでいるわけですよ。少なくとも1月7日付の書類では協議に入っているわけですから。その段階で条例改正の段取りをきちっとして、協議の中でも、もし協議が条例改正に先行するんならば ここなんですね。3月の定例会、あるいは4月1日までの間に条例改正を整えなくてはいけないから、それが間に合うような形で、イエス、ノーの判断をくださいよということきちっと協議の中に入れなくてはいけないんです。

できたら3月定例会ですから、20日ぐらいまで、ふだんならあるんだから。それまでの間に県のほうの態度がきちっと判明して、要するに受理があった。それをもって条例改正をするというなら、その許可の日付、あるいは受理の日付を、この程度にしてくれないと、うちのほうは手続上が間に合わないんですというのが、やはり協議の対象だと思うんです。そういった条例に対する緊張感が欠けているから、年度末に、はい、許可が出ました。早速4月1日から26名の園児の通園がありました。以後、かなりの部分で臨時会がありましたよ。なぜ今にならなくてはいけないんですか。条例というのはそんなに軽いものなんですか。そこを伺っておきましょう。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 軽いとは思っておりません。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） でも、現実に軽い扱いをしているではないですか。私たちは、少なくとも私はこういう扱いを軽んじられていると表現します。ただ単に文書が配られた問題でもあんなに大騒ぎになった。これは既に実行済みのものなんです。これを軽んじると言わずにどういう表現をしますか。事務方の責任者として副町長、この問題についてはどうやって対処しますか。

議長（一場明夫君） 副町長。

副町長（関口博義君） 議員ご指摘のように、条例そのものは軽んじてはならないというのは、認識を同時に持っております。しかしながら、現状とあわせながら、やはり県の許可が

年度末ということでございましたし、その中での実施の現実の幼稚園の運営等、その中で結果的に6月になってしまったという点では、確かにその観点から軽んじられたという見方もできると思いますが、今後はそういうふうなことのないように、できれば不肖、監督等を踏まえてしていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 先ほども言いましたが、県の受理が23日だった。23日になってしまって、結果、吾妻町にその報告が来たのが27日という話を聞いていますが、これがだめでも1月7日に既に協議のスタートがあって、その後何回かあったかはわかりません。いいですか。そうすると、少なくとも3月の定例会が始まるまでには返事をくださいよと。それが果たされないと事務上の支障が起きてきますと。これもやはり仕事として、その中に含まれなければいけないんでしょうね。それは条例の改正を果たさないと定員増が図れないからということなんです。

定員増というのは条例の改正ありきという基本概念が欠けているから、あ、県の許可がおりた。ああよかった。これで定員増が図られる。そういった執務態度というのがかいま見えるんですけども、そういった意識はありましたか。伺っておきましょう。

議長（一場明夫君） どなたに答弁を求めますか。

9番（大図広海君） どなたでも結構です。なんなら議長でもいいです。

議長（一場明夫君） 本会議中ですので、冗談は避けていただきたいと思えます。

副町長、さっきの続きで答弁できますか。お願いします。

副町長。

副町長（関口博義君） 繰り返しになりますが、そういう点も改めて、日々、反省も含めて今後努力してまいりたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

15番（加部 浩君） そんなに、この問題を簡単に考えているかもしれませんが、そんな問題ではないと思うんです、確かに。1点だけお尋ねいたします。

この入所許可を出したのはいつですか。

議長（一場明夫君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（高橋啓一君） 入所許可を出した部分についても、現在資料を持ち合わせておりませんので、今の段階で私では答弁をできませんので、よろしくお願いいいたします。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 後で、これはその写しをもらいに行きますけれども、準備をしておいていただきたいと思います。

町長、副町長、どちらでもいいんですけれども、お尋ねいたしますけれども、これはもう現実として、常識的にはこれは賛成はできないものなんです。しかし、社会通念から言えば、これは仕方がないかなと思える部分もあります。だけれども、我々議員としては、こういう些細なものかもしれません。ほとんどの議員さんが些細なものと思っているかもしれません。だから早く採決するとか、そういう言葉が出るんです。町長、副町長、こういうことでいいと思っていますかね。あいさつの中で一つ欲しかったんですよ。だから、今、前にいる大図君が言っていることはごもっともなことなんです。もっと本当に真剣に受けとめてもらいたいと思うんです。これを通してやったら、ほとんどそうになってしまいますよ。

だから通さないというのではないです、私は。もっと真剣に、条例主義であるんだったら、もっと真剣に回答を出して、条例という本当に、大図君が何回も言いましたけれども、重みというものをもっと、本当に事務方、執行部、これ、もっと重くとらえてもらいたいと思うんです。だから、この説明のときにこうであったけれどもというわびがあれば、もう私は何も言いませんでした。何にも言わない、ただしらばっくれて、これを出したと。

議運のときには説明は、岡崎ではなかった、箱島であそこで人数がふえたからという説明をしました。だから、今のような説明は全くなかったんです。だから、あそこでは、議論の場ではないから私は何も言いませんでしたけれども、この辺のところ、私が言わんとするところをどう受けとめておるか。これは課長では、またとても回答はできないでしょうから、町長、副町長、どちらでもいいですからコメントをお願いいたします。そのコメントを受ければ、あとは私は質問ありませんから。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 実は私もつい先ほどまでそういった認識がほとんどなかったというのが実情でした。ただ、やはり、あれ、今ごろになってしまったかということで、やはり思いはしました。ただ、先ほど大図議員の答弁のときにもご容赦いただきたいと。それは我々が、この件についても、やはり反省をした中で前向きに考えて、もっとスムーズにこういったことが指摘されないようにするから、お容赦いただきたいという意味で申し上げました。

確かに大図議員の質問のときには、いつ入所許可なり、そういったことを出したかというところまで、私も思いに至っていなかったんですね。でも、11月とか12月くらいに仮の希

望を取りまとめてというような中で、1月の初めには最終的に30人になることが可能だということがわかっていたというところから推しはかりますと、やはり意外と早いうちに入所できるのではないかなというような通知を発送していたのかもしれませんが。ただ、やはり、その辺のところも、いたずらに保護者の方々に不安はかけられない。そういったことで緩やかな中でお許しいただければと思っはいます。

子供のことだからということで、子供を人質にとっていれはいいんだなんて、そういうふうなつもりではありません。ただ、やはり子供のことだから、先ほども出生率が7.3という数字もございました。まだまだ子育ての支援というのをやらなければいけないというも認識をしております。そんな中で、子供のことだから、まあなんとかスムーズにという気持ちが先に走って、こういったものが遅くなってしまったという、そんな弁解をするつもりはございませんけれども、要するに今回のことは今回で本当に申しわけないことだったと。そういった中で、みんなで反省をしながら、4月1日からは体制も変わったという中で一生懸命やろうと、みんなで考えておりますので、ぜひともその辺を曲げてご理解いただけたらと思っはいます。

ただ、私にしても、条例を県の許可がなしにふやしてしまっはいいのかどうなのかというところまでは、今現在、私の知識の中では結論が出ません。ですので、一般的には県の許可とか国の許可がおりた段階で条例を変えていくというのが一般的な形なのではないかと。それで、条例を変える時期がここまで後ろになってしまったということについては、申しわけなく思っはおりますので、ご勘弁いただけたらと思っはいます。どうぞよろしくお願ひいたします。

議長（一場明夫君） よろしいですか。

担当課長に申し上げます。

先ほどの答弁の中で、前任者のときなのでわからないというような答弁は、これから避けたいように、ぜひお願ひしたいと思っはいます。

それと、関連の資料等はきちっは持って臨んでいただっはいて、議会進行がスムーズに行くように協力をしていただっはきたいと思っはいます。

ほかに質疑ございますか。

11番、上田議員。

11番（上田 智君） 一言お願ひをしておきますが、この条例に伴っはって増員することは結構だと思っはうんですが、要するに園児の入所要件というものが法で定められてるというか、

保育所設置条例等で定められていると思います。しかるに、あづま保育所ばかりではなく、他の保育所を運営していく上で、多分その必要要件に当てはまらないような人が適用除外されているというか、申請をしても除外をされるような状況があるかと思いますが。そんな場合の対応策というのは、どんなふう考えているのか。

また、12月に、多分町報等で保育所の入所受付というようなことをでかく出して、募集をしているようなんですが、ぜひお願いをしておきたいのは、議会運営委員会に対しての説明と、今の説明の内容が全く異なっているような状況。私は常々、議会運営としては統一した部分をちゃんと話をしてくださいよというようなことを申し上げているわけなんですけれども、それがいまだかつて守られないというような状況では困るので、ぜひこの条例等については別段、増員することに対しては異議は唱えませんが、ぜひ説明の段階等で、十分に調整をしていただいて、やっていただくようお願いをしたいと思います。

前段のことについて、町長か副町長で結構でございますが、ご答弁願いたいと思います。
議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 一応、入園の要件というのはそれぞれの方がすべて満たしていらっしゃる。そういったようなことで考えています。ただ、原町の保育所が、もう定員がいっぱいで入れないということで、岩島のほうへ回っていただいている方が、かなりの人数がいるということです。ですので、保育所の整備というより、子供の整備というのは、かなり急がなければいけないという状況に、今現在なっているということでご了解いただけたらと思います。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 確かに整備をしなければならないというような状況だと思いますけれども、ただ単に、このあづま保育所に対して、当初のつくりは30名定員のものをつくっていた。それが20名になって運営していたと。今度はふえたからということになると、すべてのものが必要要件に当てはまるとは、私は思っておりません。家庭の事情でどうしても入れなくてはならない、必要な人もいるし、おじいさん、おばあさんがいたり、家庭の主婦であったりして、自分で子育て支援ができるというような人もいるでしょう。

しかしながら、その要件が、要するにすべてクリアされていて26名になったのかということをお聞きしているんです。そうなるということ、ほかの施設でもそういう人たちがはみ出されているわけですから、それで岩島保育所なり、そういうところへ、希望する保育所に入れないということであれば、当然今のような状況で条例改正等が行われても必然的ではないか

なというふうに私は思うんですが、いかがでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 岩島、坂上の保育園につきましては、定員が何人になっているかはわかりませんが、空きが十分にあります。そして原町の保育所につきましては、もう建物の構造上、定員をふやすということは、そのままではできない状況になっております。今回、あづまにつきまして、特に要望が多かったというのが事前に把握もできまして、どうしたらよいかという協議をいろいろ行った結果、定員をふやすことが、あづまはできるということがわかったために申請をしたということです。

ですので、大戸の保育所30人のところに、今現在十二、三人だろうと思います、行っているのが。正確な数字ではないのでご容赦いただきたいんですが。原町の保育所の120人、これが120人ぴったりというわけではないでしょうけれども、3歳児、4歳児とかゼロ歳児、そういったようなものを当てはめていった場合には、もう満杯になってしまっている。そのところで岩島の保育所のところは30人になっておりますが、本来でしたら岩島が10人くらいなんじゃないかな。ちょっとわかりませんが、そのところに原町のほうから10人くらい、今、保護者の希望でない方も無理にそこに通っていただいているという状況が生まれているわけです。

ですので、そういった無理な状況だから、例えば今、上田議員がおっしゃりたいのが、あづまを別に30にしなくても、原町で吸収できたのではないかと……

（「いや」と呼ぶ者あり）

町長（茂木伸一君） そういうことではないんですか。いずれにしても、もうあづまはこれで建物を変えない限り、30人以上ということはできませんので、だから、原町の120というのが今、一番の問題かと思っているんですが。

では、質問と違うのでもう1回お願いできますか。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 私が言っているのは、20人から30人にふやすわけですね。これは別に悪いことではないんだから、それはいいんだけど、ただ、他の施設でもそういう、要するに120名定員の施設しかないわけですから、ふやすことはできないと思うんだけど、実際にこういうふうに人数が6人なら6人とか、そういうものがふえた場合に、それもほかの施設では受け入れることができるんですかということを行っているんですよ。

だけれども、実際には120の定数ですから、今、町長が言うように岩島へ行ってもらって

いるんだよということを使うでしょう。だけれども、実際には入所必要要件に当てはまらない人は落とされている人だって、中にはいると思うんですよ。私はいるとは断言できないから、いると思うんですよ。ただ、あづまのほうの人も必要要件に当てはまらない人だって、多分いると思うんです。全体で、要するに3歳児以下はすべての者を入れるんだという条件であれば別ですけども、その要件がどういうふうになっているのか。また、他の施設でも復旧できるのかどうかというのを聞いているんです。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 入所要件はすべて満足されている方だけが保育所を利用させていただいております。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 満足というのはどういう満足なの。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 例えば、夫婦で働いているとかという要件をクリアしている方です。それはいろいろな審査の基準もございまして、そういったものをクリアしている方だけが保育所に入れるということですので、その要件をクリアしていないと保育所には入れません。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 確かにそれはわかるんですよ。私も少しかじったことがありますからわかるんですけども、ただ、このふやす理由としての位置づけというのは、あづまばかりの条例で、これは今、出しているわけですけども、ほかの保育所に対しても、それがもしクリアができていない人がいて、やった場合には、空きがなければ入れませんよというのが現実だと思うんですよ。だから、それができるのかどうかということなんです。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） こういうことで考えればよろしいわけですね。

今回この条例を可決していただければあづまが30人になります。そして坂上は30人、岩島が30人、これで三三が九十人。原町が120人、合計我が町の保育園児は210人が定員ですと、そういう感覚で考えればよろしいということだと思います。ですから、あづまの方でも、どうしてもあづまで入れなければ坂上でもよしということでしたら坂上のほうに行ってもらってもいいわけですし。ですから、それは保護者の考えでやっていただくわけですから、入所要件がそろっていて、その場所についてはどういう優先順位でやるかはともかくとして、どこの保育園でも利用していただければと思っています。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） ちょっと、町長、それはお間違えだと思いますよ。210名の定数だからどこでもいいと言うなら、別に20名を30人にふやす必要はないんですよ。30あって、そこが十何人しかいないんだから、当然そちらの人が創意工夫してそちらのほうへ回ってもらえればいいわけなんです。そうではなくて、私はあづまへ、それこそ定員数をふやすんだから、当然こちらで、例えて言えば岩島、今、30定員だけれども、十何人しか入っていないけれども、それが突如として35人申し込みがありましたよ。そのときにこういうこともやるんですかと言うんですよ。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） あづまが定員がふえてしまったということのところから考えたのは、では原町で何とか処理できないか。要するに、今ある定数の中で処理できないかというのは考えたので一番最初でした。ところが、それを検討している間に、あづまはまだ建物に余力があるということがわかったために、今の20を30にするというのが容易だということがわかったわけですね。ですから、1月7日に県との協議を始めて3月に許可をしていただいたという経過があります。

ですから、それは検討した中で非常に容易だったということですね。ちょっと間に合わなくて申しわけなかったんですが。ただ、これから、では坂上が40人希望があったというときに、ではどうするかというのは、また別の話かなと思うんです。坂上の建物はやはり30人なんだろうと思いますから。

（「違うよ」と呼ぶ者あり）

町長（茂木伸一君） あ、違うんですか。

だから、違うので35人とか40人が収容が可能であれば、またこれと同じようにすればいいわけですから、別にその建物を建てるとかということになれば、またいろいろな検討もしなければ……。いずれにいたしましても、今現在でそういった中で、今やることに對して一番いいことを検討してやっていくという気持ちだけは変えてはいませんので、ですから坂上の定員をふやさなければいけないということになれば、ふやすことに一生懸命向かってやっていくということは、やるつもりであります。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） ちなみに町長に申し上げておきますが、保育所の設置条例については、当初は旧吾妻町ですかね の保育所については、定数は60でございます。60定数の施

設の設置を大戸も岩島もしております。ただ、皆さんが人数が少なくなったので30に減らしたというのが現状だと思います。ですから私が言っているんです。こういうところが30の定数の施設があるのにもかかわらず、こういうことをふやせるのであれば、ほかでもそういう措置ができるんですかということを行っているので、ぜひその辺は十分に承知をしていただきたいと思います。

これは別段答弁は要りませんが、ぜひこの子育て支援については私も常々思っているんですが、本来でしたら必要要件を外してでも、もし希望するような児童があれば、ある程度緩和した措置をとっていただいて、全員が入れるような施設にやっていただければというふうに、最後をお願いをして質問は終わります。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

ここで休憩をいたします。

再開を11時35分といたします。

（午前11時23分）

議長（一場明夫君） 再開いたします。

（午前11時35分）

議案第1号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第12、議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに2億8,007万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を88億8,207万5,000円とするものです。

歳入につきましては、普通地方交付税549万1,000円、国庫補助金といたしまして、地域バイオマス利活用交付金2億7,213万円、農林水産業費にかかる県補助金245万4,000円、それぞれ追加をするものでございます。

歳出につきましては、株式会社吾妻バイオパワーに対する地域バイオマス利活用交付金といたしまして、歳入と同額の2億7,213万円、農業振興に係る追加事業費を291万4,000円、県単小規模土地改良事業の追加事業費を81万円、給食調理場及び幼稚園の臨時職員賃金を422万1,000円、それぞれ追加補正するものでございます。

詳細につきましては、それぞれの担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

企画課長（蜂須賀 正君） それでは説明させていただきます。

ただいま町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。今回お願いいたします補正予算額は、歳入歳出それぞれに2億8,007万5,000円を追加し、補正後の予算額を、歳入歳出それぞれ88億8,207万5,000円とするものでございます。

4ページの事項別明細をお願い申し上げます。

まず歳入でございます。

10款地方交付税、1項の地方交付税、1目地方交付税でございます。549万1,000円の追加のお願いでございます。

次に14款国庫支出金、2項国庫支出金、1目の総務費補助金で2億7,213万円のお願いであります。

説明欄記載のとおり、地域バイオマス利活用交付金でありまして、町を經由いたしまして、株式会社吾妻バイオパワーへ交付するものであります。本来平成21年度当初予算で計上すべきものでありますが、当初予算計上時点では交付金の対象となるかどうか決定されていない段階であり、その後も交付金対象メニューに該当するかしらないか変動する中、関東農政局とのヒアリング等が最終的に終了し、交付対象に決まりましたのが3月下旬となったことによりまして、今回6月の補正をお願いするものであります。

次に、15款の県支出金、2款県補助金、3目農林水産業費補助金245万4,000円の追加のお願いであります。

説明欄記載のとおり、中山間地域水田農業担い手育成モデル支援事業ほかとなっております。

次に5ページをお願いいたします。

歳出になります。

2款総務費、1項総務管理費、8目の企画費でございまして、2億7,213万円でございます。先ほど、歳入のところで説明させていただきましたが、地域バイオマス利活用交付金を吾妻バイオパワーへ交付するものでありまして、木質バイオマス発電燃料受入棟建設に伴う総事業費8億1,639万円の3分の1に当たる2億7,213万円を交付するものであります。

この燃料受入棟の規模でございますが、建物面積が920平米、延べ床面積が1,680平米、塔の高さが30メートルとなっております。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

以下、順次、担当課長から説明を申し上げます。よろしくをお願いいたします。

議長（一場明夫君） 産業課長。

産業課長（角田輝明君） 続きまして、6款1項3目の農業振興費でございますが、291万4,000円の追加のお願いでございます。

備考欄をごらんください。

内訳といたしまして、中山間地域水田農業担い手育成モデル支援事業といたしまして、萩生川西地区において、担い手への水田の集積を推進するための経費でございます。

次の、農業農村応援事業といたしまして、花きハウスに循環扇導入補助金が5個で24万4,000円と、スプレー菊の花き重量選別機補助金が5個で254万8,000円の追加でございますの

で、よろしくお願いいたします。

続きまして、6目の農地費でございますが、81万円の追加のお願いでございます。

これは県単小規模土地改良事業泉沢地区の丈量測量及び土地購入費の補正のお願いでございますので、よろしくお願いいたします。

議長（一場明夫君） 教育課長。

教育課長（加部保一君） 続きまして、10款1項5目給食調理場運営管理費、7節の賃金65万3,000円の追加のお願いでございます。

給食調理員が産休育休に入るための代替職員の賃金でございますので、よろしくお願いいたします。

次のページへ行きまして、10款4項1目幼稚園管理費、7節の賃金356万8,000円の追加のお願いでございます。幼稚園職員の、こちらにつきましても産休育休の代替職員賃金のお願い等です。岩島幼稚園で現在執行しております子育て支援事業の支援員と、今後、坂上地区で予定されております支援員の追加のお願いでございます。よろしくお願いいたします。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

なお、議員各位に申し上げますが、議案の審議に当たりましては、議案調査となりました議案については、事前に十分な調査を行い、調査だけでは理解が得られなかったものについてのみ本会議で質問されるよう、ご協力をお願いいたします。

議案第2号の上程、説明、議案調査

議長（一場明夫君） 日程第13、議案第2号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第1号）案についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第2号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算（第

1号)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ62万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を6,435万1,000円とするものでございます。

事業の内容につきましては、情報通信事業の雷による被害対策費として62万7,000円でございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、十分ご審議をいただきまして、ご議決くださいますよう、お願いを申し上げます。

議長(一場明夫君) 続いて担当課長の説明を願います。

総務課長。

総務課長(渡辺三司君) 説明させていただきます。

4ページをごらんいただきたいと思います。

歳入につきましては、地域開発基金繰入金の6万円でございます。

8款の県支出金につきましては、緊急雇用創出事業補助金56万7,000円を予定しております。

次に、歳出でございますけれども、11節の需用費の消耗品購入として6万円、13節の委託料として56万7,000円でございます。

内容につきましては、ケーブルテレビ機器への雷被害対策として、雷遮断機を加入者全戸に設置する委託料でございます。

以上です。よろしく願います。

議長(一場明夫君) 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月16日までに調査が終了いたしますようお願いいたします。

議案第3号の上程、説明、議案調査

議長(一場明夫君) 日程第14、議案第3号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 議案第3号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の予算案につきましては、第3条の収益的収入及び支出の額を、収入支出ともに2億6,978万4,000円とし、第4条の資本的収入及び支出については、収入が4,500万円、支出が8,686万1,000円であります。

第7条他会計からの補助金につきましては、1億100万円でございます。

今回の予算案につきましては、3月の臨時会にご提案いたしました予算案に対し、建設改良費として260万円の追加をお願いするものでございます。

なお、指定管理者制度等の検討につきましては、現在、公共施設のあり方検討委員会の開催を準備中でありますので、その中でのご審議を参考として検討してまいります。

また、今後、指定管理者制度等の検討を進めていく段階でありますので、予算編成につきましては当面、現状の国民宿舎事業を運営していくための予算としております。現段階では指定管理者制度等の導入を予算に反映させることはできませんので、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長(一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

事業課長。

事業課長(富沢美昭君) 国民宿舎事業会計予算についての説明をさせていただきます。

2ページをお開きください。

今回お願いしております予算につきましては、下から2行目にあります第1項建設改良費において260万円の追加をした予算案でございます。

これは調理場への食器洗浄器の購入の予算でございます。現在、食器洗浄器につきましては、平成7年に約250万円で購入し、14年を経過した器具でございます。この洗浄器につきましては耐用年数5年の器具で、既に13回の修繕を行ってまいりました。食器類の洗浄につきましては、毎日行われる作業であり、清潔な環境を維持し、安心安全なサービスを提供するためにも重要なものでございます。今年度に入りまして、再度の多額な修繕が予想されたために、設置後14年を経過していることも考慮し、厳しい財政状況の中ではございますが、購入をお願いするものでございます。

なお、指定管理者制度等の導入につきましては、町長の説明にもありましたが、近日中に検討委員会の開催が予定されておりますので、その場のご意見をもとに検討していく予定となっております。したがいまして、今回の予算につきましては、検討後の結論を先取りする形の予算にはなっておりませんので、どうぞご理解くださいますようお願い申し上げます。

以上、簡単ですが説明とさせていただきます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

本件を議案調査といたします。

6月16日までに調査が終了しますようお願いいたします。

議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第15、議案第5号 東吾妻町土地開発公社定款の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第5号 東吾妻町土地開発公社定款の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、監事の職務に関する民法第59条の規定が削除されるため、所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 説明させていただきます。

新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

一番最後のページですけれども。

右側の旧ですけれども、第7条第4項に、「監事は、民法59条に規定する職務を行う。」

とありましたが、民法59条の規定が削除されました。それによりまして、公有地の拡大の推進に関する法律第16条第8項に、民法第59条の規定と同じ内容の条文が整備されたため、定款7条の、監事の職務に関する規定について、公拡法第16条8項を引用する改正でございます。

また、23条中の、郵便貯金につきましては、郵便貯金法の廃止により削除されたものでございます。

以上でございますけれども、よろしくお願いたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第16、議案第6号 字区域の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 議案第6号 字区域の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

地籍調査事業の実施に伴い、大字原町字稻荷城、東上野、諏訪前において字区域の変更が必要となりましたので提案するものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長（一場明夫君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

産業課長。

産業課長（角田輝明君） それでは説明いたします。

地籍調査事業の実施に伴いまして、原町地内の稲荷城、東上野、諏訪前において字区域を変更するものでございます。

次のページの、字区域変更位置図をごらんください。

今回お願いいたしますのは、赤丸で示してあります3カ所でございます。

次の の図をお願いいたします。

図にあります赤線と青線で囲まれております4筆につきましては、河川区域内であり、字が稲荷城となっておりますので、河川境界を字界とするため、釜谷戸に変更するものでございます。

次のページをお願いいたします。

の図面でございますが、東上野の赤線と青線で囲まれたこの場所は、道路端を字界とするため大宮に変更するものでございます。

次に の図面をごらんください。

諏訪前のこの場所はJR吾妻線により分断されておりますので、図の左下のほうにあります1028の2番地につきましては紺屋町に、残りの赤線と青線で囲まれた土地につきましては、上之町に変更するものでございます。

以上、簡単な説明ですがよろしくをお願いいたします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

議長 (一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長 (一場明夫君) 日程第 17、議案第 7 号 工事委託契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長 (茂木伸一君) 議案第 7 号 工事委託契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

町道松谷・六合村線事業については、以前おつなぎをしているとおり、平成 22 年 3 月末を目標に、中尾沢から雁ヶ沢ランプまでの約 888 メートルを開通させるため、現在、急ピッチで工事を進めております。この町道はハッ場ダム関連事業として調査設計及び工事管理を群馬県に委託しております。

今回の工事委託契約の主な内容でございますが、町道松谷・六合村線の本線舗装工事 702.5 メートルと、中尾沢の改良工事 70 メートル、のり面工事 295.5 平方メートル、総額で 5,864 万 7,600 円の工事を群馬県に委託するものでございます。

詳細につきましては、担当課長に説明させますので、ご審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます。

議長 (一場明夫君) 続いて、担当課長の説明を願います。

建設課長。

建設課長 (市川 忠君) 議案第 7 号 工事委託契約の締結について、説明をさせていただきます。

これは町道松谷・六合村線でダム関連、水特法に基づき事業を進めているものでございます。平成 21 年度の当初予算といたしましては、2 億 5,000 万円お認めをいただいておりますけれども、前年度 8 月の臨時会におきまして、(仮称) 雁ヶ沢橋梁工事の債務負担行為 1 億

9,000万円をお認めいただいております関係で、現在、残額としては6,000万円ということでございます。その6,000万円のうち、今回5,864万7,600円を群馬県と工事委託契約するものでございます。よろしく願いいたします。

それでは、お配りをいたしました次のページの資料、A3判をごらんいただきたいと思います。

今回お願いいたしますのは、平面図で赤く表示した箇所でございます。

まず1番目といたしましては、図の左側から右へ緑色の部分まででございますけれども、長さ702.5メートルの本線の舗装工事、これが2,109万7,000円でございます。

次に、左側が雁ヶ沢ランプでございますけれども、その雁ヶ沢ランプの上ですけれども、三角のような赤い表示があるかと思っておりますけれども、そこが295.5平米ののり面工事ということで、こののり面工事が2,162万8,900円でございます。

次に、緑色部分でございますけれども、この緑色部分につきましては、昨年債務負担行為をお認めいただきました116メートルの雁ヶ沢橋梁でありますけれども、その右側、赤くなっておりますところが中尾沢工区の70メートルの改良工事でございます。これが825万1,500円ということでございます。

その他、赤色部分の道路の最終形に伴うC B R調査、土質調査などがございますけれども、合計8カ所実施する費用といたしまして、825万1,500円ということでございます。

以上、合計で5,864万7,600円を群馬県に工事委託するものでございますので、どうぞよろしく願いをしたいと思います。

なお、昨年からおつなぎをしておりますけれども、国及び県事業といたしましては、国道145号線のつけかえで雁ヶ沢ランプまでを今年度末、平成23年3月までに概成開通を目指しておるとございしますが、町といたしましても町道松谷・六合村線につきましても、この中尾沢から雁ヶ沢ランプまでを同時に開通させたいと考えております。

つきましては、今定例会後の臨時会、または9月定例会になるかもしれませんが、図面の緑色の部分、(仮称)雁ヶ沢橋梁の長さ116メートルの最後の床版工事、それから高欄工事、照明工事、それから中尾沢工区の舗装工事の実施を行い開通させたいということでありまして、約3,000万円ほどになるかと思っておりますけれども、今後の臨時会、または9月の補正という中で補正予算をお願いしなくてはならないということになりますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

以上ですが、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 12時になりましたが、このまま会議を続けます。

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

選挙第1号

議長（一場明夫君） 日程第18、選挙第1号 吾妻東部衛生施設組合議会議員選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

吾妻東部衛生施設組合議会議員に、橋爪英夫議員、竹淵博行議員、高橋基雄議員を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名しました、橋爪英夫議員、竹淵博行議員、高橋基雄議員を吾妻東部衛生施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました橋爪英夫議員、竹淵博行議員、高橋基雄議員が、吾妻東部衛生施設組合議会議員に当選されました。

ただいま、吾妻東部衛生施設組合議会議員に当選されました橋爪英夫議員、竹淵博行議員、高橋基雄議員が議場におられます。

東吾妻町議会会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

陳情書の処理について

議長(一場明夫君) 日程第19、陳情書の処理についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会までに受け付けた陳情書はお手元に配付した陳情文書表のとおり、委員会に付託しますので、その審査を6月16日までに終了するようお願いいたします。

以上で、陳情書の処理についてを終わります。

散会の宣告

議長(一場明夫君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は6月17日午前10時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

(午後 零時06分)

平成21年 6 月 17日 (水曜日)

(第 2 号)

平成21年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第2号)

平成21年6月17日(水)午前10時開議

- 第1 議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算(第2号)案
- 第2 議案第2号 平成21年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算(第1号)案
- 第3 議案第3号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案
- 第4 発委第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について
- 第6 陳情書の委員会審査報告
- 第7 閉会中の継続審査(調査)事件について
- 第8 町政一般質問

本日の会議に付した事件

日程第8まで議事日程に同じ

追加日程第1 会期延長の件

出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大関広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員(1名)

開議の宣告

議長（一場明夫君） おはようございます。

連日、大変ご苦労さまです。

ただいまより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

議事日程の報告

議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、前村清議員については、病気入院中につき、家族から欠席の申し出がありました。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。

議案第1号の質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第1、議案第1号 平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）案についてを議題といたします。

本件につきましては、去る6月9日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起

立願います。

(起立全員)

議長 (一場明夫君) 起立全員。

したがって、本件は可決されました。

議案第 2 号の質疑、討論、採決

議長 (一場明夫君) 日程第 2、議案第 2 号 平成 21 年度東吾妻町地域開発事業特別会計補正予算 (第 1 号) 案を議題といたします。

本件につきましては、去る 6 月 9 日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。

9 番、大図議員。

9 番 (大図広海君) さてさて、この議題について詳細を尋ねたところ、男性 2 人で 1 組になり 1 日に 18 件訪問して機器を設置するということで、現物を確認してみましたら、ただ単にこれでコンセントに差し、機器の電源をここからとり、モジュラージャックをここに差すということなんだそうです。果たしてこれを人件費を投入して設置する必要があるや否や伺っておきます。

議長 (一場明夫君) 執行部の答弁をお願いします。

総務課長。

総務課長 (渡辺三司君) この事業につきましては、2 人 1 組でということで、安全性、また効率性を考えまして 2 人 1 組というようなことで考えました。この事業につきましては、緊急雇用対策として実施したいということで考えておりますので、ご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

議長 (一場明夫君) 9 番、大図議員。

9 番 (大図広海君) 日常的に雷サージの機器というのは我々は使っておるところなんですが、それから、一昔とは言わないんですが、二昔前の電話機器でしたらジャックの形状が違うかもしれませんが、きょうびほとんどこのモジュラージャックの機器を使っていると思うんです。それで、説明の中に、つけられない人がいるからという説明がありましたが、いかほどの人がつけられないという見込みになっていますか、伺っておきましょう。

議長 (一場明夫君) 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 年齢等々につきましてはそれぞれ差があるかと思えますけれども、やはり高齢者等になりますとモジュラーのつけ方等々について不安があるというようなこともあると思えますので、そういう家にも全部つけるというような考えであります。よろしくお願ひします。

（「答えていない」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） どのくらい対象者がいるかという質問ですが、把握していたらお願ひします。

総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 対象については全戸で730件ですけれども、そのうち何件がつけられないかという件数についてはまだ把握しておりませんが、今、東支所のほうで担当しているわけなんですけれども、ほかの故障等があったときに回ったときに高齢者の家はなかなかつけられないというようなことを言っているというようなことから、緊急雇用で対応したいということで考えております。

議長（一場明夫君） 9番、大岡議員。

9番（大岡広海君） どの程度の家庭が対応が困難だろうという見通しもないままに、いいですか、こういうのは浪費というんです。たったこれだけのものです。配布で済むんだと思います。例外的につけられない家庭があった。でも、本人がつけられなくても近所あるいはちょっと離れて暮らしている肉親、恐らくこれがつけられない家庭は肉親が心配でたびたび訪れるでしょう。だから、1人ないし2人住まいができています。いいですか。そういった状況を考えると、でも、その人たちも、だからテレビを見て、電話をかけ、リモコン操作をし、我々と何ら変わらない日常を、ガスを使い、洗濯機を回しているわけですよ、恐らくは。寝たきりなら、これは別ですよ。その人たちに対してどういう配慮をするか、本当につけられない人に対してどういう配慮をするかというのは、実例が出た段階で個別対応しても事は遅過ぎない。それによって、この人件費相当五十何万円というものが消費しなくても済む。今、まさに皆さんの給与の部分についても踏み込まなければいけないような財政状況になった。たとえこれが緊急雇用対策というような話であって、全部交付税だ云々だという話になっても、税には変わりはないんです。

それで、緊急雇用といっても上限額は当然あることでしょうから、ふだんやろうと思ってもできなかったこと、そっちのほうにその予算を振り向ける、それだけの配慮が必要かと思ひますが、考え直す余地はありますか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 今まで18年からやっているわけなんですけれども、大分被害等が多く出されております。18年から3年間で約88件の被害状況が出ておりまして、1台当たり5万6,250円というようなことで、合計しますと520万円ほどかかっております。このペースというんですか、これでいきますと町からの持ち出しが今後懸念されるということから、ぜひ町の財産を守るために今回の事業で実施したいということで考えておりますので、ぜひその辺ご理解いただければと思います。

（「答えになっていないでしょう」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 考え直す余地があるかという質問だったと思いますが。

総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 考え直す余地があるかどうかということにつきましてですけれども、ここに予算計上させていただいておりますので、ぜひそのことを理解いただきまして、お認めいただければと思います。よろしくをお願いします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 考え直す余地はないということなので。

そうしますと、この配線図を拝見します。NTT電話回線に落ちた雷により伝わってきたサージがIP電話装置に入るのを防ごうとする。NTTの電話回線はどこが保守管理をしていますか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） NTTの回線につきましては、NTTのほうで管理しております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、役場が今この事業実行をしているところの光ケーブルというものに対して電話装置がついているんです。いいですか。そうすると、IP電話で村内が無料になった。確かに、それは使えるでしょう。ただし、それにあえてNTTの回線を接続しなくても、役場の事業とすれば徹しているんです。NTTの電話回線を別建てにしても、事は間に合うわけです。これは極論です。そのNTTの電話回線に対して、役場の所有であるIP電話装置のほうに何とかこれを保護したいということであれば、ここなんですよね。なぜ役場負担なんですか。ちょっと矛盾するでしょう。そのために雷サージがNTTのほうから無償で提供されたということなんだと思いますよ。それで、そういった考え方に基くと、どうしてもこれを容認するわけにいかない。

それで、この部分については各議員さんの判断するところと思うんですが、もう1点伺っておきます。緊急雇用対策、その対象者、どういう概念で緊急雇用ととらえていますか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 緊急雇用の事業につきましては、失業者というところにとらえております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、失業者という概念ですね。そうすると、この事業を委託する先がシルバー人材センターで、シルバーの方々に2人1組で取りつけてもらうという話でした。概念が随分狂っていますね。シルバー人材センターにいる方たちは失業者なんですか、確認しておきます。

議長（一場明夫君） 執行部、答弁をお願いします。

総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 一応失業者の方でもシルバー人材センターのほうに登録できるというようなことで、シルバー人材センターもその対象になっておりますので、そちらのほうで考えたわけです。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 大分苦しい。

では、現実にこれに参画する被用者という方がどなたになるということはまだわからないわけですね。とやってみると、やはり予算の使われ方としてはまだまだ不透明、事業としてまだまだ未成熟であるということになるんだと思います。今のばらまき行政……。すみません、ちょっと表現がきつかったかな。ばらまきと言われている昨今の事情に少し悪乗りしちゃった感じがある。もう少し精査して、東吾妻にはまだまだやらなくちゃならないことがある。そういった形での対応が望まれるところですが、ちなみに失業者というのは今現在仕事を持っていないということで失業者ということでよろしいのでしょうか、聞いておきます。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 基本的にはそのように考えております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） でも、おかしいんですね。我々の常識的な概念でいくと、失業者というのは、仕事をしたいんだけども仕事につけないという人を失業者というんです。いいですか。自己都合で退職した人は失業者といわないんです。当然に雇用保険の対象になります。

せん。何とか名目をつけてなるようにはしているような形跡は見えますけれどもね。ただ、原則論で言うと、自己都合で退職した人は、要するに失業者という表現にはならないです。去年から始まった派遣村に象徴されるように、今何とかしなくちゃならないという人はまあまあいるんでしょう。そのためのばらまきだったらば、こういった事情ですから、皆さん我慢するんだと思います。今やろうとするこの事業は悪乗りだという表現をあえて私はしておきます。

再度伺っておきます。考える余地はないんですか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 今回補正をお願いしておりますので、ぜひその辺でご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 話がそっちに流れましたので、では1点実例を示します。

この緊急雇用対策で雇用された、言えば臨時職員という形になるんでしょうかね。昨日、ちょっと本人に話を聞きに行きました。影響のないところで話してくれということ。前職は何ですか。某会社に勤めていた。なぜ退社をしたんですか。自己都合です。その会社をやめて、今勉強しているんです。秋には宅建試験を受けようと思います。その辺でちょっと話が合っちゃったりして。

いいですか。この人を失業者といいますか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） なかなか自己都合でやめた方については失業ととらえるのはちょっと難しいかもしれませんが、先ほど大図議員申されたように働く意思があって働き場所がないというようなところでとらえております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、シルバー人材センターというところの労働力を利用するという前提でこの問題を考えている限り同意はしかねる、あるいは自分が説明した意味が、要するに何かアンバランスがある。原則論、シルバー人材センター、我々の概念で言えば、もう一たんリタイヤした人、定年になった人、あるいは自営業であれば第一線を退いた人、そういう人たちが自分たちが経験が少しでも世の中の役に立てばいいんだ、あわせて自分たちもちょっと小遣いがもらえればというような発想でできたんだと思いますよ。原則的に、働こうという意識があるんだけれども仕事の先がないんじゃないかと、自分からもう仕事はし

なくてもいい立場になったと判断した人がそう呼ばれる団体なんだと思うんですよ。あなたの説明はどこか違うんじゃないですか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） シルバー人材センターに委託したという経緯につきましては、これは国・県で認められている団体なものですから、生きがい雇用という形ですかね、そういう部分でシルバー人材センターのほうにお願いするという考えを持ちました。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 話が堂々回りするので、もとに戻しますけれども、先ほど当初からちょっと大事な質問が漏れていました。この装置を使って、IP電話ならず、テレビの視聴ならず、防災無線ならず、インターネットに参画できる。かつてはこの数が、確認したんですが、ここのところ急速に、コンピューターも随分安くなってきた。使い勝手もよくなった。せんだって私が1台買いましたら、ウェブカメラつきでノートパソコン、HDMI端子がついてハイビジョンテレビで2画面ができる。何とこれが3万9,800円でした。そういう時代ですから、もうかなりの普及率になったでしょう。

今、インターネットに参加している契約戸数は何戸ですか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） はっきりした数字はちょっと手元に資料がないので申し上げられないんですけども、300件を超えていると思います。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 対象戸数730戸ということのを伺っていますので、300件を超えているということになると50%はもうインターネット、要するにコンピューターの導入がある。コンピューターをやる人たちは、恐らくこのモジュラーjackは自分でつなげているでしょうね、自分の機器に。きょうび、小学校でもコンピューター教室はありますよね。社会教育課のほうでもコンピューター講習もやっていますね。一生懸命そういうこともやっている。だから、半数の人がもう既にインターネットをやっている。恐らくやっていない家庭もやろうという意識がある、あるいはまだ子供がそんな知識がある。

さっきも言ったように、本当に無関心でという家庭が仮にあったとしたら、いいですか、その家庭に申し出があった段階から対応しても、時はそんなに遅過ぎるほど遅くない。その家庭だって、ひとり暮らしあるいは老人で2人暮らし、買物だっておぼつかない。あるかもしれない。でも、その家庭は絶対にその2人だけでは過ごしていない。恐らくは仕事の都合

か何かで離れて暮らしている肉親がいる。その人たちは時々様子を見に来る。そういったことまで考えると、今ここで56万7,000円プラス6万円だから60万円近いお金をここであえて支出する必要はないんじゃないか。もともと計画を立てるときにそういった洞察力が必要かと思う。ああ、いいんじゃない、交付税の対象だから。単純に発想があって単純に物事が決まってくる。一たん決めたものを撤回するのは恥だ、こけんにかかわる、どうもそんな様子が見えるんです。私の解釈が間違っていたら指摘してください。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 間違っているとか間違っていないとかというものではないかと思えます。あくまでも補正予算という形でこちらのほうで提案していますので、ぜひその辺でご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 2点ほどお尋ねいたします。

今、同僚議員から質問がありましたのは一部重複するかもしれませんが、私も議案調査の中で調査した結果、本当にこれは簡易な、今同僚議員がおっしゃったとおりコンセントを差し込めばいいだけの作業という、新しい機械だけの作業ということですので、補正予算でこれをのっけて議会へ持ってきたんですから、いろいろの角度から調査をし、研究をして持ってきたと私は信じたいんですが、これは予算があるから使うというのではなくて、自主的に職員がじかにやるということは考えなかったですか。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 職員は常にほかの被害等々で、もう既に730件のうちに五百数件いろいろな被害状況が出て、回っているというようなことでございます。それに加えて今回雷ガードをつけるということになりますと、今2人体制でやっているわけなんですけれども、なかなか手が回らない。また、これから雷シーズン等を迎え被害が発生するというようなことから、早急につけたいというふうな考えで今回の補正をお願いしたわけでございます。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 忙しいのはどこでも忙しいんですよ。暇であれば職員は要らないんです。忙しい中で工夫をして、そういうものを作って行ってこそ利益が出るんですよ。これが企業なんです。だから、役場だって一つの企業として考えなければならぬんです。忙し

いから、予算があるからそれを使うんだと、そういう概念で多分これを上げてきたんだと思うんですけども、その辺のところの真髓を聞きたくて、あえて私は質問しておるんです。

2人体制でやるんだったら本庁のほうから、これ1年も2年もかかる作業じゃないんですから、10人か20人でやればこれは1日か2日で終わっちゃう作業だと思うんですよ。本庁のほうから助勤に行ったっていいじゃないですか。そういうことを考えるべきだと思うんです。そういうことを考えて、それでも無理だということでここになってきたんだと私は信じたいと思うということを最初に言ったんですけども、そういうことはなかったんですかと聞いているわけなんです。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） これについては、東支所のほうから総務課のほうにも相談があって、一日も早く雷ガードを設置したいんだというような話が来ました。ただ、各それぞれみんな仕事を持っていて夜遅くまでやっているというような状況もありますので、総務課のほうでも対応できないというようなお話をさせていただきまして、そのときにこういう予算があるからどうだというようなお話もいただきましたので、では、そちらのほうで進めていこうかというようなことで対応したわけでございます。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） そういう言いわけは聞きたくありません。夜遅くまでやっているということは、時間外手当の支払いの額から見れば、全くそんなことは見受けられません。もし仕事をしていてそういうものがあれば、またこれは別の方面でおかしくなるんです。時間外で仕事をしていても超過勤務手当を払っていないということで、今度もっと大変なことになるんです。そういう弁解は言わないほうがいいと思う。そういう弁解を言うから、またおかしな話になってしまうんですよ。

では、総務課長さん、全く違う話になっちゃうんですけども、これで終わりますので、お許し願いたいんですけども、それでは夜遅くまでやっていて全部超過勤務を払っていますか。超過勤務の金額から見ると、とてもそんな時間はないと思うんですけども。

議長（一場明夫君） 総務課長。

総務課長（渡辺三司君） 超過勤務につきましては、各主管課長が認めたものについては支払っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） そういう意味ではなくて、先ほど総務課長が夜遅くまでやっている

とはっきり言っているから、私はそれを聞いているだけで、課長がそういうことを言っているのでは、全くデータはとっていないものを言っているんじゃないですか。

これは外れましたから、これはこのくらいにしますけれども、とにかく役場の職員さんはみんな一生懸命やってくれていると思うんですけども、その中でもこういう簡易なもの、これは自分でやるんだという意識が全く見えない。予算があるからそれを使えばいいんだというようにこれは見えるんです。その辺のところを、町長でも副町長でもいいんですけども、お答え願えれば、私、それで質問は終わらせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） まず一番先にご理解をいただきたいのは、この56万7,000円というシルバー人材センターにこれから委託をさせていただきたいという金額は、委託事業でないと国のほうから来ないということです。ですので、職員で例えばやった場合には56万7,000円のお金は国から来ません。少なくとも56万7,000円の金額が国のほうから東吾妻町の中に入って、それが、どなたかわかりませんが、その人の収入になるということだけは間違いないことなんです。

そして、先ほど大図議員から、悪乗りではなからうか、ばらまき政策と言われるようなところに悪乗りではないかという表現もございました。でも、そのシステムに乗らなければ、この56万7,000円はこの町には一切関係のないほかのまちで使われるお金になるわけです。ですので、少なくともシルバー人材センターの中に56万7,000円の賃金が行くということは、決して悪乗りということではなく、今回の緊急雇用対策という、そういった政府の方針の中にはのっとっていると、このように考えております。

それから、ちょっと長くなって恐縮なんですけど、先ほどの個人でもつけられるという論議もございました。でも、個人のお宅にそのセットをして、このようにつけてください。でも、その中でどれだけの人がつけてくださるかということ、つけなかった場合に雷の被害に遭ってしまったというような、そういったようなことはやはり避けなければいけない。ですから、全数必ず雷ガードをつけていただいたということは確認をさせていただく必要はあるんだろうと思っています。

そして、今、東の職員、特に光ケーブルに携わっている職員なんですけど、先日来、会計検査の中で自主放送というものを指摘をされまして、自主放送というものをつくる、まず放映するというのも非常に難しい作業でございました。その辺のところでもちょっとそごがあっ

たものですから、非常に忙しい毎日を送っているというのも事実でございます。1週間に1本だけでも自主放送をつくるというのはかなりの労力も要りますし、それで、前から東の光ケーブルテレビのいろいろな問題でもふぐあいが起こりました。急にテレビが出なくなった、どうしたんだ、バッテリーが壊れたんだ、そういったような問題で、先ほど総務課長が申し上げました五百何十件、それのところに全部職員が修理に行っています。やはりこういったところもどこかで委託契約にするとかということで町の行政のスリム化という一環の中ではしなければいけないとは思っておるんですが、まだなかなかそこまでには至っていません。

そんな中ですので、いずれにいたしましても外貨が、56万7,000円が入ってくるという緊急雇用対策の中で、そしてこれから先、町の資産であるIP電話機が壊れないため、そのためにもぜひともこのシステムを使わせていただけるようお願いを申し上げます、答弁とさせていただきます。

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立多数）

議長（一場明夫君） 起立多数。

したがって、本件は可決されました。

議案第3号の質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第3、議案第3号 平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算案を議題といたします。

本件につきましては、去る6月9日議案調査としてありますので、続いて質疑を行います。
7番、角田議員。

7番（角田美好君） 何点かお伺いをいたします。

経済情勢が非常に厳しい中で観光産業を取り巻く環境も非常に厳しいわけなんですけれども、この予算案の計画の中で、特に宿泊利用者について前回と同じ集客数が基準の予算編成となっております。ですが、暫定予算の形で今運営しているわけなんですけれども、4月、5月の集客を見ますと2割近くの減少が見られるわけなんですけれども、このような計画で問題はないのでしょうか。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 宿泊利用者の見込みにつきましては、1万7,600人を見込んでございます。平成20年度の実績といたしましては1万7,706人ということで、20年度と比較しまして106人の減という見込みでございます。内訳につきましては、一般の大人につきましては20年度よりも少なく見ておりまして、全体的にはグラウンドゴルフの利用者の伸びを見ているだけでございます。今回の1万7,600人の見込みにつきましては、前回のご提案いたしました予算と同じ数字でございますが、この辺は、4月、5月につきましては昨年よりも減少はしてございますけれども、今後の見込みにつきましては前回と同じような形で、昨年よりも100人の減という形で算出してございます。この辺につきましては、この部分を極端にまた下げてまいりますと目標も低くなってしまうということで、現在の目標としましては前回の予算作成の段階と同じ目標値を設定してございます。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 吾妻荘は特に置かれた環境が、要するに年度の前半が書き入れというときに、先ほども言いましたように2割近くの減少が見られるということで、この分で見ますとだれが見ても、昨年度から106人の減で計画したということですが、とても追いつかない数字と解せるわけなんですけれども、本当に問題はありませんか。再度お伺いいたします。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 昨年の4月、5月の状況につきましては、その前の年と比較しますと大幅に伸びております。今回算出する関係では、特に去年の12月からことしの3月までの利用者の減が大幅にございましたので、現在の21年度の数字が昨年よりも減少しているということは、昨年の伸びの部分につきましては今回それと比較したので大分少なく見られているかと思えます。後半の12月以降の減少が今回につきましては約2,000人の減少がございましたので、そういった部分につきましては、後半の努力目標としましては、できればことしほどの減少をさせないような形で考えておりますので、現在のところの目標値を1万7,600

人から下げるということでは考えておりません。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 答弁を聞いていますと、問題はないということなんでしょうかね。よくわからないんですけども。後半は、今よくなるというような答弁をしたんですが、この経済情勢を見たときにそのような楽観的な計画でよろしいのでしょうか。本当に根本的な集客数の計画でもあるのでしょうか。その点についてはいかがでしょうか。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 4月、5月の状況ということでご指摘いただきましたけれども、4月につきましては昨年は1,976人、今回は1,583人ということでございます。19年度につきましては1,265人ということで、19年度の1,265人から比較しますと、21年の1,583人というのはふえている状況でございます。利用者の内容によっても随分動いてきてしまうわけなんですけど、こちらの予算につきましては1万7,706という昨年の実績よりも低い数値で設定しております。1万7,600人という100人少ない数値でございますが、目標値が昨年の実績よりも低いというようなご指摘もあるかと思いますが、予算作成につきましてはその数値で目標としてさせていただきたいと思っております。

議長（一場明夫君） 質問者は4、5月が2割近く減っているのに対して、それで組んだ予算で問題ないかということをお聞きしていますけれども、それについて答えていただきたいと思っております。

事業課長。

事業課長（富沢美昭君） ただいま申し上げましたように、昨年と比較した場合に4月が少なくなっているわけですが、4月、5月の減少というのは、今回のものでは昨年の12月からの減少が激しかったものですから、後半につきましてはできるだけ19年度の数値に近づけるというような形で考えております。4月、5月の状況が低いために全体の数値を2割減というような形では考えておりません。これができるかできないかということにつきましては、目標をそういう形で設定をしているということで、最終的にそれが達成できるという数値ではございませんで、目標としては昨年よりも100名減の数値を設定しているということでご理解いただきたいと思います。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） この質問についてはもう結構です。どうも答えが返ってきそうもないので、質問を変えます。

それでは、予定は予定、予算は予算ということなんですけれども、昨年度の実績ですが、実質は要するに1億2,500万円ほどの不足分が生じているわけですよ、実際は。借入金等ありますけれども。そんな中で今年度の町の補助金の額を見ますと1億100万円の設定となっておりますが、これで本当に運営できるんでしょうか。その点についていかがでしょう。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 建物の起債の返済が、元利を含めまして1億500万円ございます。1億500万円という中で、現在決算の最終的な段階でございますが、決算で見込んでいるのが、20年度につきましては約1,000万円の収益としてはマイナスというような形になります。今回1億100万円のお願いでございますけれども、単純に1億500万円の起債の償還と比較しますと400万円の収益を上げるというような予算でございます。3月の当初予算の中で1億500万円、起債の償還額は町からの繰り入れをするという予算書を提出したわけですが、ご理解いただけませんでしたので、その中から繰入額を下げるということで、目標としましては400万円の収益として設定をしております。これにつきましても、これでできるのかというご質問ですが、現在の目標としては400万円の収益を上げるという目標で作成してございます。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） 確かに予算で目標だから結構なんですけれども、実際に利用者数等々から見まして、19年度では、公債費、公債費と言いますけれども、公債費を上回っているのが19年度で1,500万円ですね。1億2,000万円ですか。20年度は借入金もありまして隠れていますけれども、実際には1億500万円を2,000万円ほど上回っていますよね、実際は。それでも運営ができると言っているんですけれども、そうすると隠れた、要するに数字的にはこの1億100万円をはるかに上回ってくるのが予想されるわけなんですけれども、本当に大丈夫ですか。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 2,000万円というのがちょっとわからない部分ではありますが、19年度につきましては職員が2名町から行っていますので、その部分の繰入金が入件費として補助金に加わっております。その入件費分を除きますと、補助金の額は1億300万円ということになります。18年度につきましても1億300万円、17年度が9,800万円という状況でございます。いずれの年度につきましても、1億500万円の繰入金、元利償還金の額と比較しますと1億500万円よりも低い数値となっております。

委員会でもご提示しました資料に基づいて説明いたしますと、単年度の粗利としましては、16年度が1,300万円、17年度が500万円、18年度700万円というような収益が上ってきております。19年度につきましても、先ほどの職員2名分の1,670万2,000円の繰り入れを除きますと、こちらは約300万円の収益が上がってきております。20年度につきましても燃料の高騰などで約1,000万円の減収となりましたが、今回の予算につきましても20年以前の数値も参考にいたしまして、目標としましては先ほどの400万円の収益は確保したいという考えでおります。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） どうも答えが返ってこないですね。いいです、この答えについても結構です。

それでは、質問を変えます。

昨年度、当初予算が6月に可決されました際に、町長は12月までに今年度の経営方針を決めて対応すると答弁していたわけですが、いまだ方向が決定していないわけですが、議会では行革の特別委員会で議決書を提出いたしまして、待ったなしの経営状態であるということを示してきているわけですが、それに対応した予算編成がないことがここには見られるわけですが、行革の答えではあり方検討会ということですが、とても行革で求めている9月、また年度内ということで指定管理の方向にということで求めているわけですが、全く反映されないという説明があったわけですが、理由についてはどのような理由なのでしょう。今までこれが延び延びになった理由についてお伺いをいたします。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） まず、今回お願いしております予算について、今指定管理にするという内容が入っていないというご指摘ですが、指定管理に出すというようなことがまだ決まっていない現在の段階で予算の中にそういったことを組み入れるのは不可能だと思っております。

予算につきましては、平成21年度の国民宿舎事業を運営するための予算ということでご提案しておりますので、それと、その管理方式、指定管理にするか直営にするか、そういった部分とは予算の中では反映されないものとして思っております。現在、指定管理に出すというようなことも決まっていない状態ですので、それを予算書には反映できないということをぜひご理解いただきたいと思っております。

また、昨年の6月に国民宿舎事業会計が可決された折に結論を出すというようなことがあ

ったかと思いますが、その辺につきましては前回もご説明いたしましたように、指定管理等への検討につきましては国民宿舎としては担当しておりませんで、違う課で担当しております。それにつきましては、9月の総務委員会でも12月の総務委員会でも指定管理等についての検討は違う課でやっているということでご報告させていただいております。また、9月、12月の中でも特にその部分でのご質問もありませんでしたので、国民宿舎としましては指定管理に持っていくというような、そういう予算編成は今回組んでおりません。

予算編成についての考え方につきましては、そういうことでございます。

議長（一場明夫君） 7番、角田議員。

7番（角田美好君） この事業については、いきなり指定管理にしてくださいよと議会で求めているわけではないですよ。昨年の3月議会におきまして20年度当初予算の提示を示されたわけですけれども、その際にも、その前の一昨年9月の議会の18年度の決算認定のときから抜本的な経営に入ってくださいよという附帯意見をつけた形で決算が認定されてきたわけですよ。それをもって20年度予算が出されまして、それが考慮されなかったために否決されてきたわけです。

そういった状況を踏まえながら、今年度に至りまして、またそれが委員会で条件つきで抜本的な経営、指定管理と提言してきた中で進んできて、今年度も当初予算が2度否決され、専決も否決された経緯を踏まえて、どうしてこんなに遅くなるか、その理由だけを明確に答えたいと思います。おくらしている理由を。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 平成20年度予算の否決の際の経緯につきましては、平成19年度で職員を2名ふやしまして、先ほど申し上げましたが、繰入金としては人件費分を1,670万円繰り入れをしたわけですが、吾妻荘の国民宿舎事業の決算としましては1,300万円の赤字という状況でございました。そんな中で平成20年度の予算につきましては、ふやした2名分の削減をいたしまして人件費を減らしたというようなことをしております。ちなみに、現在支配人と庶務担当職員の2名、町の職員は2名でございまして、これは平成16年度からその業務につきまして外部委託を積極的に進めてきたから職員が2名というような状況でございます。

全く経営努力をしていないというご指摘につきましては、平成16年度にサービス業務ということでフロント、清掃、接客などの業務委託をしまして、単年度での計画では2,000万円の収益がふえるというような、そういう計画のもと、職員を減らし、業務委託をしてきてお

ります。16年度から実施しております業務委託でございますので、利用者の減少は当時1万9,000人以上あったものが現在1万7,000人ということで大幅に減っておりますが、利用者が減っている中でも16年度以降の利益を確保したということは、そういった業務委託を進めてきたからでございます。そういう業務委託につきましては、努力をしているということでご理解いただきたいと思います。20年度の否決につきましては、職員が否決された以降、2名減ということで努力はしてございます。

以上です。

議長（一場明夫君） おくれた理由を質問者は問うていますが、副町長が答えますか。

副町長。

副町長（関口博義君） 今、ご質問ありました指定管理者等を含めた抜本的なあり方について進捗度が悪いというふうなご指摘を受けました。ある意味では、私もそういうふうには理解しております。しかしながら、今、担当課長のほうから日々の経営改善の努力は、今申し上げたような形で日々やっております。その中で同時に、やはり抜本的な今後の公営施設のあり方というのは考えなきゃいけない。これはもう大分以前から問われているというふうには思っております。

その中で、今期、町長が機構改革の中で企画の中に各施設を導入して指導監督の中に入れて改善をしたいという意向が当初ございました。その中で組織改革の提案をした中で、さまざまなご意見をいただいたわけですけれども、結果として、ことしの4月1日以降、事業課という形で機構改革のあり方の中でこの抜本的なあり方を考えたいというふうな位置づけに今、私はなったというふうに思っております。そういう中で並行して、当然抜本的なあり方の問題は追求してまいりました。そして、現在に至りまして、今、指定管理者等も含めた対応の仕方の内容をこれから客観的に、そういうふうな状況が、客観的に見て、これは明らかに指定管理者なり、あるいは部分委託なり直営なりというさまざまな形が妥当であるかどうかという間接的な、客観的な意見をいただくことが、さらにこれを進めた場合、結果として、そこも含めた形を考慮したほうがいいのではないかとということで、現時点までに至りましても皆様に指定管理者等も含めたあり方をご提示できないということが現在おくれた理由でございます。

議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩をいたします。再開を11時10分といたします。

（午前11時00分）

議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

議長（一場明夫君） 7 番、角田議員。

7 番（角田美好君） どうもおくれた理由については明快な答えが返ってこないようなので、もうこの質問はやめます。

それでは、最後に町長にお伺いいたします。

議会の方向は指定管理者か民間に売り渡すか廃業かという、もう結論にはなっているんだと思いますけれども、町としてはいつからするか明確な答えがいただければと思います。行革でも答えがなかったわけですが、それで質問を終わります。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） それは、あり方検討会におけるいろいろな情報を精査をした結果、管理者である私が決めますので、よろしくお願いたします。

議長（一場明夫君） 7 番、角田議員。

7 番（角田美好君） 時期については特定できませんか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） お答えはできません。あり方検討会のいろいろな情報、状況によって私が判断をいたしますので、それまで穏やかな中で見守っていただけたらありがたいと思います。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

15 番、加部議員。

15 番（加部 浩君） またまた質問させてもらいますけれども、同僚議員の延長になります。

この吾妻荘、予算が出てきておりますけれども、数字だとかそういうものを幾らしても、

もうこれは無理だと思うんです。それと、支配人にむちをくれても、前回も言いましたけれども、もうその段階じゃないと思うんです。これを執行する責任者、町長もしくは副町長、その辺の姿勢が問題だと思うんです。ですから、数年前から議会としては、もうこれは何とか早く方針を転換をなさないと。最近はどういうふうにしたほうがいいですよというの、前の同僚議員が言いましたけれども、そういうことまで議会は執行部に出しているわけです。だから、去年もこの当初予算は否決され、町長は12月には何とか方向を出すから頼むということで、やっと6月にこれが通ったということになっていますので、それが実行されなかったのも、いまだかつて21年度の吾妻荘の当初予算が通っていないという状況に陥っているわけです。

だから、そんな中で今ごろあり方検討会、あり方委員会が何かわかりませんが、その意向を聞いて、それでやりますよということを行っているんですけども、町長もしくは副町長でもいいですよ。いいですけども、は議会の言うことを聞くんじゃないんですか。あり方検討会の言うことを聞くんですか。議会、我々はバックに、何票をとったかはみんな過去違いますけれども、その責任をしょって、町民の意見の集約をもってこういうところに立っているわけなんです。その人の意見を聞かないで、あり方検討会、町長だか副町長だかわからない、好きな人だけ集めて、その人の意見を聞くと。そういうことでいいんですかね。余りにも議회를軽視しているような感じが私はするんですけども、その辺のところ、町長、どうですか。副町長でもいいです。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） あり方検討会、議会の皆さん方は確かに住民の代表として、この議会という中でいろいろなご議論をいただき、そういった理解ではあります。ただ、我々経営をする立場、管理者としての立場になりますと、やはり我々の執行部内だけでは、密室の中で相談をした結果を町政に反映するという、そういったことだけではいけないと思っております。やはり広く意見を求める、そういった中でいろいろな有識者という方々も含めて、そして、この中に議会の方々も含めてご検討いただければありがたいと思いますが、なかなかそういったものがちょっと難しい状況かもしれません。いずれにいたしましても、情報を多く持つということの中で決めなければいけませんので。

あり方検討会ということをして旧吾妻町の時代にもやりました。そして、なおかつ杉並区が今のコニファーいわびつをどうするこうするということで、やはり同じような内容をやっております。そういったようなものを参考にさせていただくと。責任を持って、この町

の皆様方からお預かりしたお金の執行ということについては、やはり公平性を持ってやらなければいけない、そのように思うわけです。

ですから、その辺のところの時間的なものにつきましては、先ほど副町長が申し上げたように、昨年6月だったでしょうか、機構改革案をお願いをして、企画の中で観光事業であるとか今やっている事業関係、吾妻荘、桔梗館、岩櫃ふれあいの郷、温泉センター等々を一緒に検討をしようということを議会の方々にご理解をいただけなかった。そういった中で、また課長を異動であるとか、そして、なおかつ今回4月1日からはようやく機構改革ができて、皆様方がご提案をしていた事業課という形に形を改められましたので、その中でそれを中心としてこれから検討をしていく。指定管理の中でもいろいろなやり方があります。そういったようなものをご検討をいただくというように思っておりますので、まだ時間は多少はかかると思います。ただ、またうそつきと言われるんでしょうけれども、来年の4月のときにはやはり一つの結論は出た中でやっていくんだと思います。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 私の質問に半分以上は答えてくれていないんですけれども、執行部だけで調整をしていくというような言い回しで私は聞いてしまったんですけれども、私どもも真剣に考えてやっているんですよ、町長。真剣に考えているんですよ。公平を期するがために、こういう結論を議会として出して執行部のほうへ提言しているわけですよ。今の回答でいうと、我々のものは全く無視して、あり方検討会とか何とか、そっちのほうを重要視するというように聞こえるんですけれども、ですから、こればかりじゃなくて、ほかの方面にも議会と町長が何か余り東吾妻町はじっくりってねえやのうという声があちこちから聞こえてくるんですよ。もう少し議会というものを信用してもらえませんか。全く信用していない答えじゃないですか。

我々はずっと、今の茂木町長になってからもう3年以上ですよ、ずっとこれは提言してきているんですよ。全く無視されて、何かあり方検討会をつくってやるんだと。今ごろになってやるんだと。前の同僚議員もそのおくれた理由はどういうんですかと言ったら、聞いていましたけれども、はっきりした答えは出てこなかったように私、聞きましたけれども、本当に今ごろやっとあり方検討会ができた。これはもう2年ぐらい前にできて当然のことだと思うんです。今はもう結果が出て、それを移行するようにするのが町のため、町民のためだと思うんです。

では、改めて質問いたします。この吾妻荘を閉鎖するなり、指定管理者にするなり、民営

化するなりすると、町民にどういう影響が出ると思っておりますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 私からちょっとお答えをさせていただきます。

町民に対する影響というもの、例えば閉鎖すると借金だけが毎年1億500万円が残るとい
う、そういったことになろうかと思えます。それがあと6回の支払いが残る、そういうこと
だと思えます。6億3,000万円。

そして、やはり吾妻荘に対する今の町民の利用は1割程度というようなことであるかもし
れませんが、でも、やはりその中で、高原学校であるとか子供たちのこと、それからグラウン
ドゴルフの方々、そういったような方々の利用も数多く見受けられます。そして、いろいろ
同級会であるとか、そういったようなことでやはり気楽に使っていただけるということは、
十分言えるのではないかと思います。ただ、幾らでも代替施設は、それはあるかもしれませ
ん。ですので、あえて町民のためにということでの影響がどのくらいあるかということは、
私には申し上げにくいところではあります。

ただ、平成6年、7年のころにつくられた方々の思い、そういったようなものもまだまだ
しょっていると思えます。そのしょっている、そのときにつくられた方々の思いというのが
年間返済の1億500万円だということにつながるんだと思っております。ですから、軽々に売
ってしまうというわけにもいきませんし、軽々に閉鎖するということは考えられないことで
あります。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 閉鎖するというのは最悪のシナリオになると思うんですけれども、
指定管理者なり民営かどこか民間がやってくれるところがあれば、そこに経営を移管する
とか、そういう方向をとってからの最後の手段が閉鎖ということになると思うんですけれど
も、しかし、仮に閉鎖となった場合、単純に私、余り頭はよくないですから単純なことしか話せ
ないんですけれども、1億500万円の借金返済があると。毎年1億500万円出さなくちゃな
らないということなんですけれども、実際ですよ、一般会計から毎年持ち出しているのが1
億500万円では済まないですよ。1億1,000万円以上、1億2,000万円、そういうふうにな
っているんです。ですから、単純に考えた場合、その借金1億500万円だけ、あそこを閉鎖
しちゃって1億500万円だけなしていれば、例えば1億1,000万円持ち出したとすれば、500
万円は浮くわけですよ。浮くというんですか、払わなくても済むわけなんですよ。という
計算になるから、私は数字を羅列したり、そういうことではもうこれは解決しませんよと。

先ほどから言いましたように、町長、責任者が抜本的に本当に早く考えてこれを何とかしないと、この東吾妻町の財政がますます悪化していくというような方向になるんじゃないかと思ひまして、一生懸命こういうふうに質問をさせてもらっているんですけども、その辺のところ、あり方検討会、もう一度聞きます。まあいいです。もうこれをつくっちゃったんですから、もうどうしようもないから、あり方検討会というのはいつごろまでにというものは全くないんですか。もう一度お伺いいたします。

議長（一場明夫君） 副町長。

副町長（関口博義君） あり方検討会につきましては、これから新しく公の施設をどうこうするという検討会ではなくて、いよいよ最終段階に入りまして指定管理者等に入る場合に、出た結果、それがあつた程度第三者的な立場で、専門家的な立場でどうかというふうなことを審議していただくということでありまして、できるだけこれは、時期はいつというふうには申し上げませんが、早い時期、段階に委員会を設けまして検討していただこうと。その結果を、町長のほうに諮問結果を提出して判断を仰ごうというふうなことを考えております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 過去、茂木町政になってから、先ほど言いましたとおり3年数カ月おつき合いをしてきましたけれども、ずっと各項目、各事件について今までのようなことをずっと言われてきているんです。それで、実行されたものはほとんどなかったと言っていいぐらいのこの3年数カ月なんです。

あり方検討会をするにしてもお金が当然かかると思ふんです、若干は。微々たるものかもしれないけれども、お金はかかると思ふんです。ですから、時期が言えない、いつまでに結論を出したいと、そのぐらいのことをやっていかないと、本当にずるずるいきますよ。本当に今の茂木町長の担保されているのはあと1年ないんですよ。あと10カ月か11カ月後には町長選があるんです。そのときには必ず茂木さんが町長になるという確率はないんですよ。その辺のところを考えた場合、もう本当に後がないというところなんです。そんな無責任でいいんですか。もう一度その辺のお考えを再度お尋ねいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） それはいろいろな考え方があると、とりあえず置いておきまして、この吾妻荘の数字について、やはり合併したのために職員の数が多くなっているのは事実です。そのうちの2人だけでも吾妻荘の中で吾妻荘が給料を払うシステムになっているわけです。ですので、1億500万円で足りれば2人分の給料は吾妻荘が支払う、要するに職員が自分で

払うということをやれているわけです。それをそのままただ無為に指定管理ということで、例えば民間の方にお任せをした、そうしたところだと、ではその職員2人はこちらの本庁舎の中で給与を支給しなければいけないというのは、これはもう何度も何度も話をしているところであります。

そして、あり方検討会とかという形でやろうとしているのも、実は指定管理にしたときには、今までの吾妻荘の管理システムで直営という中ではいろいろな修繕作業、そういったようなものも吾妻荘の費用としてすべて賄ってまいりました。そうやって経営をしているからこそ、あの建物の傷み方も少ないわけです。ですので、やはりこれから指定管理であるとかということに直面をしますと、ではこの修繕はどちらが持つのかとか、その辺のところは非常に難しい問題が発生してきます。ですので、今まで1億500万円が借入金返済、これは町が建てたんですから借入金返済は当たり前だということもどこかにあります。公営企業という中で、それは問題はないというふうに考えております。そのほかに修理代であるとか修繕料、そういったようなものも十分、十分とまでは言えませんが、吾妻荘という単位の中でやっておりますので、指定管理に出したときにどれだけの収益を上げていただく必要が現実にあるのか、建物の持ち主として細かく考えなければいけないところもございます。ですので、今までの経営の仕方、それが丸々やり方がマイナスであったという結果には基本的にはならないと私は考えております。

それと、去年の、一昨年でしたか、職員を営業という形で送り込んだときに、2年後、3年後の集客を目指してと送り込んだ営業は、その費用は賄い切れないということで議会に反対をされました。それで、やむを得ず、こちらの本庁舎に戻しました。

そういった経過がある中で、この吾妻荘、集客が少ないということ指摘されても、我々が考えた2年後、3年後の集客を目指したものを否定をされた議会の方も私はいらっしゃったと記憶をしておりますが、そういったさまざまな中を乗り越えて吾妻荘はこれまでやってきたんだというふうに私は思っております。ただ、余りにも皆様方の指定管理にというお声が強いので、それは合併をして以来職員を補充してきませんでした。定年退職をした人間を補充を一人もしておりません。そんな中で、そろそろその2人の職員がこちらのほうに戻ってきててもよろしいのか、そして、なおかつ今回支配人をお願いをしている石村支配人はちょうど来年の3月が定年になります。そういったような中で、これから先の営業ということも女性の目で見ると、そして吾妻荘の管理というものを女性の目で見ると、これから先の吾妻荘を考えられればと。ですので、そういった人事異動につきましても、来年の3月末というのは

見据えているということをお感じいただければありがたいなと思っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 質問に入る前に、私、大変失礼なことを言ってしまいまして、訂正をお願いしたいんですけれども、来年の春の町長選で茂木町長が町長になるという確率はないと発言をしてしまったんですけれども、それは訂正をしていただきまして、必ずなるということは考えられないと。必ずなるということはないということで訂正をしていただきたいと思えます。本当に失礼をいたしました。

改めて質問をいたします。

今、町長いろいろおっしゃってくれましたけれども、私も過去に、そうであれば全部直轄、全部吾妻荘の職員を町の職員でやればいいのかと、そういうことも提言をしました。どうせ赤字になるんだったら、ここで給料を払っていても同じ、吾妻荘へ行っても同じ、給料を払っているんですから、どうせなら全部職員にしまえばいいんじゃないかということも、無謀な提言をしたこともあったんですけれども、そういういろいろの経緯があって現在に至っているわけなんですけれども、とにかく本当にやっとうこういうことを考えてきたかなと言われるような感じになった。

そんなことで、何も考えていないこの予算、本当に私、町長怒るかも知れませんが、本当に何も考えないで、ただ数字だけを上げてきたという予算と私は見ているんですよ。だから、これは本当に絵にかいたもちとしか私には見えないんです。だから、町長、これを上げてくるんだったら、もっと本当のものを上げてきたらどうですか。初めから、こうなんですよと。これ、無理をしてもこの予算の中の人員だとか、そういう金額は上がってこないです。これは100%言えます。これは上がってこないです。来年の決算を見ればわかりますけれども。だから、そういう無理なものをどうしてもこれを効率的にこういうふうにすると。それは絵にかいたもちという言い方だったんですよ。

そうすれば、必然的に、本当のものを上げてくれば、この吾妻荘はどうすればいいかということを実際に考えなくちゃならないと思うんです。だから、こういうことを上げてくるから、みんなまやかして、これでもいいんじゃないか、こうならばいいんじゃないのかということで町民の方もそれに賛同する人もいるし、そういうことになるんです。もっと本当のことを我々なり町民に示してもらいたい。それが言いたくて、あえて質問をしたわけなんです。

ですから、私はちょっとこの予算は無理があるのかなと思えます。その辺のところ、コメントをいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今、我々はその数字で頑張ろうと。今のこの経済の不況の中でこの数字は出っこないと言われても、それでお認めいただければ、その数字に向かって一生懸命我々は頑張ろうとしているわけです。それをはなから否定されても、我々は我々なりに、数字をいじっただけなのかもしれません。でも、何とか1億500万円の範囲の中で、何とか町からの持ち出しを借金返済だけの分で頑張ろうと、そのように考えているわけです。それを、できっこないというところからいって、それを例えば、では1億3,000万円、この不況の中ですから、一般会計の中から出していただけませんか、もうどうにも我々の努力はやってできませんと言ったら、それでまたお認めをいただけるんですか。我々にはやはりそれはできません。

職員は職員なり、委託業者もそれなり一生懸命にやってくださっています。ですので、やはり榛名吾妻荘の仕事に携わっている者にとっては、予算が否決されたという非常に張り合いの悪い、居心地の悪い思いをしながら毎日仕事をしています。みんなで吾妻荘の営業を手伝って、何とか吾妻荘の目標を達成してあげようよというように思っていたらありがたいと思うんですよ。ですから、この数字は無理なのかもしれません。でも、このぐらいだったら何とかかなりそうな気もしませんか。しないですか。

では、以上です。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） それでは、質問させていただきますが、以前、町長が立候補予定のときの後援会だより等を見ますと、非常に大きな耳を持って皆さんのご意見を拝聴してやっていくんだと。なおかつ、吾妻荘等の予算についても、こういったものを削減をしていきますというような内容で発行はされていたと思います。

その後、当選をされて、若干おくれはしましたけれども、町の総合計画、それから集中改革プラン、こういったものを、学識経験者等によりまして策定委員会を設置し、町が作成をした作成案に基づいて審議をしてまいったわけなんですけど、実は私もその中のオブザーバーというような形で出席をさせてもらいましたが、その中でもこの問題については計画案に、指定管理者制度へ移行していこうというようなものがうたわれていると思います。

そんな中で、この議会でも再三再四町長に対しては、ぜひそういう経営改善を早急に進めてもらいたいというような話をしたところでございますけれども、実際には答弁内容とは異なって、全然実行には移されなかった。それで、ここへ来て急にあり方検討会というような

ものを立ち上げ、まだ昨日の委員会等では委員も定まっていなかったというようなお話もございましたが、そのような状況で施設のあり方の方針とすれば、先ほど同僚議員が言いましたように、指定管理だとか、または廃業するとか、そういう道もあろうかと思いますが、細部にわたっての検討というのは、これはあくまでも町長の方針をどういうふうにして持っていくのかというのがまず優先されて、あり方検討を行うのが通常だと思います。

そんな中で、いまだかつて、町長のほうは来年の4月までですか、には方向を出したいと先ほど申し上げましたけれども、それでは既に町長の任期が切れてしまう。再選というものも残されてはいるんですけども、実際には任期の4年間というものの中で、そういったものをまず優先していきますよというのが多分町長とすれば公約的約束というか、皆さんにアピールしたものと私は思うんですが、その辺をぜひ、仮に指定管理制度に移行するのか、例えば廃業するのか、こういったものをまず町長が示すことが必要だと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 指定管理という方向での検討をお願いをしてあります。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） はい、わかりました。指定管理でいくということで検討することです。

それでは、もし指定管理のほうへ移行していくという道筋が見えておれば、当然当予算についても、そういう道筋がつくまでは、私とすれば年度の想定する予算でなく、今まで来たような暫定予算でも十分にこれは執行できるのではないかと。先ほど事業課長のほうから、あり方検討とこの予算は別なんですよということを言っておりますが、やはりそれは別ではなくて同時にやっていくのが当然の趣旨だと思いますが、その辺、事業課長、いかがでしょうか。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 現在、公共施設のあり方検討委員会の準備が進められているわけですので先ほど町長の答弁にもございましたが、指定管理の方向でさらに検討していくということでございます。指定管理制度の導入が決定されているわけではございません。また、国民宿舎事業会計につきましては、平成21年度の経営を行っていくための予算でございます。将来的なものを取り入れた形での結論を含めた形での予算編成というのはいずれもできない予算でございます。

繰り返しで恐縮でございますが、21年度の予算の中に指定管理の内容が入った予算というのは現在の段階では作成できませんので、どうぞご理解いただきたいと思います。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 指定管理を導入するか否かということは決定されていないということをおっしゃったわけなんですけど、既に今、町長が指定管理にしていくためのあり方検討をするんだということを言っているんじゃないですか。そうじゃないんでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほどの角田議員、それから加部議員にもお答えをしましたが、指定管理をいつから、どのような形でやるかということについてはお答えができないということをお願いをしてあるわけです。例えば1月から指定管理に、例えば10月から指定管理にという、そういう仮定の中で予算を組むということは我々にはできませんので、それこそ絵にかいたもちという形になってしまうのではなからうか、そのように考えておりますので、課長のほうも不可能だと申し上げたんだと思います。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 先ほど導入の時期については明言はしませんでしたけど、今年度末までには、4月ですかね、には結論を出すんだということを言っているわけですから、当然そういうものは私とすればできると思います。今の状況で大変厳しい財政状況が続いているわけなので、特に人件費だとか、そういったものの経費が今盛んに議論をされているさなかでございます。そんな中、十分にこの問題については、結論を急がずにということではありませんが、もう既に急いでやってもらわないと困る。なぜかという、議会の総意としては既に執行者に対しては意見を集約して差し上げてあるわけでありますので、ぜひその辺を酌み取っていただくということも必要かと思えます。

また、もう1点は、ちょっと私も不勉強で申しわけありませんが、予算とあり方検討の実施方法については若干、企画かどちらかやるんだかわかりませんが、事業課長、わかったら、その辺ちょっと説明をしていただければありがたいと思います。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） まず前段で、年度内に結論が出るならば暫定予算でも組んでやっていってはどうかというようなご意見がございましたが、今年度の予算として考えておりますので、暫定予算で繰り返し続けていくという考えはございません。できる限り今回の予算をお認めいただく中で今年度の経営をやっていきたいと思っております。

また、予算とあり方検討委員会との関係でということですが、ただいま申し上げましたように、予算につきましては全く現在の国民宿舎の経営に伴う予算でございます。あり方検討委員会との関係はございません。また、先ほど町長からも答弁がありましたが、あり方検討委員会のご意見がない中で吾妻荘の予算が先につくれるということではございませんので、検討委員会との関係はございません。

なお、あり方検討委員会につきましては、現在準備中ということでございます。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 予算は事業課で当然組むものと思われそうですが、それは間違いないんですね。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 予算の内容というのは何の予算でございましょうか。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 何の予算と言われても、今吾妻荘の話をしているんです。吾妻荘の予算を組むのは事業課なのかと私は聞いているんです。さもないと企画課で組んでいるのか、その辺を明確にちょっと答えていただきたいと思います。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 国民宿舎事業会計の予算につきましては、事業課が担当してございます。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 事業課で組むということになっているようなんですが、実は私も若干調査をさせていただきましたが、実は吾妻荘に上っていろいろ話を聞きますと、やはり支配人そのものは予算関係に全く関知していないというような物の考えを示されていたようでございます。そんな中で、ただの支配人というような状況ではちょっといかなものかなというふうに私は思うんですが、その辺は事業課長、予算編成に当たっては十分に調整をとってやったのかどうか、またお聞かせ願いたいと思います。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 国民宿舎事業会計の予算につきましては、今回のご提案に際しましては支配人と協議をして、また総務委員会にも支配人が出席して答弁してございます。支配人抜きで予算がつくれたということではございません。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） それで、当予算においての中身を次にお聞きしたいと思います、実は食糧費だとか、それから洗濯代だとか、直接お客様にかかわるサービス提供が金額的には減っているわけなんです、その辺の低下を招くようなことはないのでしょうか。

議長（一場明夫君） 上田議員に申し上げます。予算については議案調査となっていますので、議案調査でしていただく部分については、なるべくここでは触れないようお願いしたいと思います。

（「すみません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 今の答弁については、事業課長、答える範囲でお願いします。

（「はい、11番」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ちょっと待ってください。

事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 食糧費、食材の比率でございますが、こちらは昨年同様の比率で算出しております。また、洗濯代につきましても、現在の契約単価によりまして利用人数1万7,600人の内訳を掛けた数字でございます、現在のところからさらにサービス低下というような予算にはなっておりません。

議長（一場明夫君） 11番、上田議員。

11番（上田 智君） 大変失礼しました。予算の額云々ということではなくて、サービス低下がどうかということを知りたいのでございます。

ぜひこの際、指定管理制度に対する考えが、方向性が示されてきておりますので、これから急いでやっていただくことと、まず町民または町外の人かも知れませんが、若干指定管理制度に対する意欲もあるような業者も出ているように多々伺います。そんなこともありますので、ぜひその経営改善についての方向性をしっかり守って検討をしていただくようお願いして、私の質問を終わります。

議長（一場明夫君） 事業課長。

事業課長（富沢美昭君） 議員のただいまのご質問の中で、指定管理がもう既に決定されて指定管理をするんだというようなものが入っているとしましたら、それにつきましては指定管理の方向で今後検討をしていくということで、現在の段階で指定管理が決まったということではございません。その辺ご理解いただきまして、町民の方にもお伝え願えればと思います。

なお、指定管理制度につきましては、その目的が民間への事業の参画する機会を提供する

こととともに、経費削減などもございます。指定管理を検討する中で経費がこういった形になるか、そういったものもシミュレーションされてくるかと思いますが、そういったものを検討する中で指定管理がいいのか、一部の業務民間委託をして、直営の中で民間委託を現在大幅にしているわけですが、現在のような形がいいのか、またはそれ以外の方法がいいのか、そういったことは検討されてくると思いますが、指定管理が決まったということではございませんので、その辺は間違いのないようにぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

(「不満ですけれども、終わらしましょう」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) ほかにございますか。

(「休憩にしましょう」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

(「ある」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) あるんですか。

(「始めてもお昼だから」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) あるんですか。

(「あります」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) それでは、ここで休憩をとります。再開を午後1時ちょうどいたします。

(午前11時58分)

議長(一場明夫君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議長(一場明夫君) 引き続き質疑を行います。

9番、大岡議員。

9番(大岡広海君) 吾妻荘の問題については議論白熱しているところですが、かねてより提案があったわけですが、町長さんにおいて伺います。指定管理制度ということを利用する

という前提で物事が今論議されているようですが、果たして引受者がいるという前提で考えているか、そこの辺を伺います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） わからない状態で考えております。

議長（一場明夫君） 9番、大岡議員。

9番（大岡広海君） そういうことなんだと思います。今の状況からすると、それすらも難しいかなと自分は思っているところなんです。ただ、内装工事をする、外壁をきっちり塗り直す、駐車場も一たん舗装をかけ直す等々のことをすれば、まあまあその先はわからない。恐らく引き受けの条件でそんなふうになってくるのかと思いますよ。果たしてそこまでの覚悟をして指定管理という道を選択するのかどうか、その腹づもりはどうなっていますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） そのような情報をなるべく多く収集をした中で結論を導いてくれるものだと思っております。

議長（一場明夫君） 9番、大岡議員。

9番（大岡広海君） というわけで、その検討会、名前はどういうふうになるかの話なんです。やるということは再三論議の中に出ています。過日、担当課長の説明もありました。ただ、それが町長の諮問に対する審査あるいはその答申ということになるかと思うので、この部分についてなぜきちとした形で附属機関として位置づけないのか。その理由はありますでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 申しわけございません。ちょっと私の情報のところに問題がございまして、必要とあらば条例をお願いをしてというような検討も今現在はやっておるそうです。

議長（一場明夫君） 9番、大岡議員。

9番（大岡広海君） 必要あればじゃなくて、附属機関は条例によりですから。

それともう1点、委嘱された委員、この人たちに対して報酬と費用弁償、それを幾らにするかというのはまた別途の問題なんです。支払わなければならないという強行規定になっていますので、無償でいいからというわけにも当然いかなくなる。そうしてくると、その陣立てを自治法にのっとった形での条例をして、それから予算措置。なぜかというと、予算措置がないと支出に困るんです。遵法精神といいますか、きっちりきっちり物を進める、そういった考え方がどうもこの庁舎内に定着していない部分がある。いい例がかつての水道の問

題、直近では幼稚園の定数改善の問題、何となくどこかでみんな不都合が起きてくる。その中で、金額的には大したことはないんだけど、やはり不協和音の増殖する温床にもなってくるのかと思います。

含めて全体的な考えの中から、吾妻荘の経営状態が芳しくないのは昨今の不況の影響が大であるごときの発言が繰り返されているんですが、その真意はどこにありますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） この状況というのは昨年生れただけですね。ですので、そのせいにすべてをしているというわけではないと思っています。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうですね。平成7年オープンについて、翌8年から、物珍しさとは言わない、新館ですからアピールもきくでしょうし、資料によりますと3万人超の入館者があった。以後、単純減少で減っています。現在、1万七千何がし。ただ、経済状況が厳しいのは、私の記憶では今よりは平成8年、9年、10年のほうがもっと厳しかったと思います。拓銀が破綻、三洋証券が破綻、日本住宅金融が破綻、日債銀が破綻、あれは現実には破綻にならなかったかな。身売りというような状況だった。してみると、どうも金融恐慌だ、あるいは100年に一度の経済だというほどではないんだと思います。単純減少になるというのは、どこかにやはり原因があるんです。その原因はどことらえていますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） やはり私は営業力であると。結果的な営業力ですね。やはり施設の特色であるとか、いろいろなイベント、そういったようなものを含めた中で、一番大きいのはやはりリピーターをねらう、また来てみよう、その気持ちにさせるための、させるというのは失礼ですけども、そういうふうになっていただくのが一番の集客力の源だと思います。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そのためには原則論として、いらして来たお客さんに愉快地過ごしてもらおうということなんですね。帰ったときに不愉快だと、まずまずそれは現実不可能なんです。幾ら料金を落としてもだめです。支配人が玄関先で手を振って、いつもあいさつしているというような報告がありました。現実、それを見たこともあります。でも、その頭の上でハエが飛んでいるんですよ。これ、接客業では難しいんだと思います。

そういったところの反省から、どういうふうにするかということなんですが、先ほども言いましたように築年数が大分たっている。もう今、外壁塗装しないと本体に大分悪影響を与

える。それから、建設間もなくしてぞうきんずれが発生して、非常に内装も不愉快であるというような状況が目に見えませんが、それを推して、さあ、どういうふうにするかということは附属機関に振っても恐らく答えは出ないんだと思います。要は、資金をどこに投資するか、見切り千両ということもあるのか、その点選択肢に入ってくるんだと思います。経営形態をどういうふうにしようか、その辺の腹づもりはどう思っていますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほどからずっとお答えをしていたように考えておるんですが、それではだめですか。もう一回ですか。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうすると、私が解釈するのは何も考えていないということです。答えはそこにいかざるを得ない。やはり指定管理にしようが直営にしようが、今の吾妻荘をきちんと建て直すんだという意思があると、そのこのところにどれだけの投資をするのかということになってくるんです。今投資をしないんだっから見切り千両という手もありますよということです。なぜ。このままずるずるやるよりは、見切った時点が早いほうが建物の劣化が進まない。そういうことも考えなくちゃいけない。それはそれとしておいて。

それで、この状況だからということで、要するに21年度の予算ということで今、本話題になっていますが、予算というのはある種経営計画でもあるわけですね。そうすると、経営計画の段階でことしの見通しを立てた。口の端々に、ことしはもっと厳しくなるだろうな、でも目標に向かって努力するその数字なんだと。それは経営計画じゃないんです。経営計画というのは、恐らくこの辺にはなるだろう、あるいはそれより厳しいかもしれない、それで、なおかつ厳しい入客数、努力目標ではないんですよ。それしか入客、要するに収入がないんだという前提で陣立てを立てる。それでもまだ赤字幅がこういう形で縮小するんだ、それがやはり経営哲学なんでしょうね。先ほどから聞いてみると、そういった経営という観点からの論議がないんです。努力目標なんです。私たちだって努力しているんですと。それは努力をして当たり前なんです、企業人であれば。プラスちゃんと結果を残すという使命が課せられているわけなんです。そのためには少し収入を低目に設定したり、その収入でもまだ前年対比でさらに赤字幅が縮小する、それを実行する、あるいはそういった経営手法を導入するというのが評価の対象になるのかと思います。理解ができましたでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今、議員がおっしゃってくださったような形態で今回の予算は組み立

ててあると思っております。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） ところが、説明員の説明によりますと、どうもそうじゃないんです。先ほども町長が申しましたように、説明員と同じでした。これは努力目標である、それに向かって努力するんだと。これは議場ですから、それしか言いようはないでしょう。最初から当初予算に1億5,000万円の持ち出しを明記はできないから、せめて1億500万円のところでとめざるを得ないんだというようなニュアンスに私は受け取れるんですよ。そのところに不協和音が発生してくる。それは私のとり方だから、しょうがないでしょう。でも、自分のとり方でやはり議決行動を起こさざるを得ない。これは理の当然。

別途、質問なんですが、ここなんです。指定管理者、常にそこにこだわっているようですが、いいですか、相手はだれであろうがいいです。当然に赤字幅を減らそうということなので、そういう手法なんですが、あの建物、現状のままで結構でしょうけれども、指定管理料を幾らに見積もるかということです。どういう計算式で見積もるかということです。いろいろ契約の仕方があるでしょうが、指定管理ということが話題に出れば、その方向性をあわせてこの場で言えるぐらいの煮詰まりがないと、指定管理に持っていくんです、そのための検討会なんですみたいな形での発言になるかと思うんですが、いかがでしょう。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほどから答弁しておるとおり、これからの話ということで、今の例えば指定管理料を幾らに見積もるかというのもこれから十分な検討をしていくということでございます。先ほど申し上げたのは、修繕料であるとか、そういったようなものを現実には今の吾妻荘という形で自然な形で負担を会計の中でやっておりますが、それがやはり分かれるという表現を先ほど申し上げたと思います。そういったような中で管理料を幾らに、幾らいただくか、さもなくば幾らお支払いをしなければいけないのかというのも含めた中で検討をやっていくところでございます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） それで煮詰まり次第、早晚遠くないところで答えが出るんでしょうけれども、事業収入の範疇ですべて賄え、これも1案でしょう。あるいは、事業収入は吾妻荘の収入となって、事業収入にかかわらず一定の管理費を、管理料といいますか、これですべて賄えみたいな形でのやり方もあるでしょうが、さあさあ、そこはかなり難しくなってくると思いますが、方向が煮詰まり次第、あわせてまた私たちにもということになってくると思

います。

それで、先ほどの町長の発言ですと、平成7年の議会で決定した吾妻荘の建設という、その当時の担当者、議員も含めて、執行者、町長も含めてなんですが、思い入れという発言がありました。

議長（一場明夫君） 続けてください。

9番（大図広海君） いいですか。はっきり数字で言いますと、1坪当たりで330万円の建設費がかかっている。これに対して、旧館の取り壊し費用と、後に会議場に行くところにかけた通路、これは13億円の別途費用になっています。こういったのを思い入れという解釈にしていますでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） そういったところまでは考慮に入れておりません。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） どうもこれは思い入れがないと言えないんです。思い入れなんですが、少なくともこの事実を知った住民に対して、私も含めて、思い入れというよりは憤慨なんだろうね、表現を適切にすれば。えっ、坪330万円だよ、取り壊し費用はまた別途ですよ。この事実をやはりアピールしていかなきゃいけない。住民の皆さんが行政に対して無関心でいると、こういうことが起きるんですよ。その結果、今、私たちが苦しんでいるんですよ。それはみんなあなたの税なんですよということなんです。決して、我々、町長のポケットマネーでも議員のポケットマネーでもないんです。納税者のお金なんです。それを町長は思い入れと表現しましたが、その解釈でよろしいですか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） ちょっとそれは話の論点とは違うところにあるかと思います。私の考えの中にはそういったことはございません。

（「結構です」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

16番、菅谷議員、賛成ですか、反対ですか。

（「賛成です」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ちょっとお待ちください。

7番、角田議員、賛成ですか、反対ですか。

（「反対です」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） それでは、まず原案に反対者の発言を許します。

7番、角田議員。

（7番 角田美好君 登壇）

7番（角田美好君） それでは、平成21年度東吾妻町国民宿舎事業会計予算についての反対討論をさせていただきます。

この事業について、議会は昨年3月、定例議会の20年度当初予算案の提示に際し、その前の年、一昨年9月議会の18年度決算認定のときから抜本的な経営改善を求めていたにもかかわらず、全く考慮された形で提示されなかったために、否決されてきました。しかし、経営改善をするということで手を加えた予算案を6月議会において提示されました。数字合わせをただけの案だったために異論を呼びましたが、町長の指定管理者制度の導入などを含め経営改善を12月までにはっきりさせるとした答弁により、承認された経緯があります。

そうした経緯を踏まえ、今年度約束した抜本的な経営改善も指定管理者制度の導入なども全く検討されておらず、旧態依然の暗黙の了解としているような、当然下回らなければならない公債費分1億500万円分を19年度においては1,500万円、20年度においては実質2,000万円を超えているにもかかわらず、1億500万円を一般会計から補助を受けるとする漫然とした数字合わせの21年度の予算案がこの3月定例会に示されました。当然のように否決されてきました。

今回400万円下げると提案にありますが、こうした議会の考え方に対する配慮の全くない予算を今回示されたのでは到底賛同できるものではありません。指定管理者制度を導入すると言われますが、2年間も待たされ、ここにこうして示されていることについて、信じがたいものがあります。行政改革推進特別委員会の議決文に示したとおり、議会の結論はとうに出されており、それに沿った予算案を示していただきたいと思います。

以上のことから、予算案については反対をいたします。

議長（一場明夫君） 次に、賛成者の発言を許可します。

16番、菅谷議員。

（16番 菅谷光重君 登壇）

16番（菅谷光重君） 初めに、こういう数字があります。それは、全国の国民宿舎宿泊客

の平均増減比率、パーセントなのであります。この数字、平成20年度はまだ発表されていないので、私は平成17年度、18年度、19年度の数値を申し上げます。平成17年度の全国の国民宿舎宿泊客214万人、平均増減比マイナス6.3%の14万人減であります。同様、18年度201万人はマイナス5.7%で13万人の減となっております。同様、19年度は188万人でありまして、これはマイナス6.5%、13万人減ということでありまして、マイナス5.7%からマイナス6.5%の減少が続いているのであります。

そこで、これらの数値を私たちの吾妻荘で見るときに、同様、平成17年度はご案内のように宿泊客1万7,851人で増減比、マイナスですが1.9%の346人減でございます。同様、18年度は1万8,042人で、この年はプラス1.1%で191人増となっております。同様、19年度1万8,370人、やはりプラス1.8%の328人増でございます。同様、20年度は1万7,706人でマイナス3.6%でありまして、これは664人の減、すなわちマイナス3.6%からプラス1.8%となり、この平均を私なりに計算をいたしますとマイナス1.3%の491人減で推移をしておるところであります。

前に申し上げた全国平均増減比から見て、吾妻荘の比率マイナス1.3%は低い数字をもって食いとめておる、よく頑張っているというふうに私は申し上げます。この点から考えても、一步一步努力をされた結果、たまものだというふうに私は評価をいたします。

次に、備品でございます、具体的な。食器洗浄器260万円の計上、これについてはそれぞれ必需機器であり、当然と思っております。そして、現に公認グラウンドゴルフ場のもと、奮起、活力が私には確実に見えるのであります。移行に至るまでのこの案は最善だというふうに考えております。

以上申し上げます、本案には賛成をいたします。

議長（一場明夫君） ほかに討論はございますか。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立少数）

議長（一場明夫君） 起立少数。

したがって、本件は否決されました。

発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第4、発委第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

角田総務常任委員長。

（総務常任委員長 角田美好君 登壇）

総務常任委員長（角田美好君） それでは、発委第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての趣旨説明をいたします。

この条例については、去る5月14日の臨時議会で発議し、一たんは可決された内容と全く同じとなっております。改めて説明させていただきます。

第19条の5項を改正し、現在、職員については職務の級は6級から3級までの給料表適用者に期末手当4.3カ月分を支給する際に15%から5%の範囲で加算支給されています。そのうちの行政給料表適用の管理職手当の適用を受ける職員に対し、期末手当に15%から10%の役職加算をして支給することを廃止するものです。

なお、前回の発議同様、医療職給料表の適用者については、医師不足などの事情を考慮し、加算支給するものです。ちなみに、対象となるのは東国保診療所所長のみです。

このような形で再度総務常任委員会の発議となったのは、まずは町の置かれた財政状況にあります。前回でも提案説明をしたとおり町民目線に立ってやむを得ず断腸の思いで提案した、また町民不在の議会になってはいけない、そういう思いからであります。6月10日の常任委員会において一たんは第19条5項の全廃及び現給保障の全廃が決まりましたが、内容再確認のために6月15日に再度委員会を開催したところ、内容の再審査をすることに決まり、審査の結果、最終的に5月14日の発議内容と同じにすることに落ち着きました。5月14日の発議は全会一致でありましたので、今回も委員全員の理解を得ようと協議を重ねましたが、一本化がかなわず、表決の結果、賛成多数により発議となりました。

町長は再議理由の中で、他町村との比較が困難になるからとしていましたが、このような期末手当に加算するという条例について全国の市町村の対応を見ますと、議員の加算分については多くは廃止の方向に向かっております。当町でも、平成19年12月定例議会において廃止しています。また、職員の部分についても段階的に加算の割合を下げていく方向にある

ようです。インターネットでごらんいただけるとわかると思います。このような改正が当町だけのものではないことを理解していただきたいと思います。

また、この条例は平成2年の人事院勧告により条例とされたものと理解しています。当時はまだバブル経済の時期にあり、その条例がそのまま現在の経済状態の中で生き続けていることになり、条例で規定された期末手当に割り増しして支給されているこの制度自体、一般町民の方のほとんどが知り得ない状況と考えると、疑問のある条例と思われれます。

また、5級職員の逆転現象が生ずるからと再議理由にありましたが、本来の職務、職階などがしっかりした給与体系を守って今までこれば生ずることのなかった現象と思われれますので、今後町長は適正な給与体系をして職員給与の適正化を図ると明言しているわけですから、その対応を考えていただければと考えます。

また、町長は昇給昇格基準や人事評価制度の導入による緩やかな削減を目指しておりますが、さきに18年度人事評価制度を始めて3年となるお隣の中之条町の状況を伺ったところ、職員の資質は向上したということですが、職員が職員を評価する制度のため、その実を結ぶところについては至らないとのことであります。

生活給であるからだめとすることについても、仮にこの削減案が可決されると約1,000万円、またこの後の発議で717万円、都合1,717万円が削減されます。職員1人当たりでは7万5,000円の計算になります。多額のように見られますが、当町の年間平均給与額は630万円です。これは19年度決算でしたか。ちなみに、類似団体では595万円程度ですので、今回の削減が実施されても、まだまだ当町では優遇されていると思いますので、その対応は十分可能と推察されます。

議員各位におかれましては、議員活動の中、役場職員給与と民間給与の格差について十分理解しておられると思います。本来町長の意向で行うことが最善の方法であることは重々承知しておりますが、経緯をご理解いただき、全員賛同のもと、可決していただければ幸いです。よろしく願いいたします。

以上、趣旨説明といたします。よろしく願いします。

議長（一場明夫君）　そこでちょっと待ってください。

説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君）　質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。提出者は自席にお戻

りください。

討論を行います。

14番、佐藤議員、賛成ですか、反対ですか。

(「反対」と呼ぶ者あり)

議長(一場明夫君) 14番、佐藤議員、反対討論をお願いします。

(14番 佐藤利一君 登壇)

14番(佐藤利一君) それでは、発委第1号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして反対討論を行います。

職員の給与に関する条例等については、さきの5月21日の臨時会におきましても、町からの提出された再議は賛成少数で否決されたことでもあり、再度委員発委で条例改正するものに対しては反対いたします。

町長発言にもありますように、組合側とも交渉に入り、1月の昇給時期に間に合わせるように給与水準を検討するという答弁もありますので、もう少し見守ってほしいと思います。職員に対し適正な給与を確保することができなくなると職員の士気低下は否めず、住民サービスの低下が懸念されます。そして、能率的な行政運営を行うためにも条例改正には反対いたします。

以上で反対討論を終わります。

議長(一場明夫君) 賛成討論の方はありますか。

ほかに討論のある方はいますか。

(発言する者なし)

議長(一場明夫君) 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立少数)

議長(一場明夫君) 起立少数。

したがって、本件は否決されました。

発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第5、発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

角田総務常任委員長。

（総務常任委員長 角田美好君 登壇）

総務常任委員長（角田美好君） それでは、趣旨説明をさせていただきます。

発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について説明させていただきます。

このことにつきましても、5月14日の委員会発議と同様の内容となります。改めて説明いたしますと、附則の東吾妻町職員の給与の特例に関する条例を廃止することにより、職員の給与に対して昨年4月から70%の削減率で実施されている現給保障分の残り30%がこの7月から支給分がすべてなくなります。この条例が可決されれば、年間717万円の人件費削減となります。

詳細な説明については先ほど発委第1号と同じですので割愛させていただきますが、議員の立場では職員の基本給などの削減まで踏み込めない以上、町民の皆さんに明快な説明のできない手当や加算部分の削減をお願いするしか方法が見当たりません。財政状況が厳しいため町村合併を選択してきた以上、財政再建は最重要課題ですので、こうした試算もいたし方ない方法と考えます。

発委第1号でも議員各位にお願いしたとおり、こうした削減は町長自身が進めるべきであることは重々承知しておりますが、状況をご理解していただき、全員の賛成が得られるようお願いいたします。よろしく願いいたします。

以上、趣旨説明といたします。よろしく願いします。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。提出者は自席にお戻りください。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立同数)

議長(一場明夫君) 起立8人。

したがって、採決の結果、賛成、反対が同数です。

地方自治法第116条第1項の規定によって議長が本件に対し裁決します。

発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については、議長は可決と裁決します。

したがって、発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例については可決されました。

陳情書の委員会審査報告

議長(一場明夫君) 日程第6、陳情書の委員会審査報告を行います。

陳情3号 町道3005号線(本宿上の原)舗装工事のお願いを議題とします。

本件については、去る6月9日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

産業建設常任委員長。

(産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇)

産業建設常任委員長(中井一寿君) それでは、ご報告いたします。

去る6月9日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました陳情3号 町道3005号線(本宿上の原)舗装工事陳情については、6月10日、委員会を開催し、産業課長、建設課長の出席を求め、審査いたしました。

陳情内容は、約30ヘクタールの農地を縦断し、長さ約1.5キロにも及び輪掘りが深くでこぼこ状態の未舗装道路を全線舗装にとのことでありましたが、この地域は寺原・上の原遺跡指定地域で現状はひどい状態であり、改良工事については手続対応などで単純には整備できない地域であります。

1点目は、埋蔵文化財の指定地域での道路改良には調査などで多額の経費を要すること、2点目、過去に集中豪雨により流末に当たる塩の平地区に大きな被害が発生したことなどを

踏まえると、本陳情事業を実施するに当たっては文化財担当局との調整協議に基づく対応が必要であることと、排水処理対策の検討、特に耕作者による排水路の管理体制の構築など、舗装工事が実施できる環境を整備することが必要であり、委員会としては条件をつけた中で採択が必要であると結論に達しました。

以上のことから、本委員会といたしましては全会一致で採択と決しましたので、本会議におきましてもご議決いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

議長（一場明夫君） 陳情4号 町道3068号線の改良工事及び水道管の交換工事の陳情を議題とします。

本件については、去る6月9日、産業建設常任委員会にその審査を付託してありますので、審査結果の報告をお願いいたします。

産業建設常任委員長。

（産業建設常任委員長 中井一寿君 登壇）

産業建設常任委員長（中井一寿君） それでは、ご報告いたします。

去る6月9日の本会議におきまして産業建設常任委員会に付託されました陳情4号 町道3068号線（大戸・上宿）の改良工事及び水道管の交換工事の陳情につきまして、6月10日、委員会を開催いたし、現地調査を実施後、上下水道課長、建設課長の出席を求め、審査いたしました。

現状は排水路、舗装ともに傷みが非常に激しく、生活道路としての維持を保つためには早急な改修が必要であるとの結論に達しました。また、本路線に布設されている上水道管についても石綿管であることから交換の必要性は高く、経済的にも舗装工事と同時に施工すべきとの結論に達しました。

以上のことから、本委員会としては全会一致で採択と決しましたので、本会議におきましてもご議決いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（一場明夫君） 報告が終わりました。

委員長に対する質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（起立全員）

議長（一場明夫君） 起立全員。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択されました。

ここで休憩をいたします。再開を午後2時5分といたします。

なお、傍聴される方をお願いしますが、傍聴する際には真摯な態度で傍聴していただくようお願いしたいと思います。

以上です。

（午後 1時53分）

議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 2時05分）

閉会中の継続審査（調査）事件について

議長（一場明夫君） 日程第7、閉会中の継続審査（調査）事件についてを議題といたします。

各委員会において審査（調査）を実施され、それについて報告がありましたら、お願いいたします。

総務常任委員会。

総務常任委員会委員長。

（総務常任委員長 角田美好君 登壇）

総務常任委員長（角田美好君） 総務常任委員会では閉会中に3回の委員会を開催しましたので、日を追って報告します。

去る3月25日、午後4時から委員全員出席のもと、第1委員会室において、町長に同席をいただき委員会を開催し、所管事務調査を行いました。

当日は、3月16日の議員全員協議会において再度町長に対し実施を要請すべきとのアドバイスを受けたことに基づき、まず職員給与の削減について、町長が昨年9月に任期中に段階的に削減を実施し、ラスパイレス指数を95にすると議会に示したことを踏まえ、第2段階の削減について再度実施を要請しました。しかし、町長は2月27日の委員会で答弁した、以前示した考えは変わった、昇給昇格基準を見直すことにより緩やかな削減にしていくという答弁を再度示しました。そこで、委員会としては、財政再建や人件費の抑制により経常収支比率の改善、さらにラスパイレス指数を95に近づけ、職員給与の適正化を図るためには町長が突然方針を変えたからといってやめることは適当ではないという判断から、委員会で削減を実施すること及び前回委員会で調査した3案を検討し、まとめ次第、直近の議会で条例改正を発議していくことを確認をいたしました。

次に、4月14日に開催しました。午後1時30分から第1委員会室において、委員全員出席のもと、総務常任委員会と行財政改革推進特別委員会の合同委員会を開催しました。所管事務調査及び付託議案の共通する部分が多いため、その調整を含め調査を実施しました。

まず、調整が必要とされていた職員給与の適正化についての所管事務調査については、継続して総務常任委員会が担当することが確認されました。次に、行財政改革特別委員会については、委員会としてまとめた中間報告書に基づき至急実施すべきものについては、議会として議決するなどして町に対し実施を求めることについて検討することが確認され、お互いの委員会同士で協力の要請が行われました。

次に、4月27日、午後1時から第4委員会室において、委員全員出席のもと、委員会を開

催し、所管事務調査を実施しました。

当日は、委員会として今まで調査検討してきた職員給与等の削減について最終調整を行いました。その結果、職員については現給保障額を全廃、さらに行政職給料適用の管理職手当支給者に対する期末手当の役職加算措置を12月支給分から廃止し、町長、副町長及び教育長については期末手当の役職加算措置を6月支給分から廃止する案に決定しました。については、採決の結果、1名の退席者がありましたが、全会一致で委員会として条例改正を直近の議会で発議していくことと決まりました。

その他、委員会構成が5月に再編されることから、議会基本条例や自治基本条例、さらに箱島地区の高規格道路計画や地上デジタル放送等に対する適切な対応について次期委員会に引き継ぐことを確認しました。

以上です。

議長（一場明夫君） 文教厚生常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 産業建設常任委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 議会運営委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） ハッ場ダム対策特別委員会。

ハッ場ダム対策特別委員会委員長。

（ハッ場ダム対策特別委員長 日野近吉君 登壇）

ハッ場ダム対策特別委員長（日野近吉君） それでは、報告をさせていただきます。

平成21年6月12日、午後2時から午後5時まで第1から第3委員会室において、ハッ場ダム対策特別委員会を開催いたしました。委員6名と一場議長の7名で、執行部より茂木町長に出席をいただき、ハッ場ダム関連事業について国交省工事事務所、県対策事務所、中之条土木事務所、町建設課ダム対策室に説明員として出席を求め、ハッ場ダム関連事業の進捗状況について説明を受けました。

調査事項に入り、まず轟ダム対策室長より、21年3月16日から6月11日までのハッ場ダム対策事業の各関係地域事業説明会、対策会議、事業調整など93回にわたっての経過報告があり、4月22日に渓谷パーキングを一般開放したこと、また天狗の湯仮浴場で5月31日から6月10日まで源泉ポンプの故障のため臨時休館したことなど報告を受けました。

引き続き、国土交通省の説明に入り、鈴木事業対策官ほか各担当課長より町管内全体的な説明があり、工事全般では70%の進捗状況であり、平成22年3月より暫定開通を目指し、つけかえ国道145号線は松谷、雁ヶ沢ランプから長野原、めがね橋の区間、県道林・岩下線は町道5284号線交差部から林・長野原線までの完成を早期に目指している。また、ダム本体関連では、今後は原石山までの進入路の工事及び本体左岸の進入路の工事に着手とのことでした。また、仮排水トンネルは3月16日に貫通し、内部をコンクリートで覆う工事をしており、順調にいけば7月ごろには完成する予定とのことでした。

用地関係については、平成20年度末現在、面積ベースで岩島地区が93%、坂上地区が83.5%の用地買収の進捗状況とのことでした。

工事関係では、岩島地区では引き続き町道5284号線と県道林・岩下線の交差部より長野原方面への工事を重点に行い、坂上地区では大柏木トンネルが昨年末に工事用トンネルとして完成しており、引き続き盛土造成地の工事を行うとのことでした。そのほか、JR吾妻線第2橋梁工事は足場の解体作業に移っていること、上郷盛土の進捗状況、久々戸橋の進捗状況などの説明を受けました。

次に、群馬県の説明に入り、島田次長ほか、各担当者より説明があり、県関係の鎌田沢通常砂防の用地買収状況は95%の進捗状況であり、145号のハッ場バイパスは22年3月暫定開通を目指し、現状の国道との交差点部及び雁ヶ沢橋拡幅橋の工事が今後予定されている。県施行区間の県道林・岩下線及び5284号線の進捗状況、鎌田沢砂防の進捗状況、松谷・六合村線の進捗状況、土地改良の進捗状況と予定、県道川畑・大戸線の進捗状況と予定などの説明がありました。

そして、最後に町より、一般供用している溪谷パークの利用状況、基金事業である健康増進施設（天狗の湯）の事業概要と建設予定、溪谷遊歩道補修整備関係、十二沢パーク工事、天狗の湯仮浴場源泉ポンプ故障の状況と予定、また懸案でありました恒久的施策として導水路建設での方向性が確定したことにより、今後財源を地域活性化のために活用したいとの説明を受けました。その後、ハッ場ダム事業全体及びダム対策についての質疑を行い、源泉ポンプが故障した天狗の湯仮浴場を現地調査をして閉会といたしました。

以上でございます。

議長（一場明夫君） 地域活性化対策特別委員会。

地域活性化対策特別委員会副委員長。

（地域活性化対策特別副委員長 大図広海君 登壇）

地域活性化対策特別副委員長（大関広海君） 去る11日、午前10時より第1委員会室において、地域活性化対策特別委員会を開催しましたが、前村委員長欠席のため、副委員長が職務代理を務めましたので、報告します。

街路事業につきましては、事業変更認可を受け、事業期間を6年間延伸し、平成26年3月31日を期限として定められました。原町駅南口線の設計変更は、昨年来の課題でもありましたが、街路幅員及び橋梁構造の変更実現に向けて、都市計画変更手続に必要な概要書、変更要素、理由書、その他添付資料を関係機関と協議中との報告を受けました。

ところで、都市計画法第16条によれば、「都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは」と限定的な表現ではありますが、「公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」、この点が改正都市計画法の大きい点なのですが、この趣旨がどうやって生かされるのか。今までの経験則でいいますと、すべて物が決まってから消化試合のごとく住民の説明会があった。かつては、その説明会で、いろいろ住民のほうから意見が出てくる。当時の助役だったと私は記憶があるんですが、この会は皆さんの意見を聞く会ではありません、役場の案を説明する会なんですというような発言もありました。非常に腹立たしい思いをしたことを覚えております。特にこの点について特段の留意を求めておきます。

本年になり、駅前交差点部分の用地交渉が進展した結果、未決1件ということになったと報告を受けました。駅北の区画整理事業につきましては、未同意者3名への交渉を再開したとの報告を受けましたが、従来より建設課職員が事あるごとに言及していた土地収用の問題について、さらなる学習を行うようにと促しました。

上信自動車道につきましては、本年3月16日、祖母島、箱島間の事業についての事業説明会が開催され、同月31日、整備区間に指定されましたが、4月30日、地元住民より地元住民25戸77名のルート反対署名、5月14日、168戸460名のルート変更要望書が提出されました。資料配付をいたしておりますので、後で確認しておいてください。事業完成まで紆余曲折が予想されますが、委員の意見は沈着冷静な対応と集約されるような雰囲気になりました。

地域開発及び地域新興については、特段の報告事項はありません。

また、いずれの調査事項も決議を伴うものではありませんので、委員会決議とした意思決定はございませんでした。

なお、本委員会に先立ち、県民局中之条土木事務所あてで、調査事項、街路事業について

と題した出席要請書を提出してありましたが、既に回答済みと考えており、出席要請には応じかねますとの文書が寄せられました。本街路事業の設計変更等々は都市計画変更を伴うほか、橋梁の変更設計費については国費負担が期待できないほか、本事業は県が事業主体と位置づけられておりますので、本委員会としても県の意向を把握する必要があります。ということから、再三にわたり出席要請をしているのですが、なかなか応じてもらえませんので、今後地方自治法第110条第5項が準用する同法第109条第5項もしっかり念頭に入れて対応していきたいと思っております。

以上です。

議長（一場明夫君） 行財政改革推進特別委員会。

行財政改革推進特別委員会委員長。

（行財政改革推進特別委員長 角田美好君 登壇）

行財政改革推進特別委員長（角田美好君） それでは、行財政改革推進特別委員会の報告をいたします。

当委員会では、閉会中に2回の委員会を開催いたしました。

まず、4月13日に開催いたしましたが、総務委員会との合同開催で開催していたために、内容については先ほど報告したとおりでありますので、割愛させていただきます。

次に、4月27日に第4委員会室において、委員全員参加のもと開催いたしました。

4月13日の総務常任委員会との合同委員会で決めた町執行部に対する議決書案の提出について、直近の議会に委員会発議することを確認いたしました。その後、提出のための文書案の検討を行い、内容決定をいたしました。まとまった文書の内容については、5月14日の臨時議会において議員各位にご理解をいただき、全会一致で可決していただいたとおりです。

以上、甚だ簡単であります。閉会中の委員会報告といたします。

議長（一場明夫君） 議会広報対策特別委員会。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 以上で各委員会からの報告を終わります。

次に、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件について、お手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように、閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

各委員会の閉会中の継続審査（調査）事件が決定いたしました。

町政一般質問

議長（一場明夫君） 日程第8、町政一般質問を行います。

加 部 浩 君

議長（一場明夫君） 15番、加部浩議員。

（15番 加部 浩君 登壇）

15番（加部 浩君） 時間をいただきまして、通告書にのっとり一問一答で質問させていただきたいと思います。

まず、大きい課題といたしまして3点を上げました。1つ目として教育行政を問う、これは教育長のほうにお伺いしたいと思います。2つ目は少子化対策を問う、3つ目は職員教育及び過疎化対策を問うとし、2つ目と3つ目は町長にお伺いをいたします。

まず、1つ目の教育行政を問うについてですが、教員免許の更新で当町の幼稚園教員はどうなっているかということです。幼稚園の教育課程、保育内容などの基準、いわゆる幼稚園教育要覧が4月に改正されております。幼児の心情及び意欲、態度を把握して遊びの中から育ちというものをつくり上げていくという点で独自の教員免許更新講習が求められていると思います。この辺のところを当町といたしましてはどう対処しているかお伺いしたいと思います。

以後のものについては、議席からの質問にしていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

議長（一場明夫君） 教育長、答弁をお願いします。

教育長。

（教育長 小林靖能君 登壇）

教育長（小林靖能君） 教員免許更新で当町幼稚園教育はどうなっているかについてお答え

いたします。

当町の幼稚園教員も免許更新を受講する対象者になっています。今年度末までに免許更新の修了確認期限の対象年齢は34歳、44歳、54歳となっており、今年度受講する対象者が3名います。受講する大学等については、各幼稚園に情報を提供し、本人が受講する大学を選択しています。受講する時間は、必修講座12時間と選択講座18時間の合計30時間以上です。受講料は本人の負担で3万円ほどです。受講しないと資格を喪失するので、教育委員会としては該当者に受講の有無等の確認や連絡をしています。

なお、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭等の経歴の方は、受講免除の申請を行うことにより受講が免除されます。

以上です。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） そうしますと、当町には約半分ぐらい幼稚園にも臨時の教員がいると思います。その辺のところはこの講習の対象になっておるんですか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） 臨時の先生方にも、対象と言ったらよろしいでしょうか、受講をお願いしております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） その講習は大学と言っておりますけれども、幼稚園教諭養成の専門の大学ですか。さもなければ小・中学校の養成の大学ですか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） どちらも行っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 財団法人日本幼稚園幼児教育研究機構というのが東京にあるそうです。ここで多くの地方の幼稚園の教諭の講習を受けておるといふ、これは専門の幼稚園教諭の更新のための専門の講習だと聞いておるんですけれども、その辺のところは調査をしなかったですか、したですか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） そこまでは調査しておりません。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 幼稚園の授業、幼稚園というものに文科省も非常に重きを置いてい

ると思います。これは教育長もご存じだと思います。そうしますと、結局教員の資質、これが非常に重要な課題となると思いますので、ただカリキュラムをこなせば更新になるんだというものじゃなくて、実を持った、実をとった講習を先生にさせていただいて、それを幼児にはね返らせて将来のためにしていただきたいなと思ひまして、あえて質問をさせていただきました。今後の考えをお尋ねいたします。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） この教員免許更新は町ということよりも国で進めておられる施策でございますので、町の教育委員会云々というわけにはいきませんが、受講される先生方はこの12時間と18時間、30時間の中で常に1こまが終わりますとテストがあるというようなことで、かなり厳しい状況の中で受講、ですから今、加部議員さんがおっしゃったような方向で1時間1時間の講座が開催されているというふうに参加者方から聞いて受けとめております。

以上です。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） その辺のところは非常に重要な問題となるかと思ひますので、慎重に対応を願うものであります。

それでは、次の質問に移ります。

児童・生徒に適切な指導ができない、いわゆる指導力不足の教員、これがここ数年問題となっておりますが、当町には、これは個人名だとかそういうものはいいいですから、それに該当する先生はいらっしゃいますか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） ありません。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） これからずっと教育というものは未曾有に続いていくわけですから、そういう先生方がこの地に赴任をしてこられるかもしれません。その辺のときの対応策というものは考えておりますか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） 対応策ということだけでなく、各小・中学校で毎年教職員の資質の向上ということで取り組んでおるということで説明させていただきますけれども、教員の資質向上や指導力の向上を図るために、校内研修で全校で統一したテーマを設定し、テーマ

を達成すべき月1回の研修を学校全体で行い、そして学年または学科単位で、個々で、折に触れて定期的に取り組みを進めるとともに、さらに放課後、空き時間等において、非公式であっても授業のつくり方、子供の見方、授業の進め方等についての考え方を交流し、及び先輩が指導するなどが行われ、実践に向けたあり方を探り、授業をお互いに公開し合って指導力の向上に努めております。

以上です。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 現在はその該当者はいないということで、これ以上の質問はこれで終わらせていただきますけれども、もしいるとしたならばということで何点か聞きたかったんですけれども、いないということでありますので、この辺で終わらせていただきます。

では、次の質問に移らせていただきます。

学校の授業でインターネットを活用して調べたり学習をするということが大分はやってきておりますけれども、当町といたしましては、インターネット、光ケーブル関係、どのような考えでいらっしゃいますか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） 本町の各小学校では、これまで国が定めた設置基準を満たしたパソコンの設置や校内のLAN整備等を行い、情報環境の充実に努めてきたところです。各中学校においても、学習指導要領を踏まえた教育課程を編成し、インターネット等の活用を含めたパソコン操作等を総合的な学習の時間及び技術科などで学習を進め、児童・生徒がパソコンを操作し、活用できるように指導を進め、成果を上げているところです。

以上です。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） パソコンを通して横の連絡、学校対学校、3年生なら3年生との横とのつながりというものは考えていないですか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） そこまでは私自身も聞いておりませんが、これから校外学習へ行くところ等の行く先等につきましてはインターネットを活用して子供たちそれぞれが、あるいはグループで調べて学習の質を高めているということです。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） そういう授業の中に対学校というものを取り入れて行っていくと大

分成果が上がっていくというようなことも聞いておりますので、その辺のところも、取り入れる取り入れないは別として、検討していただければいいかなと思っております。

それと、今インターネットでいくんですけれども、非常に使用度が、利用度というんですか、これが多いものですから、なかなかつながらないのが実態だということも聞いております。その辺のところ、今、旧東村地区には光ケーブル等々が入ってきて、原町あたりまで入ってきておりますけれども、近い将来、学校へも光ケーブルを引いて、光で対学校、埼玉、東京の学校との連携を図って授業をしていくというような考えはないですか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） 今度の特別交付金ですか、そちらのほうでかなり整備させていただくということで、そういう方向でも考えられればなというふうに考えております。実際に、小学校1年生でもお絵かきするとか、それから算数の計算問題の練習をすることかということにはパソコンを活用して成果を上げているということを学校から聞いております。

以上です。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） ひとつこれからはそういう情報化社会、もう既になっていると思いますけれども、その辺のところは非常に急速に進歩しておりますので、特に学校、将来ある子供たちにはなるべく先端のものを使って授業を進めていくということが非常に重要になるうかと思っておりますので、その辺のところも検討をしていただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。

本当にこれは唐突なことで驚くかもしれませんが、幼小中の一貫教育という考え方が、全国的に見ますと、まだまだ一部ですけれども、だんだんこれがふえつつあります。当町といたしましても、何も当町にはないんです。視察に来るものは何もなし。視察に行くばかりで、よその町村、県外から視察に来るものは何もなしです。そういうものをとらえて、当町で幼小中一貫教育、これはまだ本当に日本の最先端をいくものだと思いますけれども、そういう方向を考えたことはないですか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） そういう方向ということよりも、本町としますと、学校教育法に各小・中学校の教育課程に関する事項がありまして、それは文部科学大臣が定めるというふうを示されて、学校教育法施行規則に小・中学校で教育課程を編成する国語だとか社会、そういった領域が示されております。さらに、同法において教育課程の基準として文部科学大臣

が別に公示する学習指導要領によるものとするというふうに示されております。本町の各小・中学校で編成されている教育課程は、国で示した学習指導要領を踏まえたものです。

その学習指導要領の第1章総則の第1の1に、教育課程編成の一般方針に、各学校で教育課程を編成するに当たって、1つは法令並びに学習指導要領に示すところに従うこと、2つ目は、児童、中学校では生徒になっております。児童の人間としての調和のとれた育成を目指し、地域や学校の実態及び児童の心身の発達段階や特性を十分考慮することとあり、はぐくみたい力として、小・中学校とも生きる力であることが示されております。ご質問のあれではありませんけれども、学習指導要領を踏まえた教育課程を編成し、児童・生徒の発達段階に即した教育活動を推進している本町の小・中学校では、それなりに一貫性の図れた教育になっているというふうに考えています。

また、各小・中学校の学校教育目標の内容も、小中の一貫性を期して配慮されておりますし、その上、児童が中学校へ進学するに当たって小学校と中学校の教員が児童個々の特性と集団としての特性等を十分に協議し合って、中学校としての受け入れ態勢を整えています。さらに、児童・生徒に生きる力をはぐくむ観点から、日常の情報交換を時宜に応じて行い、小中一貫した取り組みを進めているところでございます。

以上です。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 今、教育長さんがおっしゃってくれたこと、全部ではないですけども、私もそれは読みました。ちゃんとそういうものは文科省から出ている指導の中に入っておるのは、私も、今教育長のほうがおっしゃった全部ではないですけども、それを読んだ上でこの質問に立たせてもらっております。

文科省でも規制緩和というものを認めて、教育特区というんですか、そういうものを認めているんですね。ですから、今、教育長さんがおっしゃったのは、今までの延長線上を歩もうとしているのが今教育長さんがおっしゃっていることだと思えます。だから、その殻を一步破って日本の先端の教育をこの町に取り入れるんだということでやってはいかなものかと私は聞いているだけのことなんです。いかなもののでしょうか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） ありがとうございます。今、本町としてできることということで、先ほど答弁させてもらいましたように、可能な限り本町としますと学習指導要領に示されたレベルが子供たちの中にはぐくめていけるような、そして幼稚園は生きる力の基礎を養うと

ということが目標になっておりますから、そういった面で生きる力の基礎を養う、そして生きる力を小・中学校ではぐくめる教育ができていければというふうに考えて進めておるところでございます。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） なかなか取り入れてもらえそうもないので、まだまだ質問をいっぱい私、通告してありますので、この辺でこの件につきましては終わらせていただきますが、ぜひともひとつ将来ある子供たち、特に東吾妻町から宇宙飛行士が出るとか総理大臣が出るとか、そういうような夢のある教育、ひとつ教育長さん、東吾妻町の児童はあなたの双肩にかかっておりますので、ぜひ前向きな姿勢でご検討をお願いしたいと思います。

次に移ります。

当町の教科書、これの採択というものはどのようになっておりますか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） 教科書採択につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に則して、県教育委員会、吾妻教育事務所の指導のもと、文部科学省検定済みの教科書から採択地区単位で選定しています。本町では採択地区が北毛1区であり、郡内の7カ町村が含まれており、郡内7カ町村のいずれの小・中学校とも同じ教科書の使用になっております。採択に当たっては、あらかじめ県の選定審議会の意見を踏まえ、郡内の現場の先生方に各科目ごと4名の方に依頼し、その調査結果をもとに7カ町村の教育委員長、教育長、学識経験者1名、保護者代表1名の計16名の審議会において種目ごとに1種の教科用図書を採択することになっております。

以上です。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 文科省の指導によりますと、公立の学校の場合は市町村の教育委員会にその権限が移譲されているとあるんですけども、今の教育長は今までの方法でいいと思っておりますか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） そういう方向で考えております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） その辺のところも教育長独自のものを恐らく持っていると思うんです。教育長も大分経験豊富な優秀な校長であったと私は聞いておりますので、小林先生独自

のものを持っていると思うんです。東吾妻町の教育長になられたのですから、教育長、小林カラーというものをこの東吾妻町にちょっとでもいいから入れたらいかがなものですかね。それが将来の子供たちのためになるんだったら、そうしていってもらいたいと思いますが、その辺の考えはないですか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） まず、教科書にかかわってですけれども、郡内、本町を含めて7カ町村が同一だということは、仮に転校する生徒、それから郡内から転校してくる生徒等々がございましてスムーズにその教科書を使って使用できるというよさがありますので、このシステムは大事にしていきたいというふうに考えております。

もう一つの件ですけれども、子供たち一人一人が生きる力の基礎がはぐくめられるし、小・中学校では生きる力がはぐくめていけるような、そういった日常の教育活動が進められていける幼稚園であり、小学校であり、中学校であればいいなというふうに考えております。以上です。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） ひとつ、小林教育長、教育長になられたんですから、小林さんのいいところをこの東吾妻町の子供たちに植え付けることをぜひお願いしたいと思います。

それでは、次に移ります。

当町でも大分学校、原町小学校が新しくなりました。坂上幼稚園も新しくなっております。岩島の小学校も新しい、大分新しい学校、プール等ができてきておりますが、学校の塗料や建材などから発する化学物質が原因でシックスクールの対応というのがここ数年非常に問題になってきております。その辺のところは、当町はどのようになっていますか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） 最近建設された幼稚園、小学校の場合は、建設時点でホルムアルデヒド等の関連薬品の人体への影響調査を行っており、子供たちへの安全・安心への配慮を行ってきております。

以上、簡単ですけれども。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） そうしますと、トルエンやホルムアルデヒドなどの4つの化学物質、これ、多分教育長さんご存じだと思いますけれども、が問題となる物質なんですけれども、その調査は各校終わっておるわけですね。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） 新設されたものにつきましては、全部調査を行っております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） たまたまこれを質問に出したのは、私が埼玉の町村の教育委員会に知人がいたものですから、ちょっとお伺いしたところ、大丈夫だろうということでした。104校あるそうです。その中でこれを調査をしたところ、100校近くから問題になるんだというものが出たそうです。そんなことを聞いたものですから、あえて質問に出せてもらった。新しくできたばかりのものだから問題ではないんですね。古いところほどそういうものが出やすいんだそうです。なぜかというと、古いところは塗料を塗ったり、新しい建材を、早く言えば張りつけたりしますので、そこから出ると。そういうものがありますので、もし当町でもそういうもので知らず知らずに子供たちが苦しんでいるとあらば調査を、調査費がどのくらいかかるかちょっとわからないんですけども、その辺がちょっと私、無責任に申し上げていて申しわけないんですけども、簡単にできるものでしたら調査をして、ゼロであったら、これはもう本当にそれはいいことなので、もし出た場合はすぐ対策を講じてやらないと子供たちが大変な思いをしているんだということを考えて、調査をする考えはないですか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） 学校、幼稚園等にお聞きして、ぐあいの悪い子供たち等がおりましたら、直ちに調査をしたいと思っておりますけれども、今のところ、そういうこと等については幼稚園、学校から報告をいただいております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） ありませんということではなくて、もしそういうものが、調査をしないとわからないんです。校長先生でも教頭先生でも、恐らくわからないと思います。相手は、そういう面では素人ですから。この地区でも調査をしてみても初めてこうだったというものが出たんだそうです。だから、本当に子供たちに申しわけなかったということを教育課長さんはおっしゃっていましたが、であるから当町も調査をしたほうがいいのではないかと、ということを言っているんです。だから、我々の知らないところで、それが原因で1人でも2人でも苦しんでいる児童がいるならば、それは我々の力で解消してやらなくちゃ、それが大人の義務だと思うんです。特に、教育関係に携わっている方々は本当に義務になりますので、その辺のことを聞いているだけのことなんです。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） ありがとうございます。検討していきたいと思います。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） その辺のところ、余り予算がかかるということになりますとちょっとあれですけども、子供たちのことですら、予算が多少かかったとしても、それは行うべきではないかなと私は思っております。

次に移ります。

次は、社会的に、文化的にも最近非常に問題視されておりますジェンダーフリー教育、これは初めて耳にする方もいるかと思えますけれども、これは男女共同参画法というのでございまして、その辺のところからこういうジェンダーフリー教育というものが出てきたんです。その辺の考え方は、教育長さん、どんなお考えでおりますか。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） ジェンダーフリー教育に対する件についてですが、教育委員会としては、各小・中学校とも文部科学省で告示している学習指導要領を踏まえた教育課程を編成し、日々の教育活動の推進に当たっておりますので、男女という差を意識することなく、一人一人の児童・生徒ということで成長を期しております。児童・生徒の発達段階と男子、女子の体力差を踏まえて、校内長距離走大会などにおいては女子のほうが男子より短い距離となっております。このように、区別とか差をつけるという考え方でなく、教育活動の推進に当たることが児童・生徒一人一人に生きる力をはぐくみ、学習指導要領を踏まえた教育活動の取り組みになっているというふうに考えております。

以上です。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 今、教育長の明快な回答をいただきまして、私、安心をしているところでございます。これは深く考えていきますと非常に社会的に問題になることでありまして、全国的に見ましても、これにひっかかる学校というのは一、二、三だと思いますけれども、当町もまさかありはしないかなと思ひまして、お伺いしただけのことでございます。

それでは、教育関係最後の問題ですけども、学力調査、学力試験というんですか、こういうものが最近、一たんは何か中止というのか、休止しているような感じがあったんですけども、最近またこれが復活してきておるといふことがありますけれども、当町も当然この学力調査については行っておりますよね。

議長（一場明夫君） 教育長。

教育長（小林靖能君） 本町でも小学校6年生、中学校3年生が学力調査を実施しております。この学力調査の結果は、結果が戻り次第、各学校において調査結果を分析・検討し、考察してまとめた内容をその年度及び次年度の教育課程の編成に生かしているところでございます。また、個々の児童・生徒、保護者についてですが、結果を返すとともに、児童・生徒のよかったところ、不十分なところを示して、よい点はさらに伸びるように、不十分なところは補うように指導を進めています。さらに、学校だより等で学校全体の傾向を保護者に報告し、家庭と連携して児童・生徒の学力の定着を図っているところでございます。

教育委員会としましても、各学校において生きる力を児童・生徒一人一人にはぐくむことを意図して、確かな学力、豊かな心、健やかな体の育成を目指すことができるように努めているところです。町当局、議会のご指導、ご理解をいただき、マイタウンティーチャーと教員免許状所有の特別支援員を依頼して、きめ細やかな指導ができるように進めておるところでございます。

議長（一場明夫君） ちょっと待ってください。

質問の途中ですけれども、ここで休憩をとります。再開は午後3時15分といたします。

（午後 3時01分）

議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後 3時15分）

議長（一場明夫君） 続いて、加部浩議員の町政一般質問を行います。

15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 教育長にいろいろとお伺いいたしましたけれども、ありがとうございました。これで教育関係の質問は終わらせていただきます。

それでは、次に、少子化対策関係で町長にお伺いしたいと思います。

当地区の衆議院議員、子育て担当大臣であります小淵優子代議士が4月に子育て創生安心

プランというものを発表いたしました。これを私、読ませていただきましたが、非常に各自治体に地域の子育て力にはためになるものであると私は感じて読ませていただきましたが、町長、この辺のところをどうとらえているか。まだこの辺は勉強していないというのでしたら、もうこれはこれで終わりにいたしますけれども、もしこの辺のところに関心を持たれておりましたら、どんな考えでいるかお尋ねをいたします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 少子化対策ということでの質問、その1、子育て創生アンド安心プランというんですか、待ったなしの少子化対策ということで小渕大臣が提案をされております。ただ、町そのものにはプラン自体の内容が県からも通知が来てはおりません。ただ、地元出身の大臣でもございますし、内容としては非常にすばらしいもの、きめ細やかなことができる、そのように感じております。当町として取り組めるものにつきましては、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） ぜひこの辺のところ、この基金が1,500億円という基金でございますので、これがふたを開けたときには全国から殺到するのではないかとおそれますので、ふたが開く前のある程度のものは積み上げておいて、ふたが開いたらすぐ、これにもし取り組むのでしたら、すぐ手を上げられる状態にしておいたほうがいいかなと思って、あえて言わせていただきました。

次に移ります。

これに関連をいたしまして保育所の整備、保育所の新築、その辺のところはどんな考えでおるでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 先ほどの子育て創生プロジェクト、子育て安心プラン、そういった中で総事業費が1兆円規模だということを書いてございました。そして、今後5年間をめぐとする施策を盛り込んだ新しい少子化社会対策大綱を年内に策定とございます。そういったことの中で、保育所等についても子育て支援等の事業費が充てられるかどうか、そういったようなことも考えながら進んでいきたいと思っております。

先ほど加部議員がご指摘の、今から準備をして待っていたほうがよろしいのではないかとということについては、我々も平成20年度の2次補正予算、3日で事業を決めて持ってこい、今回の21年度の補正予算、2億6,000万円ある事業につきましては多少の勉強もいたしまし

たので、時間的には多少とれました。この安心プランにつきましても、やはり事前準備をよくしておく必要があるかと思っております。そんなことで、保育所ほか、いろいろな形での子育て支援のプランは細かくやるようにしたいと思います。

保育所の整備なんですが、これと連動しない中でも保育所の整備は喫緊の課題であると、非常に強くとらえております。ここ何年かでも保育所の園児の推移というのは、やはり伸びておりまして、入所希望者が年々ふえているのも実情でございます。例えば、17年が164、18年が168、19年157、20年161、そして21年、今現在170人が保育所に通ってきていただいております。そして、この中で特筆すべきことはゼロ歳児であるとか1歳児ですね。1歳児、2歳児の伸びが非常に顕著である。こうなりますと、保育所のスペース、それから先生の数、そういったようなものが非常に窮屈になる。そして、本年度当初の入所希望者は、原町が非常に多くて10人以上の方を岩島であるとか大戸であるとかにやむを得ず回っていただいたという調整もしてございます。先日のあづま保育園では定員増を行いまして、20人だった定員のところへ30人にして、今現在は26人が元気に通っておるということでございますが、そういったことを考えると、保育所の整備というのはもうあしたにでもやらなければいけないというくらいの感覚でとらえております。合併特例債であるとか、そういったようないろいろなことを考えながら、そしてまた幼保の一元化というのも当然考えながら、その中で急いで進めなければいけない問題だととらえております。

以上でございます。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） わかりました。幼保一元化との兼ね合いがあるからということも聞こうと思ったんですけども、町長のほうからもお答えいただきましたので、これで終わりにしたいと思いますけれども、保育所、旧吾妻町には坂上と岩島と原町があるんですけども、今言ったとおり原町に集中しておるというような現象でありますので、ぜひ町長、その辺のところを近々に、これは子育て支援の非常に一つの基地、でかい基地となりますので、ぜひ精力的なお考えをお願いしたいと思います。

それに伴いまして、当町でも、これは全国的なことでもありますけれども、少子化の現象というものが当町としては非常にこれは厳しい状況下に置かれているような感じを受けるんです。その辺のところは、町長、どうとらえているかというんですけれども、どのような対策、どのような考えでいるか、今の町長の本当の考えを出していただければいいと思うんですけれども、よろしく願います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 本当に難しい問題で、少子化現象をまずどのようにとらえるか、そして、その対策をどのようにするか、そういったことが頭の中でぐるぐる回っているような状況ではございます。そして、その少子化のところにもた加えて高齢化という、そして、それが過疎化に結びつく、そういったことはもう本当にみんなで一緒に考えようよというくらいしかないというのも現実なんです。

ただ、少子化の原因の一つがやはり高学歴化にあるとか、例えば結婚をする男女が非常に少なくなったであるとか、そういったようなところにもかかわってくる。そのところで行政がどのような施策で、結婚を勧めるなり、子供を産める環境をつくっていくかというのは非常に難しい問題だと思えますが、あきらめずに、前に竹淵議員から質問のところで第4子以上に就学援助費であるとか、何かそういったことができないか、そういったようなことも改めてよく検討を進めていかなければいけない。そして、合併以来、ある程度の財源の留保ということはできておると思えます。そういったものもこの少子化対策には、先ほどの小淵大臣の子育て創生安心プラン、それとも組み合わせた中でやっていくというのも一つの方法だと考えております。

以上、答弁としてはまとまりませんが、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） その一つの策として、今、町長もちょっと触れてきましたけれども、当町では未婚の方が多いという現象もあらわれていることも事実なんです。この辺のところを行政主導で男女の出会いの場、交流の場の創造というものは考えられないですかね。実は、一つとして、やっていいか悪いか、ちょっとその辺のところも私、まだ調査をしておりませんけれども、インターネットでこういうことをやるから、1泊なり2泊なり吾妻荘でやるから、独身の女性の方、応募してくださいというものを発信してやるというようなこと、それはいいか悪いかは別として一つの例ですけれども、行政主導でそういうものを作る、法に触れるか触れないか、ちょっとその辺のところを私、調べていないので無責任な質問をして申しわけないんですけれども、その辺の考えはいかがなものでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 以前、平成19年度だったでしょうか、中之条を中心として行政を中心にして出会い、交流の場を企画をしました。当町では、職員なんです、独身職員が参加をいたしました、なかなかその効果は総じて薄かったようではあると、そういったことがご

ざいました。

今、個人情報の保護であるとかというのもあたりして、なかなか難しい問題なんだろうとも思いますが、私、最近のテレビで中国の婚活情報というのを、親が子供さん方の婚活をするという番組を、短い番組でしたが、見ました。ああいった、本人は今、男女雇用機会均等法の中で生活力が男女ともある。そういった中で、意外と結婚に対する意欲が薄い。それを親御さんが何とか自分の子供にいいお嫁さんを、いいお婿さんをとというようなことだったんですけれども、何かそういったことを民間の方々がやっていただけないでしょうかね。本当に行政というのは、ちょっとそういった面ではかなり限りがあるというように思っています。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） 当町の子育て支援計画の中にも、たしかこれが入っているような感じなんですけれども、過去に何か1回行ってあるというような、これ、多分町長ではなかったと思う。過去の町長のときだと思うんですけれども、そんなことも古い資料の中には載っておるんですけれども、こういうものをやる気があればできるということだと思いますので、これは非常に重要なことであり、深刻な問題なんです。ですから、ぜひひとつ、年に1組でも2組でもそれによって成功したということがあれば、若干の経費を使ったとしても、これは将来に生きることだと思いますので、ぜひこれは前向きに考えていただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 真剣に取り組んでみます。後押しをしていただいてありがとうございます。

先ほどの平成18年に町が作成をいたしました次世代育成支援行動計画に載っております。そんなこともございますので、一生懸命やりたいと思います。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） それでは、次に移ります。

これは教育委員会のときに聞けばよかったんですけれども、非常に最近世の中厳しくなりまして、職場を追われたり、給料を半分にされたり、非常に子育てをする親御さん、大変な思いをしておる家庭も当町にも多分あると思うんです。もろにそのあおりを受けるのが子供たちです。特に、高校、大学、要するに義務教育以外のところに行っている子供さん、親を思う子供さんほど中退なり退学なり、そういうものが起きているんだろうと思います。その

辺のところの支援、そういうものは考えられないでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 今の状態では、そういったようなものに対応する予算というのが全く今現在ございません。そして、育英資金の貸与というものも今現在いっぱい借し付け状態であります。その辺のニーズを検討して、何とか勉学の機会を保障することができないか、ちょっと考えてみたいと思います。年度途中からというのが意外とそういうシステムが機能しないものですから、やはりこの経済不況というもの、途中で補正予算というのが今話題になっておりますので、そういったところも前向きな形で検討させていただきたいと思います。

議長（一場明夫君） 15番、加部議員。

15番（加部 浩君） これも子育て支援何とか行動計画の中にもあるんですけども、こういうところにあるんですから、ぜひひとつその辺のところは前向きに、今これをやらなければ間に合わないんですね。将来、これは限りない可能性を持っておる子供たちです。特に高校、特に大学を出ている子供たち、これは非常に有望となる人たちでありますので、途中でやめるといような、これが早く言えばお金がなくて途中でやめるといようなこと、これを助けてやるのは近隣、隣組ではないんです。行政がやらなくちゃならない仕事なんです。こういう人たちのために行政があるんだと言ったって言い過ぎではないんです。ですから、ぜひ将来の子供たちのためにも、この辺のところは非常に、個人情報等々でこういうものを探るのは非常に難しい問題だと思いますけれども、ぜひあらゆる手段を使って、あらゆるものを使って、こういうものを少しでも助けてあげる手段を講じていただきたいと思います。

時間がもう二、三分となりましたので……。

（発言する者あり）

15番（加部 浩君） もうないのか。あと1分。

では、最後。12月にも聞きました。私、12月に聞いておるんですけども、なかなかこれがいい方向には進んでいないということで職員教育の問題です。これは12月に言いましたけれども、ほとんどの職員が一生懸命やって、まじめにやって、ほとんどの職員はやっているんです。ほんの一部の人が対応が悪かったり、そういうもので全体の職員が悪いということ烙印を押されてしまっているんです。その辺のところ、非常に教育は難しいと思いますけれども、町長、その辺のところはもう一度、本当に12月に質問してこんなことを言って申しわけないんですけども、もう一度この考えを、これをどうしたらいいか、今の町長の考

えをお聞きしたいと思います。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） やはり職員も人間としてという、まずマナー、一般の常識、それは最低持っていなければいけない。相手に対する敬意、そういったものを持っていないといけないというのは基本的に考えております。今、機構改革によりまして課長職が少なくなっていて、そして、その下の次長、課長補佐、ある種まではきめ細かい形でできているかと思えます。もう一度、今こちらにすべての全員の課長がおりますので、今、加部議員の言葉は肝に銘じたと、そのように思っております。もう一度自分の課の中をもう一度点検をしてということで、今、全課長に伝えまして、加部議員への答弁とさせていただきます。

議長（一場明夫君） 時間が……。

15番（加部 浩君） ありがとうございました。教育長、町長、本当に言いづらいことも言わせていただきまして、回答も精力的にさせていただきましてありがとうございました。

これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（一場明夫君） 以上で加部浩議員の質問を終わります。

青 柳 はるみ 君

議長（一場明夫君） 続いて、4番、青柳はるみ議員。

（4番 青柳はるみ君 登壇）

4番（青柳はるみ君） 4番、青柳です。通告に従い、一般質問させていただきます。

なお、提示物については議長の了承を得ております。

初めに、視覚障害者の情報バリアフリー化についてお尋ねします。

平成21年度補正予算において予算化されており、読み上げ装置費用と講習会費用が全自治体に行き渡るだけ予算化されました。10分の10で町の持ち出しが必要のない事業になっております。町のお知らせをはがきで出した場合、点字扱いで郵送料がゼロ円、コードの作成もパソコンでワンクリックでできます。当町では視覚障害者1級14人、2級15人、全体から見れば少数で、町に出てくることも少ないでしょうけれども、しかし、弱くなっても自分の情報は自分で聞くことができることはうれしいことだと思います。

溪谷パーキングにはオストメイト対応トイレが設置されました。公共の場では設置するこ

とが当たり前ようになっております。また、都市計画道路も点字ブロックが設置されました。優しい町という気遣いを感じます。公共の人が集まる場所でこの装置があれば、自分の力で説明や案内を聞くことができます。装置は名刺3枚くらいです。これから未来には携帯電話で聞くことができるようになる準備が協会とauとの間であったと聞きました。読み上げ装置で情報を得ることができることを町民に知ってもらい、視覚障害者のバリアフリーのため、一歩踏み出すべきと思いますが、町の考えをお聞かせください。

これが名刺2枚半ぐらいの装置ですけれども、こっちに女性の声で聞きたいか、男性の声で聞きたいかとありまして、ここのところを押しますと、あと、このバーコードをここに入れますと出てきます。実際使っているのが年金特別便ですね。このもじゃもじゃなんですけれども。あと、東京都ではこういうふうに、この1冊がここに全部含まれております。こういうものですが、将来は携帯で聞けるようになるということだそうです。

次に、女性特有のがん、子宮頸がん、乳がん検診についてお伺いします。

厚生労働省は、今年度伸び悩む女性特有のがん検診の受診率向上に向け、一定年齢に達した女性を対象に子宮頸がんと乳がん検診の無料クーポン券の配布を決めております。いずれも早期発見すれば完治する可能性が高いと言われておりますが、なかなか受診率の向上にはつながらない状況にあります。子宮頸がんについては、20代から30代までの若い女性に急増しているといえます。映画「余命1ヶ月の花嫁」は5月9日から全国で公開上映されて、本も刊行され、40万部を突破し、反響を呼んでおります。24歳6カ月で生涯を閉じた長島千恵さんの、若年性乳がんについてもっと知ってほしい、若い人には自分と同じ思いを味わってほしくないという、早期発見の大切さを訴えたものです。

欧米では八、九割近い女性が検診を受けているのに比べ、日本では20%と低く、死亡率も欧米では減っておりますが、日本ではだんだんふえているそうです。検診の有効性やその内容や意義が知られていないことも原因の一つと考え、無料クーポン券の配布とあわせ、検診手帳も予定されていると聞きます。

そこで、お尋ねいたします。町の女性特有のがん検診推進事業に向け、これまでの取り組み、検診状況について、また6月30日を基準日としたようですが、対象者数、準備はいつごろできるのか、我が町の取り組みをお聞かせください。

議長（一場明夫君） 町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 青柳はるみ議員からの情報バリアフリー化、それから女性のがん検診

推進についてという2点のご質問でございます。

現在、群馬県では障害者自立支援対策臨時特例基金市町村補助金の要望調査を平成21年度から23年度の3年間実施をしているところでございます。活字文書読み上げ装置「テルミー」及び音声コード制作ソフト「テルミーキャスト」を含め、視聴覚者等情報支援緊急基盤整備事業の補助対象に措置をされております。当町といたしましても、実施計画に計上をいたしまして、補助金を要望をしていく予定でございます。「テルミー」につきましては、先ほどの機械が1台9万9,800円とネットには載っておりましたが、まずはご要望をお伺いするというところから始めていきたいと思っております。

2番目の質問、女性特有のがん検診推進事業についてでございますが、当町では子宮頸がん検診は20歳以上、隔年で受診をできるように今現在しております。そして、乳がん検診は40歳以上の女性は隔年で受診をできるようになっていると。ところが、ご指摘のように、受診率は子宮頸がんの検診につきましては当町では12%、そして乳がん検診の受診率は16%という数字になっております。

国では21年度の補正予算で216億円を計上し、単年度事業として無料クーポン券の配布と検診手帳を交付して受診率の向上を図るものでございます。この単年度事業というのがちょっと問題ではございますけれども、県では6月11日に説明会を開催し、単年度事業のため、県で統一的な取り組みはできないとの説明がございました。市町村の裁量に任せるとのことでございます。また要綱等も未整備であり、未確認の部分が多いわけですが、そしてまた、医師会にもご相談をしながら、ご要望に沿えるように検討してまいりたいと思っております。

なお、子宮頸がんの方、そして乳がんの検診対象の方が5歳刻みということになっております。子宮頸がんの受診対象の方は当町では411人、そして乳がんの対象の方につきましては530人、大まかな数字ではございますが、そのような数の方がいらっしゃるということで、なるべく多くの方に受診をしていただけるように頑張っていきたいと思っております。

議長（一場明夫君） 4番、青柳議員。

4番（青柳はるみ君） バリアフリー化についてご返事いただきました。実際、マッサージ業を営んでいる方のところで、1級を持っている方ですね、そのところで伺ってきたところ、自分に来た手紙とか文章を自分の力で自分だけで読めるということができればどんなにうれしいかということがありました。国では1級、2級の方が実際自分で欲しいときには1万円で買えるということの返事がありました。

また、子宮頸がん、乳がん検診、全国で20%ですけれども、ここはもっと低くて12%と

というのはちょっとショックな数字なんですけれども、我々も皆さんに啓発していきたいと思
います。町では今まで妊婦健診や不妊治療費助成事業、一つずつ女性の元気を、また少子化
対策のためにこたえてくださっております。女性を尊重し、守り、過ごしやすいように、よ
り生活しやすいようにしていただいておりますが、より配慮していただきたいことを願って
質問を終わります。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） やはりこういったことも一步一步ずつ進んでいくことによって、一度
にあれもこれもというのはやはりちょっと無理なのかもしれません。一步一步少しずつでも
前進していくように、障害者の支援には取り組みたいと考えております。どうもありがとう
ございました。

（「了解しました」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 以上で青柳はるみ議員の質問を終わります。

須 崎 幸 一 君

議長（一場明夫君） 続いて、5番、須崎幸一議員。

（5番 須崎幸一君 登壇）

5番（須崎幸一君） ただいま一場議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたした
いと思います。

私は、社会の一員として、健康で明るい暮らしを送ることがこの町づくりの原点である
と思っております。そのためには自発的な学びを通して生きがいを発見することが大切である
と考えております。また、私たちは地域の現状や文化、歴史などを学び、地域のよさを再確
認し、課題を知ることが必要であるというふうに思っております。

そこで、お聞きいたしますが、この町の社会教育の取り組みについてでございます。具体
的に申し上げますと、まず1点目として、第1次総合計画に示されております生涯学習の推
進計画の策定についてですが、どのような過程を踏む中で計画するのかお聞きをいたします。

2点目として、文化財調査保存の現状と役割について、町としてどのように考えているの
か。具体的には、名勝吾妻峡保存計画と岩櫃城跡保存整備計画についてであります。また、
既存の資料館利用状況を踏まえ、新たな資料館建設計画の考えがあるのかどうかについても

お伺いをいたします。

最後ですが、3点目として、読書環境の整備の観点から、各公民館における図書利用の実態と将来のあり方についての町の考えをお聞きいたしたいと思います。

以上、質問といたします。

議長（一場明夫君） 町長、答弁をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 5番議員、須崎幸一議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、生涯学習の推進計画策定についてでございますが、ご質問のとおり、第1次総合計画に生涯学習推進計画の策定がございまして、推進に向けて前向きに検討していかなければならないと考えております。生涯学習の推進につきましては、平成の1けたの時代に盛んに生涯学習についての議論がなされ、当時の吾妻町では推進協議会等を設置して推進しておりましたが、バブル崩壊とともにトーンダウンをいたしまして、その後、合併時点で引き継ぎがなされず現在に至っておる状況でございます。

我が町の社会教育行政指針といたしましては、生涯学習の理念であります、いつでも、どこでも、だれでも、何でもみずから学ぶことができる生涯学習社会の構築の精神をもって取り組んでおるところでございます。近年の生涯学習の推進のあり方を見ますと、基本的な町づくりとリンクした生涯学習推進計画となっておりますようでございます。今後、計画に沿って生涯学習推進計画の策定に向けて町部局と教育部局が密に連携をいたしまして、郡内町村の動向をも重視しながら、先進地のご教示を賜りつつ、我が町の生涯学習推進計画策定のあり方について検討していきたいと思っております。その節は議員におかれましてもご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

2番の、次に名勝吾妻峡保存管理計画と岩櫃城跡保存管理計画についてのご質問でございますが、まず名勝吾妻峡保存管理計画策定につきましては、文化庁の指導のもと、長野原町と当町が中心となって国土交通省、林野庁、専門の先生方にご協力をいただき、名勝吾妻峡保存管理協議会を平成19年度に立ち上げ、ことしで3年目となります。管理保存計画の策定書がことし完成する予定でございます。

名勝吾妻峡保存管理計画の内容でございますが、第1に国指定名勝の本質的価値を次世代へと確実に伝達するための保存区域を定める。第2に、適切な保存管理に対する地域住民の合意を形成していく上に必要となる名勝地の将来像の概要を示した現況変更を含む活用可能

区域を定める。第3に、保存区域及び活用可能区域を一体として確実に進めていく上で必要になる管理運営方法や、それを円滑に進めるための体制整備の3分野から構成をされておりまして、言うならば最も景観的価値の高い分野の保存と地域住民の生活関連との合意を得る上で、活用可能区域などにより地域住民との合意形成を保持したものであるものとしての保存管理計画の策定であると考えております。

次に、岩櫃城跡保存整備計画につきましては、平成4年度、吾妻町時代に保存整備計画書を策定いたしまして、保存整備の指針といたしました。

岩櫃城跡の整備を進めるに当たり、岩櫃城跡保存整備委員会を設置いたしまして協議を進める中で、当時、財源確保や保存整備の指導を容易に受けられるなどの観点から、県及び国の指定文化財に認可していただき、整備補助金を受けながら整備を進めていきたいとの思惑がございまして、指定に向けて力を注いでまいりましたが、地元の平沢区に何度か説明に伺う中で、区の要望といたしまして、町道紺屋町・平沢線の改良をお願いしたい、子供が徒歩で通学しているが、大型の車が来ると土手にはい上がらなくてはならない状況なので、ぜひ道路改良をお願いしたい、これが区としての承諾条件ですとのこととございました。このように地権者対応や財源の確保が思うように進まないことから、ご存じのとおり岩櫃城跡保存整備は進んでおりません。しかし、道路については、徐々にではありますが、改良が進んでおりますので、並行して岩櫃城跡保存整備についても、吾妻町当時ありました岩櫃城跡保存整備委員会を再度立ち上げまして、名勝吾妻峡の保存管理と同様に保存整備を進めていきたいと考えております。

次に、各公民館における図書利用の実態と将来のあり方についてのご質問でございますが、公民館5館の図書利用状況は、全館で年間の利用者数は2,777人で7,510冊の利用がございました。地区別では、中央公民館が1,071人で3,029冊、東公民館では22人で70冊、太田公民館では180人で654冊、岩島公民館では805人で2,353冊、坂上公民館では721人で1,474冊の利用がございました。利用の少ない東公民館は幼・小・中学校から離れており、子供たちも利用しにくい状況にあります。また、太田公民館では中之条町にツインプラザができてからの利用の減少が見られます。

このような状況のもと、中央公民館を中心に、昨年より各館30冊の巡回図書を実施し、読書推進のため、県立図書館などとの図書や資料の相互貸借を行い、公民館図書の充実を図ってきているところでございます。現在の図書利用者層は主婦層、乳幼児から小学生、そしてシニア層の方の利用が多く見られます。平成21年度から国の緊急雇用対策事業を活用して図

書台帳の電子化整備を開始いたしました。電子化により町内各公民館の図書室で個々に管理している図書データをパソコンで管理できるようにして、町民共有の図書として有効に活用していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（一場明夫君） 5番、須崎議員。

5番（須崎幸一君） ありがとうございます。生涯学習の推進計画の策定は、元気な町づくりのためには必要な計画であると考えていますので、速やかに策定に向けての協議会等を立ち上げて、町民ぐるみで検討していただきたいというふうに思います。

次に、名勝吾妻峡保存計画と岩櫃城跡保存整備計画については、現在予定されている計画において努力されることをお願いいたします。

それから、ただいま答弁をいただかなかった資料館についてであります。既存の資料館運営の見直しを図ることも必要ではないでしょうか。また、新たな資料館建設計画をとするならば、将来において既存の町有施設等を利用することも考えられるのではないかとこのように思っております。

3番目に、図書室についてでございますが、町民の皆さんが気軽に利用できて、興味や関心にこたえ、学習活動を支援していく施設というふうに考えておりますので、公民館によってはもっと有効利用できるのではないかとこのように思います。東地区の改善センターにある図書室については、もう少し利用しやすくするような必要性を感じるところでございますので、ぜひ今後改善に向けての検討をお願いするものであります。

以上、再質問を終わります。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 失礼いたしました。2-2、既存の資料館利用状況を踏まえた新たな資料館建設計画の考えということで、答弁から漏らしてしまいました。失礼をいたしました。

既存の資料館、東地区岡崎に1つ、民俗資料館という形で整理をされたところがまずございます。そして、富永一朗漫画（廊）、あれも資料館の一つかと思えます。そして、坂上地区加部安左衛門屋敷跡のところにも、これはちょっと整理をされていない倉庫のように民俗資料館がなっておりますが、これはどちらも常時案内をする方であるとか、受け付けをする方が全くおりませんので、ほとんどが利用されていないという状況だと思っております。

中之条に歴史民俗資料館がございまして、中之条に行っている資料も当東吾妻町のほうから行っている資料も随分とございまして、この町の中では遺跡の発掘現場から出たつぼであ

るとか埴輪であるとかというものを今、松谷の幼稚園の跡の校舎でやっておるわけですが、これも緊急雇用という形で5人の方にお手伝いをしていただいております。以前から遺跡の発掘現場から出たものの整理もかなりやってはありまして、これの文化財としての価値というものはかなり高いものがあるのではないかと考えております。

そういったようなものを一堂に展示する、そしてなおかつ、いつも常時人がいるような体制ということでないと、やはり利用頻度が少なくなるのではないかと考えております。そういったことから、議員がおっしゃったように町有施設の有効活用、そういったことを視野に入れながら、なるべく早い時点で文化財、資料館、そういったものは整備をしていく必要があるかと思っております。ちょうど今、八ッ場ダムの関係もございましたり、松谷の小学校が明治45年の建物だということでございます。そういったものもどういうふうにしたらいいものかということも考えておりますので、いろいろな情報を集めた中で皆様方のご意見をお伺いしながら、資料館という文化的な作業には前向きに取り組んでいきたいと思っております。

それから、生涯学習の推進計画、この策定につきましては、皆様方に、いろいろな方にお世話になって、やはりやっていかなければならないと考えております。なるべく早くに着手するようにしたいと思います。

図書の利用、その利用の仕方の改善ですが、これは今ちょうど図書の整理をしておりますので、そういった中でも、皆さん方に、整理をしている方々等も相談に乗ってもらったりして、いい方法を考えて、一冊でも多くの本を住民の方々に読んでいただけるように検討していきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 以上で須崎幸一議員の質問を終わります。

皆さんに連絡をいたします。先ほど可決された発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、その内容が不当として、町長から休憩時間中に地方自治法第176条第1項の規定により再議の請求が提出されました。

よって、この取り扱いを議会運営委員会に諮りたいと思っておりますので、ここで暫時休憩いたします。

執行部についても説明員の出席をお願いしたいと思います。

なお、後ほどその内容についてはコピーして皆さんにお配りいたします。よろしく願いいたします。

（午後 4時04分）

議長（一場明夫君） 再開をいたします。

（午後 4時52分）

会議時間の延長

議長（一場明夫君） 本日の会議は、時間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれから時間延長をして会議を続行したいと思います。

金澤 敏君

議長（一場明夫君） 続いて、3番、金澤議員の一般質問を行います。

3番、金澤議員。

（3番 金澤 敏君 登壇）

3番（金澤 敏君） では、通告に従って、私の町政一般質問を行いたいと思います。

町長就任後3年が経過したところですが、町長の目指す町政の進みぐあいはいかがでしょうか。この間の3年間を振り返って、今までやってきた町政について、まずは検証して自己採点をしていただきたいと思います。

さて、町長は日ごろ、元気の出る町、町民との協働の町づくり、町民はお客様の発想でとか、子育て支援の充実等、発言していますが、それらの政治的基本姿勢の実現について具体的な実績をわかりやすく示していただきたいと思います。

最初に、元気の出る町について伺いますが、社会保障費や福祉予算の削減は国の悪政で進められてきましたが、その悪政から町民の暮らしを守る発想がありましたか。昨年暮れからの大不況で一番影響を受けて大変になってきているのは、社会的弱者と言われる子供、お年

寄り、そして障害のある方や病人などを抱える家族の方々です。その方々が安心して明るく元気よく暮らしていることが元気の出る町の基本になるのではないのでしょうか。一部の元気のよいところをより一層元気にさせる新自由主義の発想ではなく、町民全体の長の視点から、そのような社会的弱者の方々に真剣に目を向けているのかどうか伺いたいと思います。その視点がないと、元気の出る町は実現できないのではないかと私は考えております。

次に、町民との協働の町づくりはいかがでしょうか。どのようなことが実現できたのか、どのような施策に生かされ、事業が進んでいるのか、具体的な例を出してお答えください。

町民からの声は厳しいものが聞こえてきておりますが、一つの例ですが、町長に対して地域懇談会の席で、ある地域の区長がじきじきにその地域の要望を伝えたそうです。その要望に対し、茂木町長は、「それほど難しくないでしょうから、割合早く実現できるでしょう」と答えたそうです。しかし、その後は何の音さたもなく、半年以上たっているとの話を聞きました。町民、住民は町に協力するつもりでいたとのこと。そのため、今度は地域住民から区長が、「区長、何やってんだ。しっかり要望したんだろうな」と責められる始末だったと伺っています。このように、やるやると言いながらなかなか始まる見通しがつかない事柄が多いので、町民の中にはいら立ちがあると感じるのは私だけでしょうか。

次に、町民はお客様の発想に関しても、いかがでしょうか。役場庁舎に来庁する少ない町民から不満の声が聞こえています。このことに関しては、同僚議員が一般質問で聞きましたが、多少重なりますが、進めさせていただきます。

窓口に行っても、すぐに「何のご用でしょうか」との言葉がないことや、他町村より時間がかかる点、カウンターの上のパンフレットなどが散らかっていたり、そして、きわめつきは、2階の課に用事があった町民がドアを開けて「えー、あの」と言ったとしても、だれもこちらに顔を向けずに、声をかけても、あんたはだれだいといったようなげげんな面持ちで対応されたとの話も伺っています。同僚議員も以前質問し、改善を約束したと思われませんが、どうして改善が進まないのでしょうか。町長みずからが先頭に立って行動しなくてはならないのではないかと考えております。町長の指導はいかがでしたのでしょうか。このようでは日ごろの発言も公約倒れになってしまうのではないかと危惧しております。

子育て支援の充実に関しても、学童保育は太田地区で始まりましたが、他の小学校区ではいろいろないきさつで行われていません。ただ、岩島幼稚園で試験的に預かり保育が始まったことは本当によかったと思っていますが、早く坂上も原町も行えたらよいと思っています。この子育て支援に関して、昨年、保健福祉課の中に町長肝いりで子ども係を新設しましたが、

この子ども係の動きが、町長みずからの肝いりの割には見えてきていません。これはいかがしたのでしょうか。子ども係を設置した当初の町長の理念等をもう一度伺いたいと思います。

やるやると言ったことなので、ちょっと外れますが、つけ加えて質問したいと思います。

12月議会で町長の発言がリップサービスであっても、担当課が計画し、作成し、進めていると発言しましたが、では、そのときの質問、特に町道の改修について全面的に見直すとのことでしたが、具体的にはどのように担当課に指示し、見直しの進捗状況や具体的な作業を伺いたいと思います。

質問項目の2番目に移ります。

集中改革プラン、第1次総合計画等を策定され、この町の進むべき方向性が示されました。この計画に沿って、各担当課が町政を進めていくことでしょうか。しかし、それとは別に、町長任期残すところ、あと1年です。町長の考えの中に、この1年まとめとしての施策のアイデアがあれば伺いたいと思います。これは、文教厚生常任委員会の中とはいえ、原町小学校体育館の建設を凍結し、先に保育所の統廃合を行うとのアイデアを出したことで、まだ町長がこのようなアイデアを持ってやりたいという施策があれば出していただき、それを私どもは判断したいと思います。

それと、具体的な施策として春から実施すると言った幼稚園の園庭、小・中学校の校庭の芝生化などはどうなっているのか、具体的な現時点での進捗をお聞きしたいと思います。この計画は1年で完了、終了できるのか伺います。

もう一つ、中学校統合問題も、作業的にはアンケートが実施され、今その集約に入るところだと思います。このアンケート結果を受けて、いつごろ審議会を立ち上げるのか、それらのタイムスケジュールはどうなっているのか、わかっていれば、確かに教育部局との違いはありますが、町長の考えがあれば、この問題への取り組む姿勢とタイムスケジュールをお聞かせいただきたいと思います。

何点が質問をいたしました。真摯にお答えいただきますようお願い申し上げます。

議長（一場明夫君） 町長、答弁をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） まず、大分通告をいただいた内容を私どもで勘違いをして受け取っておりました面がございますので、ちょっと読み上げ原稿というわけにはいかないんですが、それをお願いいたします。

まず、私が公約というようなことで町長になる前にいろいろなご提案を申し上げていた中、元気の出る町づくりという中、これはやはり基本的なものは町民が自分たちでまずこの町をどうかしようよという町民との協働というようなことも、まず1点ございます。そういった中で、皆さん方もいろいろご心配をいただいております財政再建というもの、それがやはりまずは1番、第一義。そして、そういった中での職員の意識の改革であるとか、町民意識を皆さんと一緒にやっていきたいと思いますという、そういったようなものを総合的な形で考えてはおります。

1階の窓口なんでしょうか、町民はお客様ということで、私も口が酸っぱくなるように言っているようなところはございます。ですので、町民の方が窓口にいらして、それを無視していたとはとても信じられないという状況ではございます。ただ、この4月から、ちょっとその前が元気がなかった窓口のところを元気にする、立て直すというような意識を持って行った者がおります。そういったところで、徐々にではありますけれども、そういったことがなくなっていくのではないかと期待をしておるわけでございます。

また、こういったところでおしかりをいただくのではなく、そのときにすぐにおっしゃっていただければ、もうちょっとその時点での事情であるとか、そういったようなものを調査してお答えができるかと思えます。実は、定額給付金のお客様が何百人もいらしたときに、ちょっとした、やはりそういったそごがございまして、ちょっとしたトラブルがありました。そんなことでおわびは申し上げたいと、そういった気持ちの悪い思いをした方に対しては謝罪させていただきます。

あとは、先ほど区長にすぐそのぐらいというふうに私が言ってしまったのができなかったというようなことで、そういったことをおっしゃっていた区長さんには謝罪に行きたいと思えます。後でお名前を聞かせていただければ、その結果等々も持った中で謝罪に行きたいと思っております。

あと、一番最初に聞かれた社会的弱者に対する目線を持っているかということでございましたが、なかなか国の社会保障というのが今、例えば障害者自立支援法であるとか、そういった中で切り捨てられるという表現になっている面もあろうかと思えます。ただ、そのあたりがやはり国の施策という中で行われておりますので、我が町だけがというところまでには思い至っておりません。ただ、青柳議員がいろいろ耳のマークであるとか、言葉のほうに障害がある方であるとか、そういったようなことのアドバイスもいただいておりますので、筆談でお受けをいたしますとあるとか、そういったようなところも早速、耳の聞こえない方、

それからお話ができない方等につきましては、町の役場の中はちょっと切りかえはさせていただきました。

ただ、やはり役場の構造というのが非常に古い建物で、エスカレーター、エレベーター等が設置をするような建物でないというところから、まだまだ役場に来庁される方に対しても不便をおかけしていると。2階、3階にはもう……。車いす。こんな言葉が出てこないようではいけないですね。車いす対応にはなっていないということからも、役場庁舎としても対応ができていない。

そんな中でもいろいろな情報を集めた中で、高齢の方々、それから障害を持たれている方々全般にわたってというのを少しずつでも進めていくということで、いろいろなアドバイスをいただければ、少しずつでも進めていきたいと思っていますので、これからもいろいろな視点でご提案をいただければありがたいと思います。

さて、子ども係でございます。この子ども係というのは、実は幼稚園と保育所の担当を、要するに教育委員会と保健福祉課の保育所担当というのは一緒にできればいいというのが基本的な考えでございました。ただ、まだ今回の4月の機構改革の中ではそれができませんでしたので、まず東支所に幼稚園の申し込みをしに行かなくてもいいようにという、そういったことを考えて、例えば幼稚園の申し込み、一番最初のときは東地区の教育委員会のほうでやったほうが効率がいいのかと思いますけれども、その辺のところも来年度の幼稚園をどうするかというのはこれから考えるところです。年度途中での小学校、中学校、幼稚園、それから保育所へ編入するであるとかという申し込み、それからいろいろな何かの問題があったときの連絡係という形での子ども係を……。町民課だっけ。

(「保健福祉」と呼ぶ者あり)

町長(茂木伸一君) 保健福祉でしたっけ。いずれにしても1名配置をしておりますので、その辺のところは確認をして、機能をちゃんとするようにしていきたいと思います。

保育所の件でございます。3月の文教厚生常任委員会のところで保育所の統廃合を含めということで金澤議員がおっしゃっていますが、統廃合ということよりも、最終的にはそういうふうになるのかもしれませんが、ニュアンスで言ったと思います。こども園を原町の地内につくりたい、これは先ほどの加部議員の質問にもお答えをしたように緊急課題だと思っております。そういったことは、やはり借入金をするにもいろいろな計画がございます。そういった中で、やはり皆さんと一緒に考えなければいけないということで文教厚生常任委員会の中で申し上げました。ですから、その辺のところは、たわ言だということでお切り捨

てになるのは、それは結構でございますけれども、私なりに真剣に考えて申し上げたことでございます。先ほど申し上げたように、保育所の定員、そして保育所の老朽化、そういったことを考えた場合に本当に原町小学校の体育館とどちらが先なんだろう、それは私も悩むところであります。ですので、それはやはり皆さん方にも一緒になって考えていただきたいというところで申し上げたことでございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

さて、芝生化。これはことし何とかなるだろうなと思ったら、芝生化に対するいろいろな学校の抵抗、抵抗感ですかね、そういったようなものが非常に強うございました。芝生は、緑の上で運動ができるということだったらすごくいいだろうと思ったんですが、ちょっとその辺のところのことは今現在、東小学校の一部の校庭で芝を養生しているという、そういった状況でございます。そういったようなことから、やはり長い時間もかけながら、父兄の方々、そして学校のご理解を得ながら進めていけば、きっとこの芝生化というのはいい事業なんだろうと今でも考えておりますので、これから先も地道に続けていきたいと考えています。

さて、そして中学校の統合問題についてのタイムスケジュールでございますが、今アンケートを集計しているような状態だろうと思っております。まだ私のところにアンケートの結果等届いておりませんので、そのアンケートの結果を見て審議会の立ち上げをいつにお願いをするか、これから考えるというところでございますので、よろしく願いをしたいと思っております。

何かちょっとメモしたところなので、漏れがあったら申しわけないんですけども、以上で答弁とさせていただきます。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） 1つ、文教厚生常任委員会の中で保育所の統廃合という問題について、私は自分の質問の中でたわ言という表現でやりましたけれども、あれは基本的に予算審議をしている中で出てきたので、自分の立てた予算を否定するようなことなのでという意味合いがあって。私も町長が保育所の統廃合、今、こども園とおっしゃいましたけれども、それをつくりたいんだと、そういう熱意やそういうものがあれば、それは進めていただきたいんですよ。その辺が見えてこないから、こうやって質問しているので、いや、こども園をつくりたい、緊急の課題ですねと言って、では本当にどうこれから進めようとしているのか、その辺が見えないから、こうやって一般質問させてもらっているというところを理解していただきたいと思っております。私も本当に保育所の老朽化を見て、何とかしなければいけないとは思っ

ています。だから、そういう点では町長と意見が近いのかもしれませんが。その辺を理解していただきたいと思います。

それで、ではちょっと変わりますけれども、なかなか窓口のときに嫌な思いをした町民が、やはりその時点では、私どものような人間だったら、そこで「何やっているんだい」とかいうことになっちゃうでしょうけれども、やはり心優しい人たちは何かそういう態度をとられると、心の中ではうっと思っても、穏やかに穏やかにその場をおさめて帰っていくということだと思うんですよね。でも、やはり納得できないので、私どものほうに、こんな嫌な思いがあったということをやはり伝えてくるということだと思うので、確かに今、4月から窓口で元気な人が確かにいて一生懸命頑張っている姿はわかります。ただ、私どもに、今のこの嫌な思いをした人の話はそれ以前の話だったとは思いますが、より一層徹底してもらえないかなと思っております。このことについて、もう一度答弁をお願いします。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 役場全体のところで、そういった人間対人間というおつき合い、そういった中で、やはり謙虚な気持ちでお客様に対応するというのもう一回徹底はしたいと思っております。今現在でも何か窓口でトラブルがあったときには、お宅までお邪魔をして、いろいろなお説明を申し上げたり、謝罪をしたりという作業もしておりますので、やはりその辺のところは住民に一番身近な役場という、そういった気持ちで皆さんが考えていただければなと思っております。気安く来やすくなる役場、気安い気持ちで来やすくなるという、そういったことになれるようには、やはりみんなで考えていきたいと思っております。

先ほどの保育所の件でございますが、私は体育館を後ろにずらすという作業をしてまでも保育所をつくるぐらい緊急な課題ではないでしょうかという投げかけをしているわけです。ですから、予算審議の中で体育館の設計予算が載っておりますが、これを保育所に使うという、それはできないんだとしても、そういう形で本当にその設計ができたとしても、本当にその体育館をつくるのは来年なのか、それとも再来年なのか、保育所とどちらを先にしたらいいんでしょうかということ、私の表現が悪かったんだと思いますが、文教厚生常任委員会の中でご協議をいただいたらありがたいなと思ったわけです。

今のところですと、原町小学校の体育館を来年度工事に入るか、それともこども園、保育所、何になるかわからないですけれども、来年工事に入るか、その二者択一というくらいのつもりがあるわけです。ただ、やはりこども園であるとか保育所で、そしてなおかつ同じ敷地の中で幼稚園に例えば通うとかという形になる、そういったようなもののご理解をいただ

くというのにはやはり時間はかかると思います。ただ、やはりそのところでも、でも保育所の今この町でも結果的な待機児がいるわけです。原町に預かってほしいんだけども岩島に行かざるを得ないというのは待機児の一人なんだろうと思います。ですので、そういったようなことを考えて、皆さん方にご協議をいただけたらという、そういったつもりでしたので、ご理解をいただければと思います。

先ほど1つ、それとお答えを抜かしてしまいました。リップサービスの件です。

上野のその当時に区長をやっていた方と、その後お話をする機会がありました。そういった中で、その方には理解をさせていただいていると。今の状況だと非常に難しいということは議員もご承知だと思います。陳情をした時点の状況と今現在が随分変わってしまっているということも考えていただいて、その中で最善というのがどこにあるのかという結論が出てはおりません。その辺のところは、その当時の区長さんとは話はしました。その辺につきましては、議員もちょっと相談に乗ってもらえたらというようには思っています。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） いろいろ幾つも質問しているので、また余りにも飛んではいけないと思うので、またリップサービスのところに、今答えていただいたので戻りますけれども、私は一つの例として上野地区の話をあのときただけであって、私の中では町民から出ている町道改修の案件は物すごいあるわけですよ。全然進んでいないでいる。塩漬けになっている。だから、そういうものを全面的に見直しますよと言った、その作業ができていのかどうかということ伺いたいですけれども。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） いろいろな形で検討を進めてはおります。やはり改修に向けた条件であるとか用地であるとか測量であるとかというものもありますし、それと道路維持という中で道路の不陸整形であるとか、そういったようなもの、例えばオーバーレイするであるとかというようなものもございしますが、そういったようなもののすべて条件が整ったものでないとなかなかできないという実情もご了解をいただけませんかでしょうか。

先ほどの件につきましては、費用の面ということだろうと思います。ただ、その地域に対する大型車が入れる道路がないということは、いつも頭の中にありまして、そういったようなものをどこをどのようにしたらいいのかということは、やはり建設課の中でも十分考えておりますので。建設課が一時期、去年は災害で忙し過ぎたという面がありました。ここでようやくこの決算を迎えて、何とか去年の分が大体、完成調書であるとか全部ようやくそろっ

たみたいなところもございました。ところが、2次補正、それから今年度の補正予算、21年度の補正予算ですね、そういった中でのやはり道路維持、道路補修、道路新設、そういったようなものがちょっとまたオーバーワークみたいな形になっているような状況もありまして、そんな中で、道路維持に関しては緊急雇用の臨時雇用の方2人が応援に来ていただいていますので、今非常にスムーズに進んでおるところです。ただ、そのこのところの今まで、昔からの積み重ねというところで、今ちょっと手が回らないというのも実情です。ですから、その辺のところは建設の部局とよく相談をした中でやっていきたいと思います。

いずれにしても、その辺の情報がございましたら、いつでも声をかけていただければ、いかようにとまではいかないんですが、条件を整え次第、工事であるとか、いろいろなことで対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） もう時間も、まだ持ち時間はそれなりにありますけれども、同僚議員が早く終わらせろというような雰囲気がありますので、もうそろそろ最後にしますけれども、一番最初にお聞きしますと言った、この3年間を振り返って検証し、自己採点を行っていただければいただきたいと思いますけれども、どうでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） いや、なかなか思うようにはいかないもので、大変町民の方には申しわけなく思っている状態でございます。

議長（一場明夫君） 3番、金澤議員。

3番（金澤 敏君） なかなか大変でしょう。あと1年あります。その後もあるかもしれませんが。それはわかりませんが、まず確実に1年はあるので、一生懸命今まとめとしてしっかり、4年が任期ですので、それで一区切りをつけるというつもりでしっかりとあと1年やっていってほしいと思います。

これで私の町政一般質問を終わらせていただきます。

議長（一場明夫君） 答弁はよろしいですか。

3番（金澤 敏君） はい、結構です。

議長（一場明夫君） 以上で金澤敏議員の質問を終わります。

大 岡 広 海 君

議長（一場明夫君） 続いて、9番、大岡広海議員。

（9番 大岡広海君 登壇）

9番（大岡広海君） 許可をいただきましたので、手短に済ませます。

今、思うようにいかない話がありましたので、私のほうはどのようにでも思うようになる話をする。あなたの一存で済む話です。

平成18年に改正された地方自治法第168条により、従来特別職とされていた収入役が廃止され、町長が補助職員のうちから会計管理者を命ずることになりました。従来型の収入役は議会の承認事項とされ、何人にも罷免権が与えられていませんでした。その点がかんがみれば、独立性が担保されていたと、私自身、あっ、そういうものだ、確認業務というのはそういうことだということで納得していたところなんです。地方自治の世界においては同制度が生かされていない、生きていないという評価であって、そういった論議は承知しておるんですが、私としては生かしていないんだというぐあいに思っていた記憶は今も鮮明に残っております。

ところで、現行法は旧法に織り込まれていた162条及び163条の本文の部分が廃止されていますので、町長の独任制へと変遷してしまいましたが、第232条の4第2項により、支出命令に対する確認義務というのは従前と変わらずに残っております。ちなみに、判例が示す収入役の過失責任というのは、同条を根拠としているやに判決文からは読み取れます。一方において、243条の2では故意又は重過失の損害賠償を規定しておりますので、従来型の特別職とされた収入役と現行の会計管理者を命じられた補助職員との責任の度、重さというか、要するに過失責任が問われるよということでかんがみますと、違いがあるや否や、どういう理解を持っているか。また、両者が行うところの確認作業について、その品質に差があるのか否か。常に支出命令を発生している町長の所感を伺いたいと思います。

以下、具体的な事例を交えて一問一答方式にて進めてまいります。

議長（一場明夫君） 町長、答弁をお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 会計管理者についてでございます。

その独立性は保全されていると考えております。そして、過失による賠償責任についてでございますが、賠償責任はあると考えております。

以上でございます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そうした統一理解があると話が早いんですが、そうしますと、一つの事例を、では申しませう。これは議会の行為でありました。

「議会人」という雑誌がいつも引き出しの中に入れておきまして、随分サービスがいいなと思いながら、待てよと思って確認しました。どこのサービスかと思いましたが、そうじゃないんですね。議長に伺い書が出て、議長がそれを買ってよしというような書類が残っており、支出命令が発せられ、会計課職員の職印がありました。ちなみに、20年6月の部分については13万9,000円です。

私の感覚から言いますと、自治法第100条18項について、図書室の付設という形がありますので、そこに図書が並ぶのは当然のことだと思うんですが、議員の数だけ購入して、それを自宅に持っていけばばかりに文書の通知箱に入れてある。多くの議員は疑わずに自宅に持っていつていると思います。私、持っていかなかったら、邪魔だからどういうふうにするんだと怒られました。持っていつてくれないかなというような言い方です。それ、持っていつたら大変だよと。私はその感覚がありました。ただし、当初から、だんだん勉強してきたらそういう感覚を持ちましたということです。

となってくると、恐らくこれは、金額の多寡の問題じゃないですね。支出命令を確認するという行為がどこかにあったら、それはいけませんよという発想の人間がどこかにいれば、もっと早くからとまったんだと思います。当然に、現職町長と私、第1期目が同期でした。当時、私も町長も疑わずに持っていつたんだと思います。でも、これは反省として、不勉強だったからであると。ただ、我々の1期生と年俸1,000万円から取っている会計管理者、いや、当時は収入役でした、恐らく。今は会計管理者になっています。その人間との職責の重さ、これは当然違ってくると思います。なぜかという、私たちが買ってくれとねだったものだったら、ねだった資産、それが政務調査費という形で、この間もまた前橋市で紙上をにぎわせていました。私たちの議会も政務調査費の話がぼちぼち上がってきています。かなり難しい扱いになるんだと思います。

そういう状況の中で、会計管理者が過失責任を問われる立場に置いておいて、支出命令に対して他の法令に準拠しているか確認義務がある。今ここに、少なくとも私の感覚では、20年6月13日現在では会計管理者がその確認業務を果たさなかった。故意か過失かいざ知らず、支出行為をした。支出命令に対して支出した。このことについてどう対処するかという話を

論議しなくちゃいけない。これが公務の難しいところ。この会計責任者は町長の任命行為で生れた会計管理者です。さあ、この問題をどうやって解決しましょうか。方向性を示してください。

議長（一場明夫君） 少しお待ちください。

町長。

町長（茂木伸一君） ご質問の本当のところはわからないという面があって、勘違いしているかもしれませんが、そのものを買う行為、購入する行為の契約のところの問題があるのか、それとも支出負担行為そのものに問題があるのかがよくわかっておりませんが、「議会人」という本は議会の方々の意思によって購入をされて、そして支出負担行為のところは副町長まで来て、支出命令が副町長だったのでしょうか。

（「違う」と呼ぶ者あり）

町長（茂木伸一君） 違いますか。すみません、平成20年、ことしの6月のときにはまたちょっと違う対応をしているんですが、この辺の細かいところを担当の会計管理者でよろしければ……。

（「おれが持っているから大丈夫」と呼ぶ者あり）

町長（茂木伸一君） そうですか。はい、では、その辺お願いいたします。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員、再度確認をお願いします。

9番（大図広海君） この支出負担行為、だから、もともとの支出となる契約、この契約書自体はない。恐らく添付されていませんでした。ただ、請求書が議長会から送付されています。それに基づいて、だから、これを購入という購入申込書は恐らくしているんでしょう。議員部数プラス2と言ったかな、その部数を。

それで、ただ、これを購入してもいいですかという伺いが、確認した段階では、いわゆる起案書の形ではなくて、ごく普通の紙に、それこそゴルフ場の一件のときに図書の回覧の印が起案の決裁印と思っただけみたいな形でのものがありました。それにはその当時の議長の印が確認してあります。だから、形的には議長が買ってよしという許可を出したのかなという感じは受け取れます。ただ、支出負担行為をする、それと支出命令をする、それに基づいて支出をする、それぞれがみんな独立した財務会計行為と言われているので、議長が命令したから会計管理者は免責されるんだということではないんです。ここに難しさがあるというよりは、だからチェック機能が働くという話をしたんです。

それで、その確認を怠った場合、過失により、知らなかったもん、前からやってるもん、

そうなんです、私たちもずっと以前からそういう状況は確かに自分で目にしています。でも、それは過失として過失責任という形で責められるんですよということなんです。それを、法が職員の中からだから、補助職員の中からだから、かなり難しいんですけども、それに値する職員をきちっと教育をしていかなくちゃいけない。あるいはまた、それに見合うだけの報酬をあげなくてははいけないかもしれない。その準備がありますかということです。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） これで答弁書をつくっておきましたので、会計管理者の職務権限と責任という項で原稿を読み上げさせていただきます。

会計管理者については、職務の性質上、町長と親族関係にある者はつくことができないとする就職禁止規定は残したが、兼職の禁止といった身分関連事項については、地方公務員法の適用を受けるものである。あわせて、現金の忘失等の損害賠償責任や監査委員、議会によるチェック、住民監査請求等により適正な事務の執行は会計事務の執行は担保されている。しかし、会計事務にかかわらず、どんな場合でも公正で的確な事務執行に努めることは、行政に携わる職員として当然のことである。ゆえに、会計管理者の権限は改正前と変わってはいないが、その給与面や待遇面においては改正法の趣旨は地方公務員法の適用が優先され、他の管理職とのバランスをかんがみ、特別な給与体系の必要はなく、実質的には権限の分散や相互チェック機能の強化により、その権限と責任の度合いを考慮していく必要がある。

改正法につきましても、実際に運用が始まり、幾つかの問題が発生をしてきており、徐々に成熟をしていくものであるから、事前チェックによる事故回避のシステムづくりが大切と考えております。今後も職員の資質の向上に努め、職員個人の責任となるような事故は行政全体でカバーできる体制を構築していきたいと考えております。また、地方自治体にとって、発展していくための両輪の一つである議会との協力、チェック機能の活用により事故は未然に防ぎ、住民サービスの向上に努めていかなければならないところでございます。

そのように考えておるわけですが、議会の昨年6月の支出命令、支出負担行為、それとことしの4月からはシステムを変えております。ですので、多少書類と今の書類ですと違う可能性はございます。支出命令は副町長に移っている。ことしからですよ。ことしからそういうような形で、やはりそういった監査体制であるとか、それぞれのセクションが責任を持ってその支出に対して考えるという、そういったようなそれぞれのチェック機能を強化するというような形にも我々の中もやっておりますので、これからもうちょっとその辺についても熟成が必要なのかなと思います。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） すばらしい答弁で、どこかの参考書に書いてあったんでしょうかな。もちろん、これは法改正がなされて、まだ日が浅いです。それで、どういう定着を見るかというのは判例を積み重ねることによって定着していくんだというような今までの事例で学んだところですが、その中で、ではもう1点伺います。

これはごくごく直近の話です。まだこの執行はされていないかと思います。せんだっての全協のときに、キャンセル料の話がありました。よもやと思って、ちょっと詳細を取り寄せました。そしたら、そのやりとりの中で、父兄負担になると大変なので全部の修学旅行が終わったら予算化のつもりですと。全協で皆さんに報告したので、岩島と坂上の分については早速実行したいんですという話がありました。もしこれが実行されたら、また同じ問題が起きると思います。その感覚はありますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） すみません、遅くなりました。基本的には、予算にないものの執行は事前にはできない。そのとおりだと思います。ただ、そのところで、先ほどの議会との協力、議会のチェック機能、そういったようなところで事前のご了解をいただいて、なるべくなら専決とか、そういった処分はとりたくないわけですが、事前のご了解をいただいた中で、これは事故というとらえ方をしてよろしいかと思しますので、そういったことが考えられればありがたいとは思いますが。微妙に難しく。基本的にはやれないんでしょうか。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 予算措置はなされていない。それと、この問題はそこだけで済まそうと思っていたんですが、そこまで来ると本論に入らざるを得ない。これもやはり物すごい関連があるので、あえて言います。いずれまたこれが予算で上程された段階では、もっと突っ込んだ、それまでには私らももっと深い資料をそろえておきますので。いいですか。このキャンセル料の支払い先はどこですかという話です。ご存じでしょうか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 存じ上げません。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） そしたら、今回の修学旅行の旅行、交通機関を使い、宿泊を使い、どこかの入場料も払い、これ、みんな一括前払いで恐らく納めてあるんだと思いますが、契約当事者というのはだれとだれになりますか。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 存じておりません。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） 質問していて私が答えるのもなんですが、近畿日本ツーリストと学校長の名前が確認できました。ただ、料金のすべてを父兄が負担しているわけですから、学校長が契約当事者になるのもまたおかしいような気がしますね。

それで、旅館に対してキャンセル料が発生したという話でした。だとしたら、キャンセル料の支払い先は旅館でないといけない。当然に旅館とそういう契約はない。契約の前提で書面の交付がなければだめだ。そのときには旅行業務主任者の主任者証の提示がなければだめだ。結構、業務は窮屈にできています。ずっとそれが成立されているとは見えない。保存されている書類を全部という形で確認したら、そういった書類は出てこなかった。となるとなんですよ。要するに、旅館と旅行者の契約はそこにあったとしても、学校長と旅館との契約じゃない。ましてや、費用負担している父兄との契約ではない。そうなってくると、要するに債権者はだれかという話で、お金を払う先の。かなり難しくなります。

さらに難しいのは、前日だから、あした泊まる旅館をどうしましょうかねと現地で役場まで連絡が入ってきた。同行した、これは恐らく教職員だと思うんですが、ただ、そこに旅行者の人間も必ず添乗員という形でいた。勝手にこっちの一存でキャンセルを決めたわけではありません。どうしましょう、どうしましょう、ほかはありますかという話で、ほかがありますということで、どうしましょう、どうしましょうと決めた。一方的なキャンセルでは、まずない。こんな事情ですからということで、旅館にも当然に了解を求めたでしょうし、その中で、約款にあるからというだけで一方的に旅行者が約款に記載されたキャンセル料を、いわゆる違約金をすべて負担しなければならない問題かどうかということもあわせて考えなくてはならない。旅行業法をよく読むと、どうもそのような形にもなる。

会計管理者は、少なくとも支出負担行為を起こす人間と支出命令を発生する人間と支出行為をする人間とがみんな違う視点から、それをチェックし合うというルールなんだと思いますよ。私、それを適正かどうかはまた議会がそれを見る。後にまた、監査もある。こんなに不自由にできているんですね。ところが、みんなセクションセクションで余りそれが機能していない。ここに問題点があるのかと思います。そうすると、今のような事情がずっと重なってくると、本当にこれが旅行者の負担になるのか、もっともっとさかのぼると、学校長がこの契約の当事者になっていること自体が正解なのかどうかもわからなくなってくる。従前

からそうだったからということで、問題も起きていないからということが大きな動機なんだと思いますけれども、学校長が財務会計行為の権限を持っていると思いませんか、伺っておきましょう。

議長（一場明夫君） 町長。

町長（茂木伸一君） 学校長に教育委員会からの権限委任はある程度まではされているんだと思いますが、今の修学旅行の費用につきましては、公金という形での町のお金は一般的な修学旅行の中では全くないわけです。それは学校の中での保護者が支払っているのか、子供が払っているのかわかりませんが、学校の中で集めた中でやっている。ですから、それだけで、いつもだったらスムーズに行くわけです。今回は新型インフルエンザという天変地異みたいなところで事故が起きた。そういったときに余計な費用がかかったものはどうするか、先ほど金澤議員がおっしゃっていた社会的な弱者に対する支援が何かないかという中で、先ほど加部議員も何か、そういったときは自治体が何か手伝ってやるのが一番いいんじゃないのかという、そういったようなことをおっしゃっていた。そういったようなところなのかと思います。

ですから、これからキャンセル料の損害に対しての補てんというのを町が個人個人の方にするのか、学校にした方がいいのか、それはちょっと私も細かいところがわかりませんが、校長の名前でキャンセル料が支払われたのであれば、校長に一括お渡しするとかということが手続としてあるのかと。ただ、その手続の中でも、今、議員がおっしゃったようなことは十分に精査をした中でやっていきたいと思えます。

議長（一場明夫君） 9番、大図議員。

9番（大図広海君） これは、父兄の費用負担で、本人負担でという表現ですが、修学旅行に行くと。従前では、それは承知しております。だから、これは公金ではない。ただ、そういった形で料金一括で、実際にお金を払って旅行に出発しているんですから、もうそれでそういった委任行為があった、完結したということになるんでしょう。

ここでキャンセルをしなくてはならない事態が発生した。そのときに父兄がキャンセルに同意したという形跡はどこにもないんですね、時間と件数の問題からすれば。出先の教職員が、教育委員会との電話のやりとりの中から、キャンセルしたほうがいいのかという結論が出たということらしいんです。だとすればという話で言っているんですね。ただし、その場合に一方的な自己都合でしたんじゃない。その当時に旅行社の社員もそこにいて対応して、どうしましょうか、どうしましょうか、キャンセルしましょうか、どこかの手配をしましょう

か、それだってキャンセルした先にも連絡もまたしなくちゃいけないという中の中でキャンセル料のことに何ら話題がなかったという報告を受けています。こういうことをやるとキャンセル料が発生するんですよという明示がないままに行われた。

その部分について、どうやって三方一両損ぐらいへ持っていかなければみたいな感じが私の中にあるんですよ。当の旅館にしたって、固定客なんですよということにもなるわけでしょう、非常時なんですよということで。それは交渉になります。その中で問題は、では当の約款にどういうふうに書いてあったか。ファクスで文字がつぶれていてよく見えないんですけれども、前日までが40%という数字があります。ただし、これは旅行業者との話し合いの中で出た旅行業法が決められている提示した文書です。出発の前日までが40%。既に出発後に起きたこのキャンセルについて、この約款の40%が適用できるかどうか、非常にややこしくなってくる。もう既に出発はしているんです。約款は、出発の前日までが40%なんです。まあまあ交渉の余地はあるでしょう。というようなことが、後に、いいですか、支出命令が出て、支出が行われて、後に議会でこういう問題が起きてくる。だから、確認義務を課して支出負担行為のときも確認、支出命令のときも確認、支出のときも確認、本当は後の監査もそれをきちっと確認する。どこが重要なのか。なぜそういった間違いがとまらないのか。過去にも幾つか実例がありました。恐らく今でも掘れば何か出てくるんでしょう。

真摯に対応という話がありましたけれども、どうも真摯に対応していない。私がこれだけ言っても、昨日、いや、おとといたったかな、この資料を請求して担当の教育課長と話をしている段階で、全協で報告したんですから、かわいそうだから、そういうことがあるんですよ、というような話があった。これもやはり捨ておけない発言だということになる。なぜ予算化をされていないものが、支出が完了する。そうしたら町長が、議会との協力関係の中から目をつぶってくれという話になるわけです。物を言わないで黙っているという話でしょう。物を言うために我々がいるんですよ。そういうやり方ではいけないんですよと。

質問の趣旨が、時間が大分たちますので、理解ができましたか。そこだけ確認しておきます。

議長（一場明夫君） 質問の途中ですが、ここで休憩いたします。再開は午後6時15分いたします。

（午後 6時03分）

議長（一場明夫君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 6時15分）

議長（一場明夫君） 続いて、大図広海議員の一般質問を行います。

（「町長答弁」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 町長、答弁をお願いします。

町長。

町長（茂木伸一君） 今、ちょうど休憩の時間になりましたので、いろいろと原課と相談をいたしまして、先日の全協のときの説明では、秋、9月に修学旅行が全部終わってからの支出を行いたいということでありましたが、やはり学校のほうも早くにそういった処理はできたほうがいいということで、7月に経済活性化対策交付金だったでしょうか、そちらの関係の臨時会をお願いをしたいと思っておりますので、そのときに補正予算として上程をしてお認めをいただけたらありがたいと考えております。そのときに渡す相手方、相手であるとか、そういったようなものにつきましては、いろいろと精査をした中で皆様方にお諮りしたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 以上で大図広海議員の質問を終わります。

以上をもって町政一般質問を終わります。

日程の追加

議長（一場明夫君） お諮りいたします。会期延長の件を日程に追加し、追加議事日程第2号の追加1として、直ちに議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期延長の件を日程に追加し、追加議事日程第2号の追加1として、直ちに議題とすることに決定しました。

会期延長の件

議長（一場明夫君） 追加議事日程第2号の追加1、会期延長の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日までと議決されていますが、審議の都合によって6月19日まで2日間延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は6月19日まで2日間延長することに決定しました。

散会の宣告

議長（一場明夫君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、次の本会議は6月19日午後1時から会議を開きますから、ご出席をお願いいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

なお、連絡事項で先ほど申し上げましたが、6月19日10時から全員協議会を開催します。先ほどお配りした再議の請求書、請求の書類はそのときに使いますので、持ってきていただきたいと思います。説明員も執行部のほう、当日対応をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

それでは、本日はこれで散会をお願いします。

お疲れさまでした。

（午後 6時43分）

平成21年 6 月 19日 (金曜日)

(第 3 号)

平成21年東吾妻町議会第2回定例会

議事日程(第3号)

平成21年6月19日(金)午後1時開議

第1 発議第1号 東吾妻町長茂木伸一君に対する問責決議について

第2 発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の再議の件について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(17名)

1番	一場明夫君	2番	竹淵博行君
3番	金澤敏君	4番	青柳はるみ君
5番	須崎幸一君	6番	浦野政衛君
7番	角田美好君	8番	日野近吉君
9番	大岡広海君	10番	中井一寿君
11番	上田智君	12番	橋爪英夫君
14番	佐藤利一君	15番	加部浩君
16番	菅谷光重君	17番	原田睦男君
18番	高橋基雄君		

欠席議員(1名)

13番 前村清君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	茂木伸一君	副町長	関口博義君
教育長	小林靖能君	総務課長	渡辺三司君
企画課長	蜂須賀正君	保健福祉課長	高橋啓一君

町民課長	猪野悦雄君	税務会計課長 兼会計管理者	武藤賢一君
産業課長	角田輝明君	建設課長	市川忠君
上下水道課長	加辺光一君	事業課長	富沢美昭君
教育課長	加部保一君		

職務のため出席した者

議会事務局長	佐藤正己	議会事務局長 議係	田中康夫
議会事務局 主任	角田光代		

開議の宣告

議長（一場明夫君） ただいまより本日の会議を開きます。

（午後 1時00分）

議事日程の報告

議長（一場明夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議事日程に従い会議を進めてまいります。

なお、前村清議員については、病気入院中につき、家族から欠席の申し出がありました。

また、本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、受け付けの際にお渡しした傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようよろしくお願いいたします。

発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

議長（一場明夫君） 日程第1、発議第1号 東吾妻町長茂木伸一君に対する問責決議についてを議題といたします。

提出者は趣旨説明を願います。

11番、上田議員。

（11番 上田 智君 登壇）

11番（上田 智君） それでは、発議第1号 東吾妻町長茂木伸一君に対する問責決議について説明を申し上げます。

なお、皆さんにお配りをしてあります裏面を見ていただければと思いますが、この文を読み上げまして説明を申し上げます。

東吾妻町長茂木伸一君に対する問責決議。

茂木伸一君は、平成18年4月東吾妻町長に就任以来、独善的ともいえる行政手法により議

会や職員等との関係を軽んじて、町政の停滞と混乱を招いている。

特に、一昨年11月に設置された行政事務調査特別委員会（百条委員会）の調査では、法律や条例に違反する不適正な行政執行の実態が次々と明らかになり、健全な町政運営を期待する町民を裏切る結果となった。

さらに、昨年の5月に議決された調査結果を真摯に受け止めることなく、具体的な改善や対応策の多くを先延ばしにしているばかりか、その後も条例違反など問題のある行為を繰り返している。

ようやく、今年の6月に関係職員の懲戒処分等を実行したものの、審査内容や処分の根拠は明確に示さず、町長や関係職員に対し誰にも納得できる最終的な処分は実行されないままになっている。

また、議会が行財政改革推進特別委員会の検討結果に基づき、行財政改革に関し早急に改善や対応措置を講じることを求め決議した事項に対しても、殆ど具体的かつ適切な回答がなされておらず、相変わらず課題の先送りを繰り返している。

この他にも、議会の議決に関して適切な理由を示さず再議に付したり、再三の指摘にも拘わらず、議会での虚偽と思われる答弁や法に抵触すると思われる専決を再三するなど、多くの不適正な行為をしてきた。

これらを総合的に判断すると、当町の行政執行の最高責任者である茂木伸一君の責任は極めて重大である。よって、議会はここに茂木伸一君に対しその責任を問い、猛省を求めるものである。

以上決議する。

平成21年6月19日。

群馬県吾妻郡東吾妻町議会。

以上でございます。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立同数)

議長(一場明夫君) 起立8人。

したがって、採決の結果、賛成、反対が同数です。

地方自治法第116条第1項の規定によって議長が本件に対して裁決します。

発議第1号 東吾妻町長茂木伸一君に対する問責決議については、議長は可決と裁決します。

したがって、発議第1号 東吾妻町長茂木伸一君に対する問責決議については可決されました。

発委第2号の再議の件について

議長(一場明夫君) 日程第2、発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の再議の件についてを議題といたします。

6月17日に議決した発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例は、町長から、地方自治法第176条第1項の規定によって再議に付されました。

町長から、再議に付した理由の説明を求めます。

町長。

(町長 茂木伸一君 登壇)

町長(茂木伸一君) 発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の再議請求について、提案理由の説明を申し上げます。

今定例会の発委第2号は、職員の給与に関する条例の附則削除として提案されました。5月21日開催の第5回臨時会の際、再議の結果、賛成少数で否決された発委第2号は、今回と同じく職員給与条例の附則削除として、発委第3号は職員給与特例条例の廃止という内容で提案をされました。いずれも現給保障をなくすということについては同じであり、1カ月も経過しない時期に同一内容の委員会発議を行うことは不当と考えます。

詳細につきましては、第5回臨時会の際と同趣旨でございます。

現給保障制度は、人事院勧告の平成18年度の給与構造改革の中で大幅に給与が減額されることによる職員の急激な生活の変化を避けるための経過措置として制度化されたものでございます。しかし、平成20年第1回定例会において町提案の45%削減条例が大幅に修正議決され、既に70%削減をされており、実際にラスパイレス指数も下がっております。委員会発議案は単に人件費の削減ということだけで、公正かつ明確な根拠もなく、人事院勧告制度とともに地方公務員法第14条の情勢適応の原則及び同法第24条第3項の給与、勤務時間、その他の勤務条件の根本基準に反するものであり、国・県及び他自治体との均衡を著しく失することから、再議を請求するものでございます。

以上でございます。よろしくご審議をください。

議長（一場明夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（一場明夫君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。これから発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の再議の件についてを採決します。

この採決は起立によって行います。この場合、さきの議決のとおり決定することについては、地方自治法第176条第3項の規定によって出席議員の3分の2以上の同意を必要とします。出席議員は17人であり、その3分の2は12人です。

本件をさきの議決のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（起立9人）

議長（一場明夫君） ただいまの起立者は3分の2に達しません。

したがって、発委第2号 東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の再議の件については、6月17日の議決のとおり決定することは否決されましたので、廃案となりました。

議長（一場明夫君） お諮りをいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本会議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に一任することに決定しました。

議長（一場明夫君） お諮りいたします。本定例会に付された事件は、すべて終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、本日をもって閉会にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（一場明夫君） 質疑なしと認めます。

したがって、本定例会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

これをもって、本日の会議を閉じます。

町長あいさつ

議長（一場明夫君） 閉会の前に町長のあいさつをお願いします。

町長。

（町長 茂木伸一君 登壇）

町長（茂木伸一君） 平成21年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

去る9日に開会されました今期定例会におきましては、人権擁護委員候補者の推薦等に関する人事案件5件、東吾妻町保育所条例の一部を改正する条例1件、平成21年度東吾妻町一般会計補正予算（第2号）を初め、予算関係3件、報告関係2件、その他、東吾妻町土地開発公社定款の変更等4件の議決をお願いしたところでございます。しかしながら、平成21年

度東吾妻町国民宿舎事業会計予算が否決されるなど、非常に残念な結果となりました。

また、議員発議により提出された東吾妻町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例等1件が可決されましたが、再議の結果、賛成少数で否決されましたことに対し、感謝を申し上げます。

今回の審議結果や一般質問など、多岐にわたるご意見や具申もありましたが、これらの状況を真摯に受けとめ、今後の町政執行に生かしていきたいと存じます。

議員各位の会期中における熱心なご審議とご指導に敬意と感謝を申し上げます。

国政では日本郵政人事の混乱を理由に総務大臣が更迭され、また厚生労働省児童家庭局長が虚偽有印公文書偽造の疑いで逮捕されるなど混乱を招いており、次期衆院選の日程をめくり政局は緊迫の度を増しております。

また、六合村では合併特例法の期限となる今年度末の合併を目指し、合併協議会を設置することを中之条町に申し入れるなど、郡内でも第2の合併協議が進められようとしています。

来月からは各地で夏祭りのイベントが開催されますが、地域の活性化や町の振興発展のために、議員各位におかれましてはご多忙の日々を迎えることと存じますが、議員活動にご精励されるとともに、町の諸事業、諸施策の推進のため、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、閉会のあいさつといたします。

ありがとうございました。

議長あいさつ

議長（一場明夫君） 閉会に際し、ごあいさつを申し上げます。

平成21年第2回定例会は、6月9日から本日まで11日間にわたり開催され、人事案件、予算、条例改正等15件の執行部提案に加え、委員会提出議案2件、議員提案1件を初め、陳情の審査等、終始熱心にご審議をいただき、町政一般質問には5人が立ち、また再議請求により会期を延長してのご審議をいただき、ここに終了することができました。議員各位のご精励、また執行部の皆様のご協力に心からお礼を申し上げます。

梅雨を迎えて蒸し暑い日が毎日続くようになってまいりましたが、健康には十分ご留意いただきまして、諸般の活躍をご期待申し上げ、閉会のあいさつといたします。

閉会の宣告

議長（一場明夫君） 以上をもちまして、平成21年第2回定例会を終了いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 1時19分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 一場 明 夫

署名議員 角 田 美 好

署名議員 日 野 近 吉

署名議員 中 井 一 寿